

東京都国土強靱化地域計画

平成 28 (2016) 年 1 月



＝目 次＝

<第1部 強靱化の理念>

第1章 計画の策定趣旨 位置付け	1
1 計画策定の趣旨・位置付け	1
2 他の計画との関係	2
3 東京の強靱化の意義	3
第2章 強靱化の基本的考え方	6
1 目標・方針の策定プロセス	6
2 日本、東京を取り巻く災害等の概況	7
3 東京の地域特性	10
4 強靱化の基本目標等	14
5 強靱化の推進方針	16
第3章 計画の推進	22
1 計画の推進	22
2 計画の見直し	22
3 推進に当たっての課題	22

<第2部 脆弱性評価 強靱化関連施策>

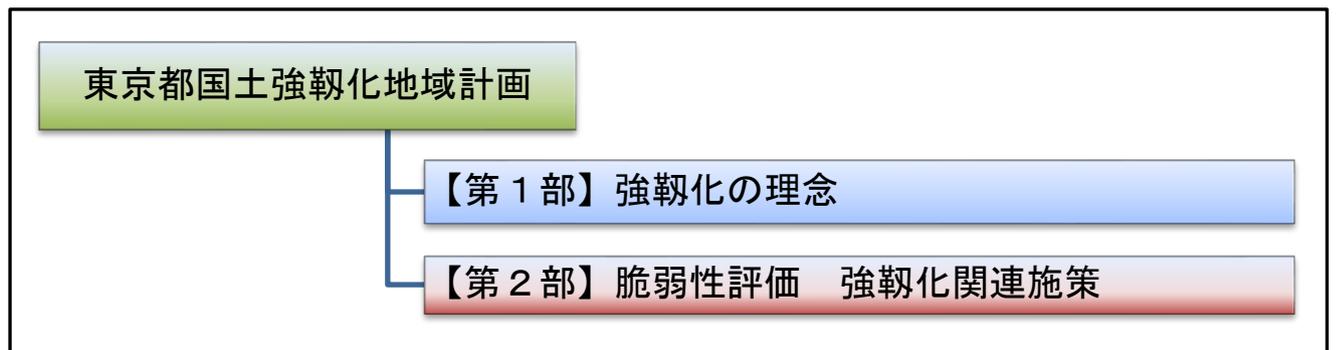
第1章 脆弱性評価	23
1 脆弱性評価とは	23
2 評価の前提となる事項	24
3 評価の実施手順	26
4 評価結果のポイント	28
第2章 強靱化関連施策	29
1 施策群(プログラム)別の関連施策	29
2 施策分野別の関連施策	87

(別紙1) プログラムごとの脆弱性評価結果	105
(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	131

本計画の構成

本計画は、強靱化の理念について記載した第1部と、脆弱性評価及び強靱化関連施策について記載した第2部とにより構成されている。

本計画の構成



第 1 部 強靱化の理念

第1章 計画の策定趣旨 位置付け

1 計画策定の趣旨・位置付け

東日本大震災は、未曾有の大災害となり、我が国のこれまでの防災・減災対策のあり方が問われることとなった。その中で、従来の防災・減災の枠を超え、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応により大規模自然災害への備えを進める視点として、強く打ち出された理念が、「国土強靱化」であり、広く普及しつつある。

強靱性とは「強くてしなやか」という意味であり、「レジリエンス」とも訳されている。国土強靱化（ナショナルレジリエンス）とは国土や経済、地域社会が災害などにあっても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを目指すものである。

国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定。以下「基本計画」という。）が策定されるなど、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を進めていくための枠組みが整備されてきた。基本法第 13 条では、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができると規定され、国は基本計画において、国土強靱化に向けた取組を地方公共団体や民間と連携して、総合的に推進することとしている。

都はこれまでも、東日本大震災以降、「東京都地域防災計画」の修正など防災・減災対策の抜本的な見直しを行ってきた。これらに加え、都の強靱化の方向性を示し、都のあらゆる施策を強靱化の観点から見直すとともに、強靱化の考え方を反映させていくことは、更なる防災・減災に資するものである。そもそも、首都機能を有し日本の心臓である東京が自然災害に対して、その機能を維持できなければ、我が国の強靱化は不可能である。

こうした趣旨を踏まえ、様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京の防災上の弱点を明らかにした上で、財源の確保などに取り組みながら、弱点の克服に向けた事業を着実に進めていくための指針として、基本法第 13 条に基づき、「東京都国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

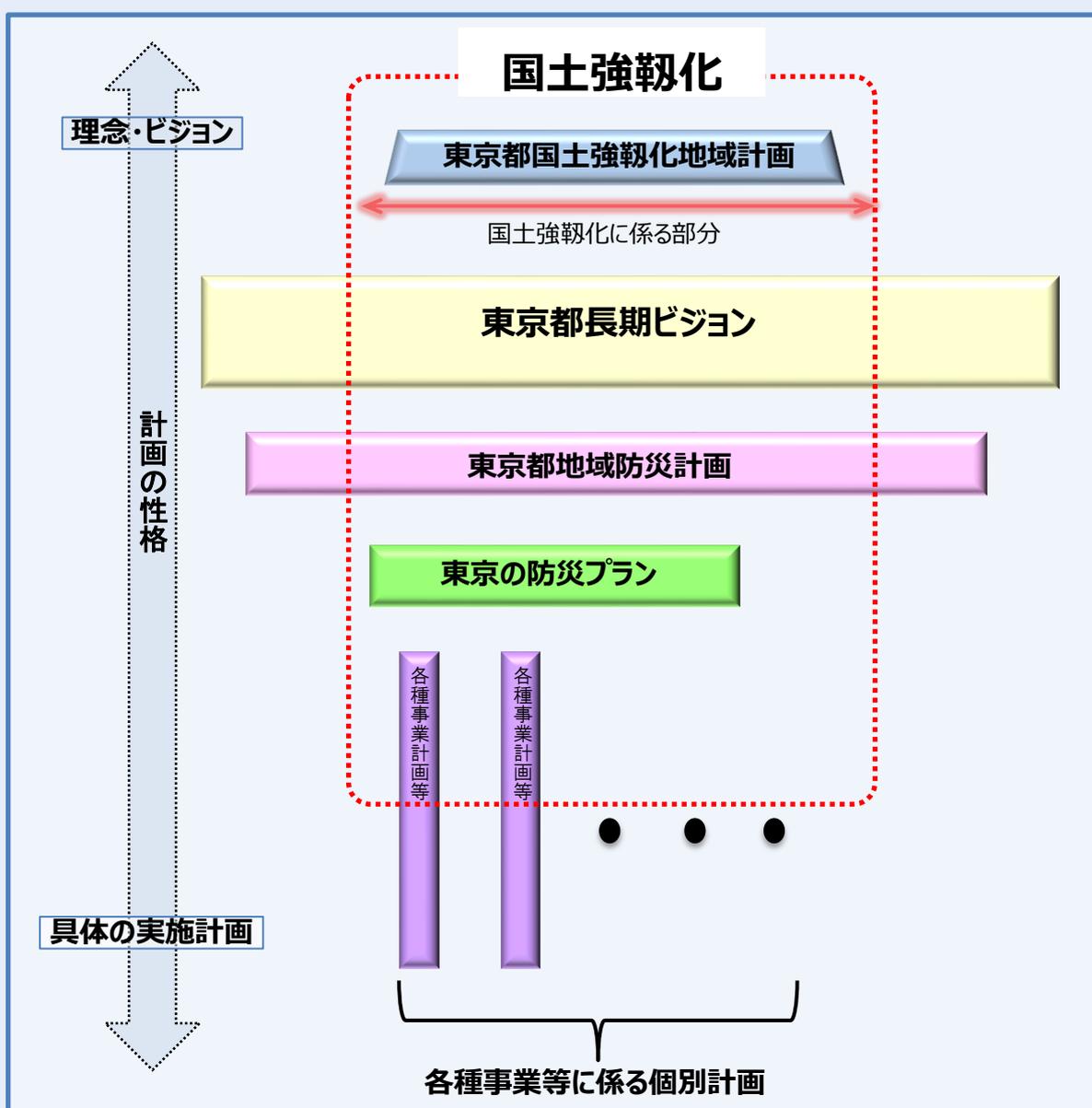
強靱化の取組は、例えば、島しょ地域における火山噴火、津波対策や、東部低地帯における浸水対策など、膨大な事業費を要するものや実現に時間を要するものも含まれる。また、都のみならず国や区市町村、民間事業者、都民等、多様な主体の参画・連携がなければ達成できないものである。本計画に基づき、全ての主体が共通の認識の下、東京における国土強靱化施策を着実に推進していくことが必要である。

2 他の計画との関係

都は、平成 26 年 12 月に、今後 10 年間の都政の大方針となる「東京都長期ビジョン」を策定するとともに、おおむね 2020 年度までに備えるべき防災の主な取組を示した「東京の防災プラン」を策定している。また、東京都防災会議は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条に基づき、各種災害に対する予防対策、応急対策、復旧対策を網羅的に定めた「東京都地域防災計画」を定めている。都はこれらの計画等に基づいた防災対策を着実に進めている。

本計画は、今後の防災施策の羅針盤として、これら既に策定されている様々な防災計画や、それに基づく具体的な取組を束ねるものである（アンブレラ計画）。

東京都国土強靱化地域計画と各種計画の関係（強靱化の観点からのイメージ）



3 東京の強靱化の意義

国土強靱化の取組は国全体で取り組むべきものであるが、以下の点から、東京が果たす役割は極めて大きく、東京の強靱化は日本にとって特別の意義を持つものである。

① 世界でも類を見ない集中・集積

東京は日本の約1割の人口を有し、多様な産業、情報、交通網、大学・研究機関等が集中する世界有数の大都市である。この集積は、東京が持つ大きな強みであると同時に、一度大規模自然災害に見舞われた場合には大きな弱点にもなり得る。平成24年4月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、首都直下地震が起きた場合、死者約9,700人、負傷者約147,600人、建物被害約304,300棟、帰宅困難者約517万人と甚大な被害が想定されている。このほか、道路等の被災と交通渋滞により被災地域内への物資搬入が滞ることによる深刻な物資不足、火力発電所の停止による電力供給の不安定化、発災直後の携帯電話・固定電話の音声通話の大幅規制、メールの遅配等による情報収集や伝達機能の大幅な低下など、東京は大混乱に陥ることが予想される。

東京の強靱化によりこの膨大な人的・物的被害を防ぎ、東京の社会経済活動を維持することは、我が国の存亡に直結するものである。

○ 首都直下地震等による東京の被害想定概要（冬の夕方18時・風速8m/秒）

		【首都直下地震】		【海溝型地震】		【活断層で発生する地震】		
		東京湾北部地震 (M7.3)	多摩直下地震 (M7.3)	元禄型関東地震 (M8.2)	立川断層帯地震 (M7.4)			
人的被害	死者	約 9,700	約 4,700	約 5,900	約 2,600	人	人	
	原因別	揺れ	約 5,600	約 3,400	約 3,500	約 1,500	人	人
		火災	約 4,100	約 1,300	約 2,400	約 1,100	人	人
	負傷者	約 147,600	約 101,100	約 108,300	約 31,700	人	人	
		(うち重傷者)	(約 21,900)	(約 10,900)	(約 12,900)	(約 4,700)	人	人
	原因別	揺れ	約 129,900	約 96,500	約 98,500	約 27,800	人	人
火災		約 17,700	約 4,600	約 9,800	約 3,900	人	人	
物的被害	建物被害	約 304,300	約 139,500	約 184,600	約 85,700	棟	棟	
	原因別	揺れ	約 116,200	約 75,700	約 76,500	約 35,400	棟	棟
		火災	約 188,100	約 63,800	約 108,100	約 50,300	棟	棟
	避難者の発生(ピーク:1日後)	約 339万	約 276万	約 320万	約 101万	人	人	

帰宅困難者	約 517万	人	(東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書(平成24年4月)」)
-------	--------	---	--

② 首都機能の維持

東京は我が国の首都であり、国会などの政治中枢、内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、各省、各委員会及び各庁の本省等の中央組織などの行政中枢、金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関などの経済中枢など首都機能を有する日本の心臓である。

大規模自然災害により、これらの首都機能に障害が発生した場合、災害応急対策に大きな支障を及ぼし、災害後の混乱を深刻化・長期化させるおそれがある。また、我が国全体の国民生活や経済活動に支障が生じ、回復も困難となるほか、海外にも大きな影響が波及することが予想される。

このように、首都機能の維持は我が国の存亡に関わる喫緊の課題であり、東京の強靱化の実現は一自治体の強靱化にとどまるものではなく、我が国の強靱化の必須条件といっても過言ではない。

本計画における首都機能とは

- 政治中枢機能：国会
- 行政中枢機能：内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、各省、各委員会及び各庁の本省等の中央組織等
- 経済中枢機能：金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等、企業の本社等
- これら中枢機能の維持を図るために必要不可欠な機関、施設等



国会議事堂



丸の内地区



霞が関地区



東京国際空港（羽田空港）



東京港

③ 安全・安心な 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

東京の強靱性に裏付けられた安全・安心な 2020 年オリンピック・パラリンピック大会を開催することは、開催都市としての国際的な責任である。また、安全・安心な大会の開催に向け、強靱化の取組を精力的に進めることは、東京の災害対応力をより高い水準に高めることに寄与することになる。

レジリエンスとは？

レジリエンス (resilience) とは、本来は心理学の用語で、「逆境や困難等に直面した時に、適応する精神力」という意味で使用されていたものが、次第に防災・減災等の分野においても使用されるようになったものです。

例えば、アメリカにおいては「状況の変化に対応でき、非常事態による混乱に耐え速やかに回復できる能力 (The term “resilience” refers to the ability to adapt to changing conditions and withstand and rapidly recover from disruption due to emergencies.)」と、EUにおいては「個人や家庭、コミュニティー、国や地域が、内乱などの人災も含めた災害によるストレスやショックに耐え、適応して迅速に回復する能力 (Resilience is the ability of an individual, a household, a community or region to withstand, cope, adapt, and quickly recover from stresses and shocks such as violence, conflict, drought and other natural disasters without compromising long-term development)」と定義されています。

レジリエンスに向けた取組は各国で推進されており、イギリスでは、平成 19 (2007) 年の大洪水の被害を受け、「重要インフラレジリエンスプログラム」が策定され、アメリカでは、平成 17 (2005) 年のハリケーンカトリーナによる被害を受け、国家インフラ防護計画を見直す等の取組を行っています。



ハリケーンカトリーナによる被災状況

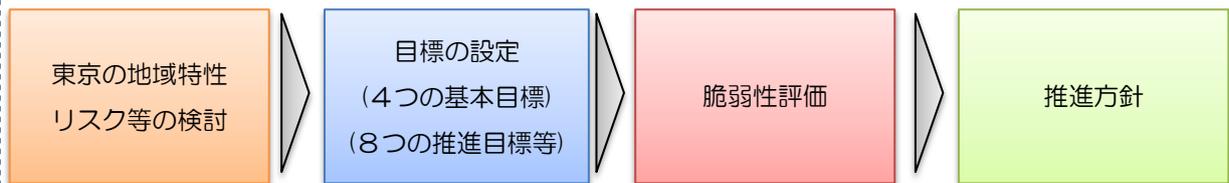
(出典：米国連邦緊急事態管理庁 (FEMA) ホームページ)

第2章 強靱化の基本的考え方

1 目標・方針の策定プロセス

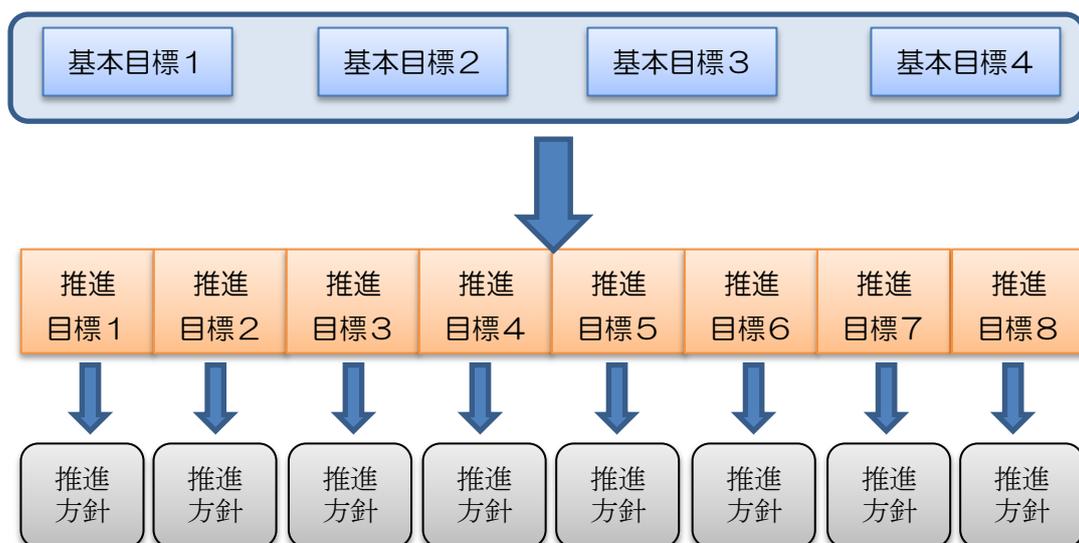
本計画で定める強靱化の目標・方針は、以下の検討プロセスを経て策定した。
策定に当たっては、全東京の取組とするために、東京都に加え、国や関係機関で構成される「東京都防災会議」において検討を行った。

- 1 東京の地域特性、リスク等の検討
- 2 強靱化の実現に向け、目標（4つの基本目標、8つの推進目標等）を設定
- 3 現行施策の対応力について分析・評価
- 4 脆弱性評価もとに対応方策を検討し、目標を達成するための推進方針を取りまとめ



※平成27年6月30日公表「大規模自然災害に対する脆弱性の評価の結果」（第二部一章、別紙）参照

<目標と方針の関係>



2 日本、東京を取り巻く災害等の概況

強靱化の方針を検討する際に前提となる、過去に日本及び東京で発生した災害等の概況について記載する。

(1) 事象別に見る近年の災害

○地震・津波

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、東北から関東地方に至る東日本の太平洋岸全体の広範にわたり甚大な被害をもたらしたほか、巨大地震が引き起こした大津波により、東北地方を中心とする太平洋岸の地域に壊滅的な被害をもたらした。都内においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生等の被害が発生している。

これを受け、東京都防災会議は、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を、平成25年5月には「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表し、新たな被害想定のもとで「東京都地域防災計画 震災編」の修正を行うなど、震災対策の見直しを行った。

本年に入っても、平成27年5月の小笠原西方沖を震源とする、小笠原村で震度5強、区部等で震度4が観測された地震のほか、同年9月の東京湾を震源とする多摩東部で最大震度5弱が観測された地震などが発生している。

○風水害

平成25年10月に東京都大島町元町地区において発生した大規模な土砂災害及び山腹崩壊では、死者・行方不明者39名、建物被害385棟、停電最大110件、断水約3,000世帯など、甚大な被害が生じた。これを受け東京都防災会議は、平成26年7月に「東京都地域防災計画 風水害編」の見直しを行っており、豪雨対策、土砂対策等の各種対策を進めている。

この後も、平成26年8月には広島県広島市において、死者74名、建物被害4,749棟の被害が発生するなど、災害が頻発している。平成27年9月に発生した関東・東北豪雨では、河川堤防の決壊等を引き起こし、人命が失われたほか、大量の家屋浸水、避難者の発生など甚大な被害が生じた。また、都内においても一部で床上浸水、床下浸水が発生するなど、改めて水害リスクが顕在化した。

○火山災害

東京の島しょ地域においては、過去にたびたび火山災害を経験しており、昭和61年に発生した伊豆大島の噴火では、全島避難をする事態となった。また、平成12年に発生した三宅島の噴火では、全島避難に加え、約4年半に及ぶ避難生活を強いられるという被害が生じており、これらの火山災害の経験を踏まえ、都は、火山の観測・監視体制や避難体制の整備などの対策を推進している。

近年では、平成26年9月に発生した御嶽山の噴火において、火口周辺で多数の死者・負傷者が出るなど、甚大な被害が生じており、これを受け、国は、平成27年7月に「活動火山対策特別措置法」の改正を行った。御嶽山の噴火以降も、全島避難をする事態となった口永良部島をはじめ、桜島や阿蘇山などで噴火が発生している。

(2) 過去の主な大規模災害

○関東地震以降で甚大な被害をもたらした地震

年	規模	災害名	被害
大正 12(1923)	M7.9	関東地震 (関東大震災)	死・不明 10万 5,000 人余
昭和 2 (1927)	M7.3	北丹後地震	死者 2,925 人
昭和 18(1943)	M7.2	鳥取地震	死者 1,083 人
昭和 19(1944)	M7.9	東南海地震	死・不明 1,223 人
昭和 20(1945)	M6.8	三河地震	死者 2,306 人
昭和 21(1946)	M8.0	南海地震	死者 1,330 人
昭和 23(1948)	M7.1	福井地震	死者 3,769 人
平成 7 (1995)	M7.3	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	死者 6,434 人
平成 23(2011)	M9.0	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	死者 19,225 人 (平成 25 (2015) 年 3 月現在)

※1,000 人以上の死亡者が発生した地震



2011 年 東北地方太平洋沖地震

○東京に被害を及ぼした主な台風・大雨

時期	事象	主な被害地域	建物被害など
昭和 22 (1947) 年 9 月	カスリーン台風	区部東部	床上浸水 78,993、床下浸水 24,879
昭和 24 (1949) 年 8 月	キティ台風	区部東部	床上浸水 73,750、床下浸水 64,127
昭和 33 (1958) 年 9 月	狩野川台風	区部東部、 山の手台地 谷底部	床上浸水 142,802、床下浸水 337,731
平成 25 (2013) 年 10 月	台風第 26 号	大島町	床上浸水 159、床下浸水 130



2013 年 台風 26 号による伊豆大島の土砂災害

○東京に被害を及ぼした主な火山噴火

年	災害名	被害など
宝永 4 (1707)	富士山宝永大噴火	大量の降灰
明治 35 (1902)	伊豆鳥島噴火	死者 125 人
昭和 15 (1940)	三宅島噴火	死者 11 人
昭和 58 (1983)	三宅島噴火	溶岩流などの被害
昭和 61 (1986)	伊豆大島噴火	全島民が島外避難
平成 12 (2000)	三宅島噴火	全島民が島外避難

※東京に被害が及んだ火山噴火



1986 年 伊豆大島噴火©T.Miyazaki



2000 年 三宅島噴火

3 東京の地域特性

東京の強靱化を適切に進めるためには、東京の持つ地理的・社会的特性や、東京が日本全体において果たす役割等を踏まえた上で、種々の施策を講じることが重要である。強靱化の方針を検討する際に前提となる、東京の地域特性について記載する。

①区部、多摩地域及び島しょ地域からなる多様な区域

- 東京は、区部及び多摩地域の陸地部と伊豆諸島及び小笠原諸島などの島しょ地域から構成されている。陸地部は、東西約 90km、南北約 25km と東西に細長く、その西半分は関東山地の一部をなし、東半分は関東平野に位置している。また、島しょ地域は、太平洋西部の広大な海域に分布している。

<区部>

- 陸地部の東部に位置する区部は、国会や中央省庁等が立地し、様々な業種・業態の企業が本社機能を構え、大学・研究機関や多様な芸術文化資源が集積するなど、日本の政治・経済・文化の中心である。また、東京国際空港や東京港、東京駅等を有し、日本国内各地や世界各国を結ぶ広域交通・物流ネットワークの結節点を形成している。
- 東部低地帯は河川流域の軟弱な地盤の上、地下水の利用により地盤沈下が進み、水害等の自然災害に弱い地域になった。また、市街化の進展に伴う雨水流出率の増加や地下空間の増大などにより水害に対するリスクは区部全域においても高まっている。
- 震災時の木造住宅密集地域における大規模市街地火災や大量の帰宅困難者の発生等、区部は災害に対する種々のリスクを抱えている。



霞が関の行政中枢機能



羽田空港、東京港等の広域交通ネットワーク



東日本大震災時の帰宅困難者

<多摩地域>

- 多摩地域は、都内総面積の約 53%に当たる約 1,160 平方 km の地域である。大小の河川、崖線等が生む魅力的な景観や豊かな自然を有し、400 万人を超える都民の生活の場であるとともに、多様な産業の集積や大学・研究機関等の立地等により東京の発展を支える重要な地域となっている。また、武蔵野台地に代表される比較的強固な地盤を有していることや、圏央道や多摩南北道路をはじめとする道路ネットワークの整備等により、首都直下地震の発生の際は、都心部への物資供給等、重要なバックアップ機能も期待される。
- 多摩地域の特徴の一つである河川周辺や丘陵地、山間部においては、近年頻発している局地的集中豪雨等もあいまって、水害やがけ崩れ、土石流、地滑り等のリスクを抱える箇所が存在する。さらに、山間部では、土砂の崩落、雪害等に伴う交通途絶により孤立する地域が発生することも懸念される。



丘陵地に広がる街並み
(多摩ニュータウン)



多摩地域の立地集積を生かした産学連携
(首都大学東京 産学公連携センター)



急傾斜地の土砂災害対策例

<島しょ地域>

- 島しょ地域は、太平洋西部の広大な海域に分布しており、我が国が占める領海の 11.6%、排他的経済水域の約 38%という海域を生み出している。また、国立公園の指定や世界自然遺産の登録に代表されるように、豊かな自然を有しており、東京の多様な魅力の一端を担っている。
- 陸地部と比較し、多雨地域が多いことや、台風の接近数が多い等の特色があり、土砂災害や高潮被害等のリスクを抱えている。また、巨大地震時には、広範にわたり甚大な津波被害が生じるおそれがある。さらに、多くの火山島や海底火山が存在している。



豊かな自然環境
(世界自然遺産 小笠原諸島)



土砂災害による被害
(平成 25 年 10 月大島町)

②人口

- 平成 25 年 10 月時点の東京の人口は約 1,330 万人であり、日本の総人口約 1 億 2,729 万人に対し、約 1 割を占めている。地域別にみると、区部は約 906 万人（都全体の約 68.2%）、多摩市町村は約 420 万人（都全体の約 31.6%）、島しょは約 2 万 7 千人（都全体の 0.2%）となっている。
（総務省統計局「人口推計（平成 25 年 10 月 1 日現在）」、東京都総務局「東京都の人口推計 平成 25 年 10 月 1 日現在」）
- 平成 25 年 10 月時点の東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の総人口は 3,579 万人であり、日本の総人口の 3 割弱を占めている。
（総務省統計局「人口推計（平成 25 年 10 月 1 日現在）」）
- 平成 22 年時点の年齢別人口は、年少人口（0～14 歳）は 147 万 7,371 人（11.4%）、生産年齢人口（15～64 歳）は 885 万 225 人（68.2%）、老年人口（65 歳以上）は 264 万 2,231 人（20.4%）となっている。平成 17 年と比べると、年少人口は 52,704 人（3.7%）、生産年齢人口は 15 万 4,633 人（1.8%）の増加となり、老年人口は 34 万 6,704 人（15.1%）と大幅に増加している。
（平成 22 年国勢調査、東京都総務局「平成 22 年 東京都の昼間人口」）
- 平成 22 年時点の東京の昼間人口は約 1,558 万人であり、約 289 万人の昼間流入人口が存在する。
（平成 22 年国勢調査、東京都総務局「平成 22 年 東京都の昼間人口」）
- 平成 22 年時点の東京全域の人口密度は、夜間人口では 6,042.3 人/km²となっている。さらに、区部の人口密度は、夜間人口では 14,498.0 人/km²、昼間人口では 18,980.5 人/km²と、非常に高密に人口の集積がみられる。
（平成 22 年国勢調査、東京都総務局「平成 22 年 東京都の昼間人口」）

③経済

- 平成 24 年度の都内総生産（名目）は 91 兆円を超えており、全国の約 19%を占めている。また、主要国と比較しても、世界 15 位の韓国に次ぐ経済規模となっている。
（東京都総務局「平成 24 年 都民経済計算」）。
- 平成 24 年の東京都の事業所数（民営事業所）は 62 万 7,357 事業所、従業者数は 865 万 5,267 人となっており、全国 1 位の値となっている。
（東京都総務局「くらしと統計 2015」）。
- 世界有数の大企業トップ 300（『Fortune Global 500』において 300 位以内にランクしている企業）の約 1 割が集積している。
（森記念財団「世界の都市総合力ランキング」）

④東京と全国の比較

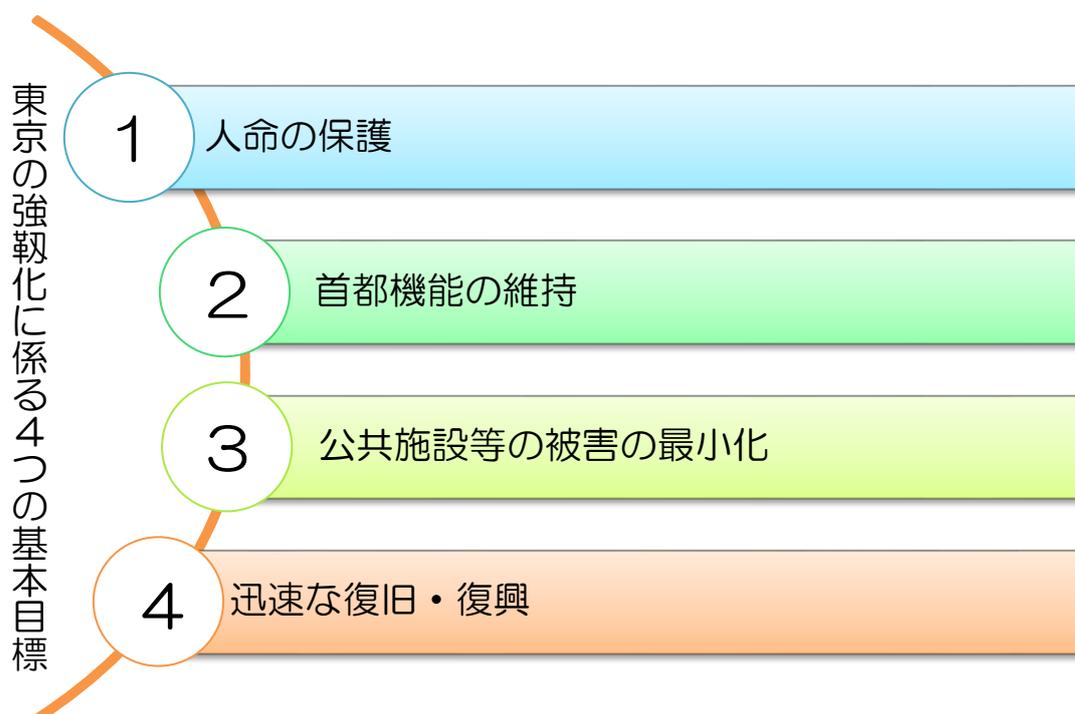
項目		東京都	全国	順位	年次
土地・気象	面積	2,189km ²	377,962 km ²	45位	25.10.01
住宅	持家住宅率	45.8%	61.7%	47位	25.10.01
	専用住宅の1住宅 当たり延べ面積	63.54 m ²	92.97 m ²	47位	25.10.01
人口・世帯	人口総数（推計）	13,300千人	127,298千人	1位	25.10.01
	外国人人口	407千人	2,066千人	1位	25.12.31
	転入者数（住民基本 台帳による他府県と の移動人口）	432千人	2,405千人	1位	26年
	転出者数（住民基本 台帳による他府県と の移動人口）	356千人	2,405千人	1位	26年
	合計特殊出生率	1.13	1.43	47位	25年
	一般世帯数	638万世帯	5,184万世帯	1位	22.10.01
	一般世帯の平均人員	2.03人	2.42人	47位	22.10.01
医療・衛生・ 環境	病院数	646施設	8,540施設	1位	25.10.01
	自然公園面積	79,889ha	5,431,321ha	27位	26.03.31
都民経済 計算	都内総生産 （名目GDP）	91兆9千億円	472兆6千億円	—	24年度
事業所	事業所数（民営事業 所のみ）	627千事業所	5,454千事業所	1位	24.02.01
	従業者数（民営事業 所のみ）	8,655千人	55,837千人	1位	24.02.01
農林水産業	農業産出額	271億円	8兆6千億円	47位	24年
工業	製造品出荷額など （従業員4人以上）	7兆9千億円	292兆1千億円	13位	25年
商業・サービ ス業	年間商品販売額（卸 売・小売業）	182兆2千億円	548兆2千億円	1位	19年
財政	一般会計歳入歳出予 算額（東京都及び国 の一般会計当初予 算）	6兆7千億円	95兆9千億円	—	26年度
警察・消防	交通事故発生件数	42千件	629千件	4位	25年
	刑法犯認知件数	163千件	1,314千件	1位	25年
	出火件数	5,213件	48,095件	1位	25年
	出火率（人口1万人 当たりの出火件数	3.97	3.75	20位	25年

（東京都総務局「くらしと統計2015」より）

4 強靱化の基本目標等

(1) 東京の強靱化を進める上での4つの基本目標

国土強靱化とは、国土や経済、地域社会が災害などにあっても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを目指すものである。東京の地域特性やリスク等を踏まえ、以下の4つの基本目標を設定した。



(2) 強靱化における8つの推進目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定してより具体化し、達成すべき目標として次の8つの推進目標を設定した。

都民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模自然災害が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていること、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間豪雨の増加傾向など、大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、まずは大規模自然災害を想定した目標とした。

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む。)を機能不全に陥らせない

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

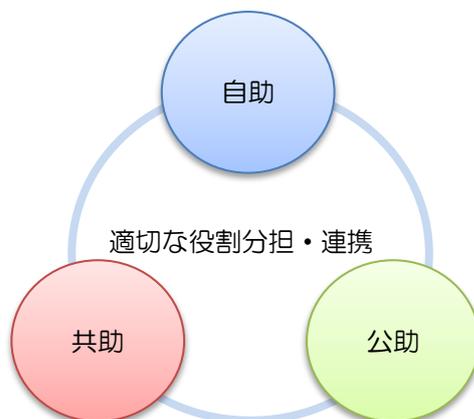
5 強靱化の推進方針

脆弱性評価を分析・検討し、8つの推進目標を達成するための推進方針を取りまとめた（脆弱性評価の結果は第2部に掲載）。

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

<推進方針>

- 高齢者や障害者などの要配慮者等あらゆる立場に配慮した安全確保等の取組を、女性の視点も踏まえつつきめ細かく推進する。
- 都民や地域の自助・共助の意識、防災意識の醸成を図り、公助との適切な役割分担・連携による一体的な取組を推進する
- 区部東部や地下街における水害、山手線外周部の木造住宅密集地域、島しょ地域における火山噴火・津波、丘陵地帯における土砂災害などそれぞれの地域がさらされている危険性に応じた適切な対策を講じていく
- 建築物等の耐震化・不燃化や都市基盤施設の整備等のハード面の対策と、防災訓練や防災教育等のソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策を推進する
- 情報の収集・発信・伝達手段の多様化・充実化や行政区域を超えた広域的な連携等を進め、適切な避難行動を実現する



(要配慮者の避難)

ソフト施策

- (施策例)
- ・防災訓練、防災教育の実施
 - ・ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等を活用した多様な災害情報の発信



(防災訓練の実施)

ハード施策

- (施策例)
- ・建築物等の耐震化
 - ・都立公園等のオープンスペースの確保
 - ・堤防、防潮堤等の整備



(集合住宅の耐震改修事例)

目標2

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)

<推進方針>

- 備蓄品の充実・確保や円滑な物資調達のための準備を進めるとともに、災害時の輸送体制を整備する
- 多様な主体間の連携を強化する
- 建築物や道路、橋梁^{りょう}等のインフラ施設等の災害対応力を強化する
- 応急活動拠点を整備し、受援体制を強化する
- 多種多様な災害に対応できる人材を育成するとともに、装備・資機材を充実強化する
- 自主防災組織等の参加する防災訓練の実施等により、都民・事業者の防災意識を高揚させ、地域の災害対応力の向上を図る
- 医療機関が災害時にも継続的に業務を行えるよう、BCP^{*}の作成や防災訓練の実施等を行う（※BCP：事業継続計画（Business Continuity Plan）の略称）
- 災害時の情報伝達・情報共有の円滑化に向け、多様な情報通信手段の確保や情報連絡体制を強化する
- 道路ネットワークの拡充による代替路の確保や輸送手段の多様化等、災害時の冗長性・代替性を確保する
- 一斉帰宅の抑制の徹底や一時滞在施設の確保等、総合的な帰宅困難者対策を推進する
- 予防接種、消毒、害虫駆除等、平時から疾病・感染症等の発生防止策を講じておく



防災ブック「東京防災」の活用による
防災意識の高揚



デジタルサイネージを活用した
帰宅困難者の誘導訓練状況

目標3

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

<推進方針>

- 防災上重要な公共施設・ライフライン等の災害対応力の強化や代替施設の整備等を推進する
- 信号機用非常用電源設備の整備等、交通の安全を確保する
- 行政機関内の情報連絡体制を整備する
- BCM*を適切に運用し、行政機関の災害対応力を強化する
(※BCM：事業継続マネジメント (Business Continuity Management) の略称)



都庁舎



中央官庁舎



東京消防庁 本部



警視庁 本部

(防災上重要な公共施設の例)

目標4

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

<推進方針>

- 被災者の通信手段の確保のため、電気通信設備の耐震化、無停電対策、移動・可搬型基地局の整備等を推進する
- 情報発信手段の多様化を図るとともに、多様化に必要な情報通信基盤の整備を推進する
- 郵便事業等のBCP*の実効性確保のための取組を推進する
(※BCP：事業継続計画 (Business Continuity Plan) の略称)



(情報通信手段の多様化 (イメージ))

目標5

大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない

<推進方針>

- 企業のBCP*の策定促進や燃料備蓄の促進、給油体制の整備等経済活動の継続力を強化する
- 施設の整備・耐震化、関係者間の連携強化、BCP*の実効性向上等により、企業、重要な産業施設、道路・港湾・空港等の災害対応力を強化する
- 広域的な道路ネットワーク機能を拡充する
- 道路閉塞の防止対策を進めるとともに、迅速な道路啓開等に向けた体制を構築する

（※BCP：事業継続計画（Business Continuity Plan）の略称）



（防潮堤の耐震化）



（無電柱化の推進）



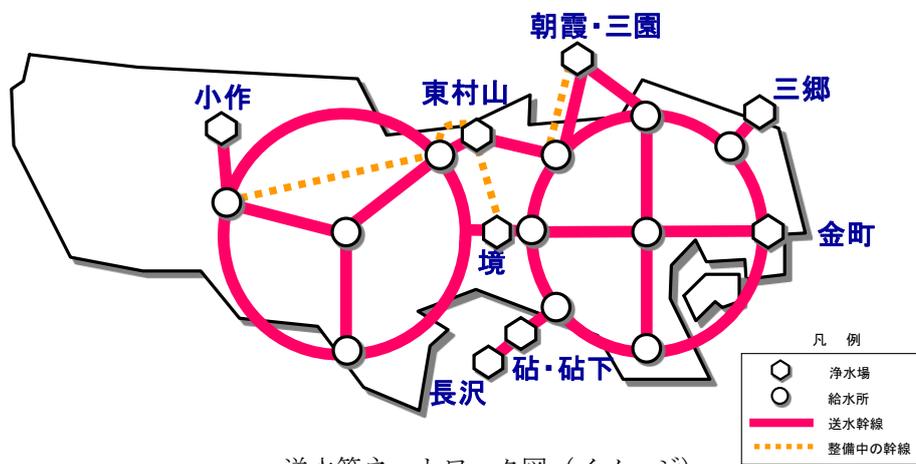
三環状道路の整備による広域的な道路ネットワーク

目標6

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

<推進方針>

- ライフライン施設の多重化・複線化や耐震化等災害対応力を強化するとともに、道路ネットワークの拡充による代替路の確保、輸送手段の多様化など、災害時の冗長性、代替性を確保する
- 道路の防災対策やネットワーク機能を拡充する
- コージェネレーションシステムや自家発電機による電力確保等、自立分散型エネルギーの利用を拡大する
- 電気設備・電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化の取組を推進する
- 水道・下水道施設の耐震化、水害対策等を推進するとともに、バックアップ機能等を強化する
- 安定した水源の確保や節水型の都市づくり等を進める
- 道路・鉄道・空港等の災害対応力を強化する



送水管ネットワーク図 (イメージ)

<コージェネレーションシステム>



<家庭用燃料電池>



(写真提供) 東京ガス株式会社

目標7 制御不能な二次被害を発生させない

<推進方針>

- 建築物の耐震化やインフラ整備等のハード面の対策、防災訓練等による地域防災力の向上等のソフト面の対策を組み合わせた取組を推進する
- 緊急通行車両等の円滑な通行のための体制を整備するとともに、交通の安全を確保する
- 各種情報を的確かつ迅速に発信できる体制を整備し、風評被害等による経済等への影響を回避する
- 有害物質等の管理体制を強化する
- 農地・森林等の荒廃を防止するため、治山事業や森林の整備・保全を推進する

目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

<推進方針>

- がれきの処理方法や復興まちづくりなどの事前検討、罹災証明書発行システムの導入など迅速な復旧・復興を実現するための取組を推進する
- 復旧・復興を担う人材を養成する
- 広域・長期にわたる浸水被害を防ぐため、堤防・水門、海岸保全施設等の耐震・耐水対策等を推進する



罹災証明書発行システムイメージ



災害ボランティアコーディネーターの養成講座

第3章 計画の推進

1 計画の推進

本計画は区市町村や民間事業者等による取組を含め、東京都における国土強靱化施策を推進するための基本的な指針となるべきものである。

したがって、強靱化の具体的な取組については、東京都地域防災計画等の当該取組が位置付けられたそれぞれの計画等のもとで、着実に推進していくものとする。

2 計画の見直し

本計画は、定期的に行う進捗状況の把握、今後の社会経済情勢の変化、国の基本計画が概ね5年ごとに見直されること等を考慮し、必要に応じて見直しを図るものとする。

3 推進に当たっての課題

(1) 財政上の支援

東京は我が国の人口の約1割が居住する大都市であるだけでなく、政治・行政・経済などの首都機能を有する日本の心臓であり、大規模自然災害時には応急対策から、復旧・復興まで中枢機能を担わなければならない。

災害時においても、首都機能を維持していくための取組にかかる財政需要は膨大であり、東京都は多額の事業費を計上している。その取組は東京だけのためではなく、日本にとって不可欠なものである。

国は、地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援として、30の関係府省庁の交付金・補助金等の交付の判断に当たって、一定程度配慮するとしている。しかし、首都機能はもちろん、医療機能、交通・物流機能、情報通信機能等様々な重要機能のあり方を強靱化の観点から見直し、対策を着実に推進することは、国家的な観点からも大きな意義と責任があり、東京都だけがその負担を負うことは適当ではない。地域計画に位置付けられた取組に対しては普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全団体が交付対象となる新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率嵩上等確実かつ具体的な財政措置を実施することが必要である。

(2) 広域的な災害対応のための体制づくり

安全な避難行動や迅速な復旧・復興などの実現のためには、自治体の枠を超えた広域的な対応が必要不可欠である。都、国、区市町村の連携を一層強化するとともに、特に重大性、緊急性、危険性が高い場合などに、都や国が主導的な役割を果たすことができるような制度も検討しておく必要がある。

第 2 部 脆弱性評価 強靱化関連施策

第1章 脆弱性評価

1 脆弱性評価とは

基本法において、「国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。」（基本法第17条第1項）と定めており、国は、平成25年12月に「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」を定め、平成26年4月に「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の結果」をとりまとめ、同年6月に基本計画を策定した。

東京都では、法の制定及び基本計画の策定を踏まえ、平成26年11月10日に東京の国土強靱化の推進に当たって行うべき脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を適切に実施する上で必要な事項を定めた「大規模自然災害に対する脆弱性の評価の指針」を決定した。

さらに、指針に基づき、起きてはならない最悪の事態を回避する施策及びその進捗状況を示す指標を設定した上で、施策ごとに課題の分析・整理を行った。これを基にした各事態を回避するための施策群（プログラム）ごと及び施策分野ごとに行った総合的な評価と、施策群（プログラム）ごとに設定した重要業績指標の現状値を、「大規模自然災害に対する脆弱性の評価の結果」に取りまとめ、平成27年6月に公表した。

2 評価の前提となる事項

①想定するリスク

都民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模自然災害が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていること、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間豪雨の増加傾向など、大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、まずは、大規模自然災害を想定した評価を実施した。

②施策分野の設定

評価を行う施策分野は、以下の7分野とした。

- 行政機能（警察・消防等）
- 健康・医療・福祉
- 情報通信
- 経済・産業
- 教育・文化
- 環境
- まちづくり

③リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性の評価を行う上で必要となる、起きてはならない最悪の事態の設定に先立ち、第1部第3章の「3 強靱化の基本目標」において設定した4つの基本目標、8つの推進目標に基づき、目標達成の妨げとなる事態として「起きてはならない最悪の事態」を以下のとおり45設定した。

【目標1】 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

<p>【目標 2】</p>	<p>大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）</p> <p>2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p> <p>2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p> <p>2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足</p> <p>2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺^ひ</p> <p>2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p>
<p>【目標 3】</p>	<p>大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</p> <p>3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化</p> <p>3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発</p> <p>3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全</p> <p>3-4 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p>
<p>【目標 4】</p>	<p>大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する</p> <p>4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺^ひ・長期停止</p> <p>4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態</p> <p>4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p>
<p>【目標 5】</p>	<p>大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない</p> <p>5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下</p> <p>5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p> <p>5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</p> <p>5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響</p> <p>5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止</p> <p>5-6 複数空港の同時被災</p> <p>5-7 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態</p> <p>5-8 食料等の安定供給の停滞</p>
<p>【目標 6】</p>	<p>大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</p> <p>6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスのサプライチェーン機能の停止</p>

6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶
【目標 7】 制御不能な二次災害を発生させない	
7-1	市街地での大規模火災の発生
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 ^ひ
7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
7-5	有害物質の大規模拡散・流出
7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7-7	風評被害等による経済等への甚大な影響
【目標 8】 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-4	新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 評価の実施手順

①起きてはならない最悪の事態回避ための施策及びその進捗状況を示す指標の設定

脆弱性の評価を行うにあたり、都、国、民間事業者等（以下「関係機関」という。）は、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、現在実施されている施策を特定するとともに、その施策の達成度及び進捗を表す指標をできる限り設定した。その際、関係機関において使用している既存の指標を用いるほか、適当な指標が無い場合は、新たに指標を設定することとした。

(関係機関一覧)

東京都 (28 局)	政策企画局、青少年・治安対策本部、総務局、財務局、主税局、生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局、都市整備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、会計管理局、交通局、水道局、下水道局、教育庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、収用委員会事務局、議会局、警視庁、東京消防庁
指定地方行政機関 (13 機関)	関東総合通信局、関東財務局、関東信越厚生局、東京労働局、関東農政局 (東京支局含む。)、関東森林管理局、関東経済産業局、関東東北産業保安監督部、関東地方整備局、関東運輸局、東京航空局、東京管区气象台、第三管区海上保安本部
自衛隊	陸上自衛隊 (第 1 師団)
指定公共機関 (24 機関)	日本郵便、NTT 東日本、NTT コミュニケーションズ、NTT ドコモ、日本銀行、日赤東京都支部、日本放送協会、東日本高速道路、中日本高速道路、首都高速道路、水資源機構、国立病院機構、KDDI、ソフトバンク、JR 東日本、JR 東海、JR 貨物、東京ガス、東京電力、日本通運、福山通運、佐川急便、ヤマト運輸、西濃運輸
指定地方公共機関 (40 機関)	東武鉄道、東急電鉄、京成電鉄、京王電鉄、京急電鉄、西武鉄道、小田急電鉄、東京地下鉄、東京モノレール、ゆりかもめ、北総鉄道、多摩都市モノレール、東京臨海高速鉄道、首都圏新都市鉄道、東海汽船、東京都トラック協会、都庁輸送組合、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、献血供給事業団、東京都獣医師会、TBS テレビ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE、日経ラジオ社、InterFM、日本テレビ、テレビ東京、フジテレビジョン、テレビ朝日、TOKYO MX、TBS ラジオ&コミュニケーションズ、東京バス協会、東京ハイヤー・タクシー協会、東京都個人タクシー協会、日本エレベーター協会関東支部
その他	東京都消防協会

②脆弱性の分析

関係機関は、①で特定した各施策について、進捗状況を踏まえ、また、目標まで到達した状態を想定し、「起きてはならない最悪の事態」の回避が可能であるか、不可能である場合に何が足りないかを分析した。

そして、当該事態の回避（リスクの一部低減も含む。）に向けて、現状を改善するために何が課題であり、今後どのような施策を導入すべきかについて分析・整理した。

なお、課題の分析・整理に当たっては、首都機能を有する東京として備えているべき強靱性を念頭に置くとともに、必要に応じ、投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源に関する課題を含めた。

③脆弱性の総合評価

個別施策ごとに行った②の分析を基に、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避（リスクの一部低減を含む。）するための施策群（以下「プログラム」という。）を整理し、各プログラムの達成度や進捗を踏まえつつ、プログラムごと、施策分野ごとに現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。

4 評価結果のポイント

プログラムごとの評価及びそれを踏まえた施策分野ごとの評価を踏まえると、脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである（個別の評価結果は巻末別紙に記載）。

ポイント1 多様な主体の連携が必要

国土強靱化のための個々の施策の実施主体は、多岐にわたるため、今回の脆弱性評価に際しては、都や国、区市町村といった官の取組はもとより、民間事業者の取組についても明らかにした。国土強靱化に向けた取組を着実に推進していくためには、それぞれの実施主体が、自らの果たすべき役割に応じた取組を相互に連携を図りながら行っていく必要がある。

ポイント2 ハード・ソフト両面による総合的な対策の推進が必要

国土強靱化の目標の達成のためには、建築物や橋梁^{りょう}等の耐震化などハード面の対策を着実に推進していくとともに、BCPの策定や防災訓練の実施などソフト面の対策も組み合わせた総合的な対策を推進することが必要である。

ポイント3 冗長性・代替性等を考慮に入れた取組の推進が必要

いかなる事態が発生しても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能とする経済社会のシステムを構築するためには、平時における効率性の確保という視点に加え、バックアップシステムの確保、道路ネットワークの整備など、冗長性・代替性等を考慮に入れた取組を推進していく必要がある。

第2章 強靱化関連施策

第2部第1章「脆弱性評価」の際に設定した45の起きてはならない最悪の事態ごと及び7つの施策分野ごとに、事態回避に向けた関連施策の推進方針を記載する。各推進方針については、東京都の取組のみならず、東京都以外の多様な主体の取組についても記載をしている。

なお、本章で取り上げている関連施策は、本計画策定時における主なものを参考として掲載しており、今後、本計画の下、強靱化の取組を進める各種実施計画等において、適宜見直しが行われる可能性があることに留意する必要がある。

1 施策群（プログラム）別の関連施策

脆弱性評価の結果を受け、45の起きてはならない最悪の事態回避に向けた施策群（プログラム）の関連施策を記載し、あわせて各文末に主な取組主体を記載した。また、各施策の進捗を測る重要業績指標について、現状値と目標値を記載した。

注1) 重要業績指標として掲載した現状値は、()内の年度末時点の値を掲載している。

注2) 目標値の年度が「－」の指標は現時点で目標年度が設定されていないものである。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅等の耐震化・更新、学校の耐震化の推進)

- 経済的負担の軽減や老朽マンションの建替え促進等、住宅等の耐震化を総合的に推進する。また、都立学校における非構造部材及び都立学校以外の学校の耐震化も継続して推進する。

(都、国／教育・文化、まちづくり)

(交通施設、鉄道施設、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進)

- 交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する。震災による鉄道施設の被害を未然に防ぐため、主要な鉄道駅や高架橋・トンネル等の鉄道施設の耐震化を進める。また、大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、迅速な取組を推進する。

(都、国／まちづくり)

(出火・延焼の抑制)

- 震災時の火災予防・被害軽減のため、各種調査検証、研究等を行う。また、木造住宅密集地域（整備地域）において、市街地の不燃化や、延焼遮断等に有効な主要な都市計画道路の整備を行うなど、様々な施策を講じ、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する。さらに、円滑な消防活動のため、防火水槽及び深井戸の整備や河川水を消火用水として活用できるように水際へのアクセス性を改善するなど、消防水利の整備を促進する。

(都、国／行政機能、まちづくり)

(ハード面及びソフト面からの様々な対策の実施)

- 救出救助活動等の不足が懸念されるため、引き続き、活動拠点及び避難場所となる都立公園等のオープンスペースの確保や、実災害を想定した各種訓練の反復実施・検証による対処計画等の充実化など、ハード面及びソフト面からの様々な対策を行う。

(都、国／行政機能、まちづくり)

(都立公園の防災機能強化)

- 避難場所や大規模救出救助活動拠点等となる都立公園に、非常用発電設備等の防災関連施設を整備することで、避難者の安全確保や救出救助部隊の活動支援のための防災機能を強化する。

(都／行政機能、まちづくり)

(地域防災力の向上)

- 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、自助、共助を促す取組を進める。
まず、被災者が安全に避難する対策として、家具類の転倒・落下・移動防止対策により室内における避難路の確保や出火防止などの対策を推進する。さらに、消防団の人員確保や消防団装備・訓練の充実強化を進めるとともに、応急手当の普及促進や自主防災組織等の充実強化、学校等における防災教育の推進に目を向け、地域全体の協力体制を推進する。
(都、消防関連機関／行政機能、教育・文化)
- 都が認定する「東京防災隣組」の活用等により、地域住民による自助・共助の取組を促進し、地域の防災力を向上する。
(都／行政機能)

(関係施策分野)

行政機能、教育・文化、まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 都営住宅の耐震化率 約77% (H25) → 100% (H32)
- ・ 都立学校体育館非構造部材の耐震化率 44% (H26) → 100% (H28)
- ・ 私立学校施設の耐震化率 89.9% (H26) → 100% (H32)
- ・ 区市町村立学校施設の耐震化率 99.7% (H26) → 概ね100% (H27)
- ・ 鉄道施設の耐震化率 約90% (H25) → 概ね100% (H29)
- ・ 橋梁^{りょう}の耐震補強完了率(国管理) 79% (H24) → 82% (全国平均) (H28)
- ・ 緊急輸送道路等の耐震化橋梁^{りょう}数(都管理) 全411橋のうち329橋(H25) → 411橋(H32)
- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物の対象建築物約5,000棟のうち耐震診断に着手
87% (H26.10) → 100% (H27)
- ・ 住生活基本計画(全国計画)における地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積
0ha (H23) → 1,683ha (H32)
- ・ 特定整備路線整備区間数・延長
100%事業着手(H26) → 28区間、約25kmを整備(H32)
- ・ 都立公園開園面積 2,006ha (H26) → 新規に170haを整備(H36)
- ・ 防災上位置付けのある都立公園の機能強化(全61公園)
11公園基本計画(H26) → 全61公園で整備完了(H36)
- ・ 平成32年度までに優先的に整備する都市計画公園・緑地の整備着手面積
253ha (H25) → 433ha (H32)
- ・ 「警視庁 本部救出救助部隊」救出救助用資器(機)材の導入率
20% (H26) → 100% (H29)
- ・ 家具類の転倒・落下・移動防止対策実施率 56.1% (H26) → 60% (H27)
- ・ 防火水槽用鉄蓋(親子蓋)の計画数(757基)に対する整備率
55.7% (H25) → 100% (H30)
- ・ 公立学校での総合防災教育実施率 92.4% (H25) → 100% (H27)
- ・ 住民参加による防災訓練参加人員 142万人 (H25) → 累計2,000万人 (H36)
- ・ 救命講習受講者数 197.8万人 (H26) → 224万人(昼間人口の20%) (H28)

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(建築物の耐震化の推進)

- 経済的負担を考慮しつつも建築物の耐震化を着実に推進する。特に、行政施設、医療施設、社会福祉施設等については、防災上重要な建物でもあることから、速やかに耐震化する。

(都／行政機能、健康・医療・福祉、まちづくり)

(装備資器材の充実等による災害対応能力の向上)

- 様々な災害に対応するため、災害対応機関等の装備資器材及び活動部隊を充実させるとともに、各種訓練等による災害対応能力及び連携能力を向上させる。

(都、国／行政機能)

(関係施策分野)

行政機能、健康・医療・福祉、まちづくり

(重要業績指標)

・ 社会福祉施設等の耐震化率

85.3% (H25) → 主に要配慮者が利用する入所施設、保育所について 100% (H32)

・ 災害拠点病院の耐震化率 89% (H26) → 100% (H37)

・ 病院経営本部所有の防災上重要な公共建築物の耐震化率

98.6% (H25) → 100% (H27)

・ 「警視庁 本部救出救助部隊」救出救助用資器（機）材の導入率

20% (H26) → 100% (H29)

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(東部低地帯における堤防や全水門の耐震・耐水対策の推進、鉄橋の架け替え)

- 東部低地帯における河川施設については、想定される最大級の地震が発生した場合においても、各河川施設の機能を保持し、津波等による浸水を防止するため、堤防や全水門等の耐震・耐水対策を推進する。また、広域地盤沈下により高さが不足した堤防のかさ上げについて、鉄道橋梁が支障となり、実施できていない箇所においては、橋梁の架け替え等と合わせて整備を進める。
(都、国／まちづくり)

(東京港沿岸部における海岸保全施設の耐震・耐水対策等の推進)

- 東京港沿岸部における海岸保全施設については、平成24年12月に策定した東京港海岸保全施設整備計画に基づき、最大級の地震に伴い発生する津波及び高潮による浸水を防ぐため、防潮堤及び内部護岸の耐震対策のほか、水門及び排水機場の耐震・耐水対策等を推進する。
(都、国／まちづくり)

(高潮防御施設、スーパー堤防等の整備の推進)

- 伊勢湾台風級の高潮に備え、防潮堤や護岸等の高潮防御施設の整備を推進する。また、隅田川等の主要河川については、大地震に対する安全性等の向上を図るため、スーパー堤防及び緩傾斜型堤防の整備を推進する。
(都、国／まちづくり)

(高潮防潮扉の遠方制御の自動化)

- 下水道管内への津波や高潮などの逆流を防ぐ高潮防潮扉の遠方制御の自動化など、低地帯や沿岸部における地震・津波、高潮対策を推進する。
(都／まちづくり)

(陸こうの削減及び遠隔制御システムの導入)

- 津波・高潮等から背後地を防護し、広域にわたる浸水被害及び多数の死者の発生を防止・軽減するため、また、海岸保全施設の操作従事者の安全確保を最優先するため、陸こうの削減及び遠隔制御システムの導入を図り、防災機能強化及び効果的な管理運用を推進する。
(都／まちづくり)

(海上公園の防災機能の強化及び来園者の防災意識の醸成)

- 海上公園においては、大規模救出救助活動拠点等として機能するよう出入口や園路の整備等防災機能の強化を図る。また、来園者向けに海拔表示板や避難サインの設置等により、発災時だけでなく平常時より防災意識を高めていく。
(都／まちづくり)

(島しょ地域における津波対策の実施)

- 島しょ地域において、発生頻度の高い津波高に対して施設及び背後地盤高が確保されていない海岸があるため、堤防のかさ上げ等の対策を進める。
(都/まちづくり)
- 島しょ地域において、南海トラフ巨大地震等による巨大な津波に対応するため、津波到達までの時間が短く、港の利用者が高所などへ避難できない港においては、津波避難施設を整備する。
(都/まちづくり)

(住民の津波に対する自助共助、防災意識の醸成)

- 避難所等への安全な避難に資するよう、地域版パートナーシップを活用した防災訓練、研修会等の機会を通じて住民の津波に対する自助と共助の意識、防災意識の醸成を図る。
(都/行政機能)

(行政機関内の情報連絡体制の確保)

- 行政機関内の情報連絡体制を確保するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)から送信された緊急事態に係る情報を利用できる体制を整備する。
(都/行政機能、情報通信)

(関係施策分野)

行政機能、情報通信、まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 東部低地帯の河川施設整備計画における耐震・耐水対策の整備率
堤防 3%、水門等 5% (H25) → ・ 堤防100% (H33、うち特に緊急性の高い水門外側の堤防(防潮堤)はH31)
・ 水門等100% (H31)
- ・ 島しょ地域の港湾・漁港における津波避難施設の整備数
全9港のうち0港 (H25) → 9港で整備 (H36)
- ・ 陸こうの削減数及び遠隔制御システムの導入数
11箇所 (H25) → 30箇所 (H31)
- ・ 東京港海岸保全施設整備計画における耐震・耐水対策の整備率
10% (防潮堤)、0% (水門) (H25) → 100% (H33)
- ・ 海上公園整備箇所数 0% (H26)、50% (海拔表示板) (H26) → 100% (H36)
- ・ 下水道管の高潮防潮扉について、津波発生時の閉鎖の迅速化及び自動化が完了した施設数 14 (H25) → 20 (H28)

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(浸水災害対策の充実・強化)

- 人口と経済が集中している首都圏では、大規模水害による被害が広範囲に及ぶとともに、水害による被害額は際だって大きくなることから、首都圏の高潮及び洪水被害を軽減する対策を進める。
(都、国／まちづくり)

(地下街における浸水対策計画の充実)

- 地下街は地下鉄、隣接ビル、地下通路など多数の施設と連結しており、管理者が連携した取組が不可欠なことから、施設間の連携を強化した既存計画の拡充や想定外のハザードを視野に入れた浸水対策計画の充実を図る。
(都、国／まちづくり)

(東部低地帯における堤防や全水門の耐震・耐水対策の推進、鉄橋の架け替え)

- 東部低地帯の河川施設については、想定される最大級の地震が発生した場合においても、各施設の機能を保持し、津波等による浸水を防止するため、堤防や全水門等の耐震・耐水対策を推進する。また、広域地盤沈下により高さが不足した堤防のかさ上げについて、鉄道橋梁が支障となり、実施できていない箇所においては、橋梁の架け替え等と合わせて整備を進める。
(都、国／まちづくり)

(東京港沿岸部における海岸保全施設の耐震・耐水対策等の推進)

- 東京港沿岸部における海岸保全施設については、平成 24 年 12 月に策定した東京港海岸保全施設整備計画に基づき、最大級の地震に伴い発生する津波及び高潮による浸水を防ぐため、防潮堤及び内部護岸の耐震対策のほか、水門及び排水機場の耐震・耐水対策等を推進する。
(都／まちづくり)

(陸こうの削減及び遠隔制御システムの導入)

- 津波・高潮等から背後地を防護し、広域にわたる浸水被害及び多数の死者の発生を防止・軽減するため、また、海岸保全施設の操作従事者の安全確保を最優先するため、陸こうの削減及び遠隔制御システムの導入を図り、防災機能強化及び効果的な管理運用を推進する。
(都／まちづくり)

(高潮防御施設、スーパー堤防等の整備の推進)

- 伊勢湾台風級の高潮に備え、防潮堤や護岸等の高潮防御施設の整備を推進する。また、隅田川等の主要河川については、大地震に対する安全性等の向上を図るため、スーパー堤防及び緩傾斜型堤防の整備を推進する。
(都、国／まちづくり)

(江東内部河川の整備)

- 荒川及び隅田川に囲まれた地盤の低い江東三角地帯を大地震による護岸損壊に伴う水害から守るため、江東内部河川のうち、地盤が特に低い東側地域では、水門等で河川を閉め切り平常水位を低下させる水位低下方式による整備を推進し、河川環境にも配慮した河道整備を行い、地盤が比較的高い西側地域の河川では、既存護岸の耐震補強を行う。
(都、国／まちづくり)

(局地的な集中豪雨等への対策強化)

- 時間50ミリ降雨に対応した治水安全度を向上させるとともに、「東京都豪雨対策基本方針(改定)」において、区部は時間75ミリ、多摩部は時間65ミリに目標を設定したことを受け、地域の特性に合わせた取組を明らかにした「流域別豪雨対策計画」を定め、河川及び下水道の整備、流域対策やまちづくり対策などを推進する。
(都／まちづくり)
- 時間50ミリを超えるような局地的集中豪雨による浸水被害や、都市機能の高度化に伴う地下空間の増加など、水害に対する脆弱性が高まっているため、降雨特性や、浸水被害の発生状況等を踏まえて下水道の整備水準のレベルアップに基づく下水道幹線等の施設整備を行うなど、新たな対策を進め、水害対策の強化を図る。
(都、国／まちづくり)
- 河川では、護岸等を整備するとともに、調節池等の施設を完成させ、都内全域の調節池貯留量を拡大するなどして、浸水被害を軽減する。
(都、国／まちづくり)
- 下水道から河川への放流量の段階的増量や広域調節池と下水道幹線の接続等、河川と下水道の連携策を推進する。
(都／まちづくり)

(避難に役立つ情報の充実)

- 河川水位、雨量情報の提供、洪水予報等の防災情報の発信、浸水予想区域図の作成、公表等の避難に役立つ情報の充実をより一層図る。
(都、国／まちづくり)

(ハツ場ダムの整備)

- 異常気象等により利根川の堤防が決壊した場合、東京に大きな被害をもたらすため、洪水調節、流水の正常な機能の維持等を目的としたハツ場ダムを整備するとともに、築堤や堤防の強化対策を進め、河川の適正な利用を図る。
(国／まちづくり)

(自然との共生及び環境との調和)

- 河川や海岸保全施設の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。
(都、国／まちづくり)

(タイムラインの充実・改善)

- 荒川下流域を対象に、台風接近時における事前の防災行動を時系列に沿って整理した防災行動計画(タイムライン)について、出水期の活用状況等を踏まえ充実・改善を進める。
(都、国/まちづくり)

(広域的避難の枠組み整備)

- 想定外の大規模災害から住民を広域的に避難させる枠組みの整備に向け、区市町村や鉄道事業者等の関係機関と連携協力しながら、国や近隣県とともに検討を進める。
(都/行政機能)

(関係施策分野)

まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 東部低地帯の河川施設整備計画における耐震・耐水対策の整備率
堤防 3%、水門等 5% (H25) → 堤防100% (H33、うち特に緊急性の高い水門外側の堤防(防潮堤)はH31)
・ 水門等100% (H31)
- ・ 東京港海岸保全施設整備計画における耐震・耐水対策の整備率
10% (防潮堤)、0% (水門) (H25) → 100% (H33)
- ・ 陸こうの削減数及び遠隔制御システムの導入数
11箇所 (H25) → 30箇所 (H31)
- ・ 江東内部河川における護岸の整備率
西側地域 74%、東側地域 71% (H25) → 概成 (H36、うち西側河川はH33)
- ・ 時間50ミリ降雨対応の治水安全度達成率 77% (H25) → 85% (H36)
- ・ 都内全域の調節池貯留量(累計) 212万 m^3 (H26) → 365万 m^3 (H37)
- ・ 洪水予報河川、水位周知河川指定流域数 7流域 (H25) → 10流域 (H36)
- ・ 下水道施設整備水準のレベルアップ(平成26年度現在)
75ミリ対策地区 4地区選定 → 平成31年度末までに効果を発揮
50ミリ拡充対策地区 6地区選定 → 平成31年度末までに効果を発揮
地下街対策地区 9地区選定(4地区対策完了) → 全9地区で対策完了 (H36)
- ・ ハツ場ダム本体建設工事起工 (H27. 2) → 竣工 (H31)

1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

（島しょ地域における火山防災対策の推進）

- 都における火山はすべて島しょ地域にあり、噴火時には短時間で居住地域等に影響が及ぶことから、観測体制の強化等により、噴火兆候の早期把握を行った上で、関係者間の連絡・連携体制を強化する。また、離島でもあることから、迅速な避難を実施するため、あらかじめ、関係機関等での検討を通じて、避難計画等を策定する。
（都／行政機能）

（富士山噴火による降灰対策の検討）

- 富士山噴火による降灰被害は、都県をまたぐ広範囲に及ぶため、国の検討状況を踏まえ、火山灰による被害を軽減する対策を検討する。
（都／行政機能）
- 富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても社会的影響が大きい。そのため、各防災機関の連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体や自主防災組織の連携を育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった体制を構築、維持する。
（都、国／行政機能、まちづくり）

（土砂災害対策の充実・強化）

- 土石流やがけ崩れの危険性が高い箇所や過去に災害が発生した箇所において、砂防えん堤や法枠工などの砂防施設の整備を推進する。この内、土砂災害特別警戒区域内の避難所や病院等のうち移転等が困難な施設においては、施設の状況に応じて土砂災害対策施設の整備を優先的に推進する。
（都、国／まちづくり）
- 土砂災害に対して、区市町村と連携し、危険な箇所を住民に周知するとともに、警戒避難体制の確立に向け、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表や土砂災害警戒区域等の指定を推進する。
（都、国／まちづくり）
- 大規模土砂災害において、二次災害の発生が危惧されるため、資器材等の導入・訓練を推進するなど、活動隊に対する安全管理体制を構築する。
（都／行政機能）

（道路の防災性の向上）

- 火山噴火や土砂災害等により、道路が寸断され、迅速な避難等ができなくなる可能性があるため、多摩山間・島しょ地域において、線形改良や代替路など防災性向上を図る道路整備を推進する。
（都／まちづくり）

(火山砂防事業の推進)

- 火山被害が想定される島しょ地域においては、「火山砂防事業」として、土石流を対象とした堆積工などのハード対策や、監視観測機器の整備等のソフト対策を行う。
(都／まちづくり)

(治山事業の推進)

- 山地災害危険地区において、特に、避難所や要配慮者利用施設など優先的に保全すべき施設が隣接する危険地区に積極的に治山事業を推進する。また、自然災害により被災し、自然回復が困難で二次災害のおそれがある森林については、治山事業により早期に復旧を図る。
(都／経済・産業)

(観測・監視の強化や予測精度の向上等)

- 自然災害の防止・軽減に向け、関係機関や都民がより適切・的確な防災行動・対策がとれるよう、観測・監視の強化や予報精度の向上等を図り、防災情報の改善や適時・的確な提供を進める。
(国／行政機能)

(関係施策分野)

行政機能、経済・産業、まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 具体的で実践的な避難計画の策定率（火山） 17%（H26） → 100%（H32）
- ・ 土砂災害防止法に基づく基礎調査か所数
約10,000箇所完了（H26） → 約15,000箇所完了（H29）
- ・ 土砂災害警戒区域等指定数
約7,840箇所完了（H26） → 都内全域約15,000箇所指定（H31）
- ・ 治山対策着手箇所
642箇所（H25） → 優先的に取組むべき地区で治山事業を着実に推進（－）
- ・ 噴火警戒レベルを発表する対象火山の数
2火山（H26） → 6火山（H32）
- ・ 多摩山間・島しょ地域の道路整備延長
0.4km（H26） → 約6km完成又は交通開放（H29）

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(情報発信手段の多様化)

- 都民が必要とする災害情報の充実に向け、ホームページ、Twitter等のSNS、災害情報共有システム(Lアラート)、デジタルサイネージなど情報発信手段の多様化を図る。また、情報発信手段の多様化に必要となる超高速ブロードバンドについて、伊豆諸島の5村6島(利島・新島・式根島・神津島・御蔵島・青ヶ島)は未整備であることから、その整備を推進する。
(都/行政機能、情報通信)

(防災情報の精度向上や迅速な発表)

- 関係機関や都民が、より適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、防災情報の精度向上や迅速な発表などの改善に取り組む。
(国/行政機能)

(ITSの活用による情報提供の充実)

- 運転者等に有用な道路交通に関する情報の提供を実施するため、ITS(高度道路交通システム)の活用による提供情報の充実に取り組む。
(都/情報通信)

(航空隊ヘリコプター等を活用した情報収集システムの機能拡充)

- 都、警視庁、東京消防庁等が連携し、航空隊ヘリコプター等を活用した情報収集システムの機能を拡充する。また、防災気象情報の確実な共有・伝達を図る。
(都、国/行政機能)

(ラジオ中継局、防災行政無線の整備)

- 災害時の情報を住民に適切に提供できるよう、重要な情報伝達手段であるラジオ放送について、都市型難聴・防災対策としてのラジオ中継局の整備を進める。また、地域の広報手段として、防災行政無線の整備を進める。
(国、放送事業者/情報通信)

(要配慮者対策の推進)

- 高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者について、区市町村が進める避難行動要支援者名簿の作成・共有化や、避難支援プラン(全体計画)・災害時個別支援計画の作成等に対する研修等の支援や、住民参加による防災訓練など、平時からの対策を推進する。
(都/行政機能、健康・医療・福祉)

(情報発信や案内看板等の多言語化)

- 都民及び訪都・在住外国人等への案内・防災情報の提供を十分に実施するため、デジタルサイネージなどで広範囲に広報を行うとともに、情報発信や案内看板等の多言語化を進める。
(都、国／行政機能、まちづくり)

(関係施策分野)

行政機能、健康・医療・福祉、情報通信、まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 要配慮者支援に係る訓練を含めた住民参加による防災訓練の参加人員
142万人 (H25) → 累計2,000万人 (H36)
- ・ 区市町村の同報系防災行政無線の整備済み自治体数
61自治体 (H26) → 都内全区市町村 (一)
- ・ AM放送局に係る難聴対策としての中継局整備率(親局の難聴地域を解消することを目的として、FM補完局の整備を行ったAM放送事業者の比率)
0% (H26) → 100% (H30)
- ・ 緊急地震速報で震度4以上を予想した地域について、実際と震度の予想誤差が±1階級に収まる割合
83% (H26) → 85% (H27)

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む。)

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(的確な情報による物資供給ルート確保等)

- 被災地への食料・飲料水等の物資供給ルートの確保、輸送体制の整備等の対応が取れるよう、地震・津波の観測・監視の強化や予報精度の向上等を図り、的確な情報発信を行う。

(国／行政機能)

(備蓄品の充実・確保)

- 各家庭、事業所等における備蓄品の充実・確保及び定期的な更新を促すとともに、地域の共助体制の強化に向けた防災訓練等を実施する。
- 避難所における需要に応じた備蓄の確保に向け、都と区市町村が連携して取り組むとともに、都備蓄倉庫の再編整備、民間倉庫の活用や備蓄倉庫の新設等による新たな備蓄倉庫の確保を検討する。

(都／行政機能、健康・医療・福祉、教育・文化)

(災害時の物資輸送体制の整備)

- 災害時の物資輸送体制の整備に向けて、大規模な物資を受け入れることが可能な広域輸送基地の追加指定、関係機関の役割分担の明確化、輸送訓練等を通じた関係機関との連携を図る。

(都、物流事業者／行政機能、健康・医療・福祉、経済・産業)

(協定事業者との連携の強化)

- 災害時における迅速かつ円滑な物資調達を図るため、災害時の食料等の調達に係る協定事業者との訓練の実施等により、協定事業者との連携を更に強化する。

(都／経済・産業)

(道路ネットワークの機能の拡充)

- 緊急物資等の円滑な輸送を確保するため、迂回機能による防災効果が期待できる三環状道路の整備を一層推進し、首都圏の港湾や空港など陸・海・空の拠点を結ぶ広域的な高速道路ネットワークを完成させる。
- 災害時には、他県等からの支援が重要となることから、都県境を越えた道路ネットワークを形成し、広域的な防災性を向上させるため、近隣縣市との協議を進めながら都県境の道路を整備する。

(都、国／経済・産業、まちづくり)

(港湾施設及び航空施設の耐震・耐波性能の強化や多様な輸送手段の活用)

- 緊急物資等の円滑な輸送を確保するため、港湾施設及び航空施設の耐震・耐波性能の強化を図るとともに、災害時におけるトラック、鉄道、内航海運等の多様な輸送手段の活用について物流事業者等多様な関係者と検討を行う。
(都、国／経済・産業、まちづくり)

(道路等の災害対応力の強化等)

- 災害時における緊急支援物資輸送の維持又は早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁^{りょう}の新設・架け替え・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築する。
(都、国、高速道路事業者／経済・産業、まちづくり)
- 多摩山間・島しょ地域において地域住民の生活を支え、災害時には重要な避難路となる道路について、寸断すると迅速な避難や救助、救援活動などが行えなくなるおそれがあることから、現道拡幅や線形改良、代替路などの道路整備を着実に推進し、防災性の向上を図る。
(都／まちづくり)

(輸送体制の強化)

- 災害時の活動拠点及び防災船着場、緊急河川敷道路を整備するとともに、スロープや照明の設置、テラスの連続化などの周辺の基盤整備を図ることにより、災害時の輸送体制を強化する。
(都、国／まちづくり)
- 水上輸送基地を活用することにより、災害時における負傷者、帰宅困難者、物資の輸送体制を強化する。
(都／まちづくり)

(島しょ地域の港湾・漁港施設等の災害対応力の強化)

- 島しょ地域の港湾・漁港施設等の耐地震・耐津波性能を向上させ、南海トラフ巨大地震等の最大級の地震・津波に対して人命を守り、被害を小さくするほか、発災後の復旧活動等に必要な緊急輸送用の岸壁等を整備する。
(都／まちづくり)

(迅速な応急給水体制の構築)

- 地域住民等による迅速な応急給水体制の構築のため、給水拠点の施設用地内の区画化及び専用給水栓の設置など、給水拠点の改造を進めるとともに、路上の消火栓・排水栓に接続可能な応急給水用資器材の区市町への貸与等を推進する。
(都／まちづくり)

(ガス管の取替えの推進)

- 学校・病院等の関係機関と連携しつつ、老朽化対策と合わせて耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを着実に推進する。
(都、ガス事業者／経済・産業)

(関係施策分野)

行政機能、健康・医療・福祉、経済・産業、教育・文化、まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 家庭における備蓄割合 半数以上 (H26) → 100% (H32)
- ・ 都と区市町村が連携した食料備蓄 おおむね2日分 (H25) → 3日分 (H32)
- ・ 都立学校における児童・生徒・教職員の3日分の備蓄配備率
100% (H26) → 引き続き100%を維持 (一)
- ・ 三環状道路の整備率 約7割 (H26) → 約9割 (H32)
- ・ 橋梁^{りょう}の耐震補強完了率 (国管理) 79% (H24) → 82% (全国平均) (H28)
- ・ 緊急輸送道路等の耐震化橋梁^{りょう}数 (都管理)
全411橋のうち329橋 (H25) → 411橋 (H32)
- ・ 踏切除却数 (累計) 387か所 (H26) → 446か所 (H36)
- ・ 区部環状道路、多摩南北道路の整備率
区部環状道路92%、多摩南北道路75% (H26) → おおむね完成 (H36)
- ・ 新設・架け替え橋梁^{りょう}数 (事業中)
5橋 (H26) → 1橋完成 9橋事業中 (H29) (平成29年度までの橋梁^{りょう}整備推進10橋に対する事業化橋梁^{りょう}数)
- ・ 多摩山間・島しょ地域の道路整備延長
0.4km (H26) → 約6km完成又は交通開放 (H29)
- ・ 無電柱化延長 都道における第一次緊急輸送道路地中化率
28% (H26) → 50% (H36)
うち環状7号線地中化率 26% (H26) → 100% (H36)
- ・ 東京港における耐震強化岸壁 (緊急物資輸送対応施設) の整備数
12バース (H26) → 25バース (H36)
- ・ 島しょ地域における緊急輸送用岸壁改良の整備数
全6港のうち0港 (H25) → 全6港で完了 (H36)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(道路の防災性の向上)

- 多摩山間、島しょ地域において、地域住民の生活を支え、災害時には重要な避難路となる道路について、寸断されると迅速な避難や救助、救援活動などが行えなくなるおそれがあることから、現道拡幅や線形改良、代替路などの道路整備を着実に推進し、防災性の向上を図る。
(都/まちづくり)

(道路斜面等の安全対策の推進)

- 都が管理する道路斜面において、崩落や落石等による通行への影響を未然に防ぐため、巡回・点検等を踏まえ、緊急性の高い箇所から道路斜面の安全対策を推進する。
(都/まちづくり)
- 道路斜面や盛土等の要対策箇所について、機能を安定的に発揮し、安全確保を着実にを行うため、計画的な維持管理及び人員の確保等を図る。
(国/まちづくり)

(ヘリコプターによる対策の充実)

- 建物倒壊などによって道路が使用できなくなった場合の対応として、陸路の影響を受けないヘリコプターによる対策を充実させる。
(都/行政機能)

(防災気象情報の提供)

- 関係機関や都民がより適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、防災気象情報を確実に提供する。
(国/行政機能)

(都民の防災意識の高揚)

- 多数の町会・自治会や自主防災組織が参加する、風水害を想定した区市町村主催の実動訓練の頻度を増やし、都民の防災意識の高揚を図る。
(都/行政機能)

(関係施策分野)

行政機能、まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 多摩山間・島しょ地域の道路整備延長
0.4km (H26) → 約6km完成又は交通開放 (H29)
- ・ 緊急輸送道路等の耐震化橋梁数 (都管理)
全411橋のうち329橋 (H25) → 411橋 (H32)
- ・ 道路斜面等の要対策箇所の対策率 (国管理) 60% (H24) → 68% (H28)

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(装備・資器材等の充実強化、人材育成等の推進等)

- 自衛隊、警察、消防、海保等救出救助機関をはじめとして、陸上、港湾、航空全てにおける災害対応力強化のための体制、装備・資器材の充実強化を図る。また、多種多様な災害に対応できる人材育成を推進する。さらに、各機関からの応援部隊の迅速な受入態勢の整備を推進する。
(都、国、医療関連機関・団体／行政機能、健康・医療・福祉)

(地域防災力の向上)

- 消防団の人員確保や消防団装備・訓練の充実強化に加え、自助、共助を促す取組として、自主防災組織等の充実強化に目を向け、地域全体の協力体制の構築を推進する。
(都／行政機能)

(災害応急対策の標準化の推進と実効性の強化)

- 災害対応において機関、局ごとに体制や資器材、運営要領が異なることから、都及び機関一体となった災害応急対策の標準化、情報の共有化に関する具体的な検討を行い、必要な事項について標準化を推進する。また、都内には市街地から山間地域、島しょ地域等、様々な地域特性があるため、個々の災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害応急対策の実効性を高める。
(都／行政機能)

(施設の耐災害性の推進)

- 複雑多様化する災害に対応するため、地域内の災害活動拠点となる自衛隊、警察、消防施設の耐災害性を強化するとともに耐震化が完了していない空港等について耐震化を進める。
(都、国／行政機能、まちづくり)

(応急活動拠点の整備)

- 都外からの応援部隊も含め、救出救助機関が円滑に活動を展開するための活動拠点について、都各局をはじめ、国、区市町村等と連携して、受入態勢を充実強化する。
(都、国／行政機能)
- 建物の屋上等に上空から視認可能な建物名称（ヘリサイン）を表示することで、他道府県の応援航空部隊等が飛行位置の把握や、活動対象施設の特定を容易に行うことを可能にし、航空部隊の災害活動体制及び震災時における受援体制を強化する。
(都／行政機能)
- 救出救助活動等の不足が懸念されるため、活動の拠点や避難場所となる都立公園等のオープンスペースの更なる確保や、実災害を想定した各種訓練の反復実施・検証による対処計画等の充実化など、ハード面、ソフト面からの様々な対策を行う。
(都、国／行政機能、まちづくり)

(都立公園の防災機能強化)

- 避難場所や大規模救出救助活動拠点等となる都立公園に、非常用発電設備等の防災関連施設を整備することで、避難者の安全確保や救出救助部隊の活動支援のための防災機能を強化する。

(都／行政機能、まちづくり)

(緊急通行車両の円滑な通行)

- 震災時に災害応急対策を迅速に展開するため、緊急自動車及び緊急通行車両が円滑に通行でき、かつ一般車両の進入を禁止抑制するような体制を構築する。

(都、国／行政機能)

(関係施策分野)

行政機能、健康・医療・福祉、まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 「警視庁 本部救出救助部隊」救出救助用資器（機）材の導入率
20% (H26) → 100% (H29)
- ・ 英語対応救急隊の整備 8消防署、13救急隊 (H26) → 14消防署、36救急隊 (H28)
- ・ 住民参加による防災訓練参加人員 142万人 (H25) → 累計2,000万人 (H36)
- ・ 救命講習受講者数 197.8万人 (H26) → 224万人 (昼間人口の20%) (H28)
- ・ 防災型信号機の整備数 137機 (H25) → 164機 (H27)
- ・ ヘリサイン整備施設数 1,385施設 (H26) → 約1,600施設 (H27)
- ・ 都立公園開園面積 2,006ha (H26) → 新規に170haを整備 (H36)
- ・ 防災上位置付けのある都立公園の機能強化 (全61公園)
11公園基本計画 (H26) → 全61公園で整備完了 (H36)
- ・ 平成32年度までに優先的に整備する都市計画公園・緑地の整備着手面積
253ha (H25) → 433ha (H32)

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(応急対策用の燃料確保)

- 東京都では、震災に備えて、災害拠点病院、緊急通行車両を対象とした、初動期3日間分の応急対策用の燃料確保が課題となっており、対策を講じる。
(都／行政機能)

(燃料タンクの整備や緊急給油訓練等の推進)

- 災害拠点病院や行政施設などにおいても、自家発電装置の稼働延長に伴う燃料タンクの整備や緊急給油訓練等を推進する。
(都、医療関連機関・団体／行政機能、健康・医療・福祉)

(関係施策分野)

行政機能、健康・医療・福祉

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(総合的な帰宅困難者対策の推進)

- 帰宅困難者自身の安全、発災後に優先すべき救助・救護・消火活動・緊急輸送等を円滑に行うため、一斉帰宅の抑制の徹底、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を推進する。
(都、国／行政機能)
- 帰宅困難者対策を推進する上で自治体が民間事業者の協力を得ることの障害を取り除くため、法改正を視野に入れ、首都圏だけでなく全国共通の発災時の損害賠償責任が事業者には及ばない制度の早期創設を国に要求していく。
(都／行政機能)

(事業者による計画作成の促進及び一時滞在施設の拡充等)

- 一斉帰宅を抑制するための事業者による計画作成を促進するとともに、一時滞在施設の拡充及び備蓄の増強を図る。
(都、国／行政機能、まちづくり)

(災害時帰宅支援ステーション等の充実等)

- 安全確保後の帰宅支援として、災害時帰宅支援ステーション等の充実を図るとともに、要配慮者のための特別搬送について、国、首都圏自治体、交通事業者等と連携した体制づくりを行う。
(都、医療関連機関・団体／行政機能、教育・文化)

(関係施策分野)

行政機能、教育・文化、情報通信、まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 従業員用に3日以上飲料水を備蓄している企業の割合
49.8% (H26) → 事業所の備蓄 100% (H32)
- ・ 一時滞在施設の確保 (約19万人分) (H26.6)
→ 行き場のない帰宅困難者全員の安全確保 (約92万人分) (H32)
- ・ 事業所防災計画の指導完了数 87,866件 (H25) → 108,478か所 (H28)
- ・ 都内の帰宅支援ステーション数 10,145か所 (H26.11) → 引き続き充実を図る (一)
- ・ 都市再生安全確保計画及びエリア防災計画を策定した地域数 (都内)
7地域 (H26) → 23地域 (H30)

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺^ひ

(多様な通信・情報手段の確保)

- 災害時には通信網が機能しなくなり、負傷者や医療従事者が医療機関に円滑にたどり着けないなどのおそれがあるため、医療関係機関に多様な通信・情報提供手段を確保して医療救護活動に関する情報連絡網を維持する。
(都／健康・医療・福祉)

(ヘリコプターの緊急離発着場及びSCUの確保)

- 医療施設におけるヘリコプターの緊急離発着場について、医療機関との一体的な運用や展開場所の確保などを進める。さらには緊急車両、航空機、船舶等の輸送手段を有する関係機関と連携し、広域医療搬送に必要な臨時医療施設(SCU)を確保する。
(都、国／健康・医療・福祉、まちづくり)

(輸送体制の強化)

- 災害時の活動拠点、防災船着場及び緊急河川敷道路を整備するとともに、スロープや照明の設置、テラスの連続化などの周辺の基盤整備を図ることにより、災害時の輸送体制を強化する。
(都、国／まちづくり)
- 水上輸送基地を活用することにより、災害時における負傷者、帰宅困難者、物資の輸送体制を強化する。
(都／まちづくり)

(BCPの作成及び防災訓練の実施)

- 医療機関は災害時にも継続的に業務を行えるよう、BCPの作成や防災訓練の実施などを行う。
(都、医療関連機関・団体／健康・医療・福祉)

(災害拠点病院等の耐震化の推進)

- 医療施設における安全と災害時の医療体制の確保を図るため、災害拠点病院等の耐震診断、耐震補強等の耐震化を推進する。
(都／健康・医療・福祉)

(医療従事者・東京DMAT隊員等の育成等)

- 大規模災害時に対応できる人材を確保するため、訓練や研修等を通じて医療従事者、東京DMAT隊員などの育成を図る。また、日本赤十字社や医師会・歯科医師会・薬剤師会など、様々な主体による医療救護活動が実施できる体制を整えておく。
(都、医療関連機関・団体／健康・医療・福祉)

(緊急交通路・緊急輸送道路の機能確保)

- 災害時において、緊急交通路（緊急自動車専用路含む。）や緊急輸送道路の機能を確保するため、幹線道路整備に重点的に取り組むとともに、橋梁^{りょう}の新設・架け替え・耐震化の実施や、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進など、道路の防災対策に取り組む。
（都、国、高速道路事業者／まちづくり）

(道路の防災性の向上)

- 多摩山間・島しょ地域において地域住民の生活を支え、災害時には重要な避難路となる道路について、寸断すると迅速な避難や救助、救援活動などが行えなくなるおそれがあることから、現道拡幅や線形改良、代替路などの道路整備を着実に推進し、防災性の向上を図る。
（都／まちづくり）

(連続立体交差事業の推進)

- 都内には、道路ネットワークの形成等の課題となる踏切が存在しており、踏切が閉鎖されることで、緊急・救急活動の妨げとなることから、道路と交差する鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化する連続立体交差事業に取り組む。
（都／まちづくり）

(発災後の迅速な輸送経路啓開に向けた連携体制の構築)

- 災害時においても交通や物流を確保し、道路閉塞による救助・救援、緊急物資輸送への支障を防止するため、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築する。
（都、国、高速道路事業者／まちづくり）

(関係施策分野)

健康・医療・福祉、情報通信、まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 医療施設におけるヘリコプターの緊急離着陸場の整備数
21施設（H26） → 引き続き確保を進める（－）
- ・ 負傷者の広域医療搬送に必要となる医療資器材が整備済みの広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の数
2か所（H26） → 3か所（H27）
- ・ 災害拠点病院の耐震化率 89%（H26） → 100%（H37）
- ・ 踏切除却数（累計） 387か所（H26） → 446か所（H36）
- ・ 区部環状道路、多摩南北道路の整備率
区部環状道路92%、多摩南北道路75%（H26） → おおむね完成（H36）
- ・ 無電柱化延長 都道における第一次緊急輸送道路地中化率
28%（H26） → 50%（H36）
うち環状7号線地中化率 26%（H26） → 100%（H36）

- ・ 新設・架け替え橋梁^{りょう}数(事業中)
5橋(H26) → 1橋完成 9橋事業中(H29) (平成29年度までの橋梁^{りょう}整備推進10
橋に対する事業化橋梁^{りょう}数)
- ・ 多摩山間・島しょ地域の道路整備延長
0.4km(H26) → 約6km完成又は交通開放(H29)

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(予防接種や消毒・害虫駆除の実施)

- 平時から感染症の発生や蔓延^{まん}を防止するための予防接種や、必要に応じた消毒・害虫駆除を実施しておく。
(都／健康・医療・福祉)

(避難所における衛生管理)

- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行う。
(都／健康・医療・福祉)

(広域火葬体制の構築)

- 大規模災害により、被災区市町村が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該区市町村の遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあるため、近隣県の火葬場を活用して広域火葬を実施する体制を構築しておく。
(都／健康・医療・福祉)

(動物に対する予防接種等の実施)

- 混乱期の風評被害によるパニックを防ぐ観点と、実際の放浪動物の咬傷事故^{こう}による感染症予防の観点から、平時から更に狂犬病予防接種ワクチンの接種を進める。また、避難所における動物の適正な飼養についての普及啓発活動を実施する。
(医療関連機関・団体／健康・医療・福祉)

(下水道機能の確保)

- 避難所などの排水を受け入れる下水道管の耐震化に引き続き、ターミナル駅や災害復旧拠点など、施設の対象を拡大して耐震化を進める。
(都／まちづくり)
- 下水道施設の耐震化と合わせて下水道BCPの策定など、ハード・ソフト両面からの対策を推進する。
(国／行政機能、まちづくり)

(関係施策分野)

行政機能、健康・医療・福祉、まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 予防接種法に基づく予防接種ワクチンの接種率
 - (麻しん) 第1期 96.2% 第2期 89.8% (H25) → 毎年度95%以上
 - (風しん) 第1期 96.2% 第2期 89.8% (H25) → 毎年度95%以上
- ・ 排水を受け入れる下水道管を耐震化した施設数
 - ターミナル駅・災害復旧拠点など3施設 (H25) → 約1,000施設 (H31)
- ・ 都内想定犬飼育頭数に対する狂犬病予防接種ワクチンの接種率
 - 56% (H23) → 75% (H30)

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

(総合指揮所の改修や代替施設の整備)

- 被災により警察施設の機能低下が生じるおそれに対し、総合指揮所の改修や代替施設の整備を図る。
(都／行政機能)

(関係施策分野)

行政機能

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(信号機の停止の回避及び停止時の対応強化)

- 停電や冠水などによって、都内の信号機の作動に支障が生じるおそれがあるため、特に交通量の多い幹線道路から優先順位を付けた上で、信号機用非常用電源設備を整備する。さらに、信号機の信号柱内に信号制御機を密閉する制御機内蔵型信号柱の検討・整備を進める。
(都／行政機能)
- 信号機の全面停止等により、場合によっては重大な交通事故や交通渋滞が発生し避難に支障が出るおそれがあるため、道路情報など有用な情報提供が可能となる具体的な仕組みの構築及びプローブ情報などの先進的なITS技術の活用を図る。
(国／行政機能、情報通信)

(関係施策分野)

行政機能、情報通信

(重要業績指標)

- ・ 停電による信号機の機能停止を防止する信号機用非常用電源設備の整備数
1,633基 (H26) → 5,700基 (H44)

3-3) 首都圏での中央官庁機能の機能不全

(防災上重要な公共建築物等の耐震対策の推進)

- 中央官庁機能が機能不全に陥らないよう、災害時におけるライフラインの確保や道路閉塞の防止などに加えて、防災上重要な公共建築物について、一層の耐震対策を推進する。
(都、国／行政機能・まちづくり)

(行政機関内の情報連絡体制の確保)

- 行政機関内の情報連絡体制を確保するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）から送信された緊急事態に係る情報を利用できる体制を整備する。
(都／行政機能、情報通信)

(関係施策分野)

行政機能、情報通信、まちづくり

3-4) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(地方の行政機関等の機能維持)

- 東京都、都内区市町村及び国の地方機関など、地方の行政機関等の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接的に影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持するよう対策を進める。
(都、国／行政機能)

(BCMの適切な運用)

- BCMの適切な運用により東京都の業務継続計画の継続的な見直しを行う。また都内区市町村のBCP策定に向けて、支援及び継続的な見直しの促進を行い、社会全体の災害対応力を強化する。
(都／行政機能)

(会計に関する災害時マニュアルの整備等)

- 災害時に通常の会計システムが停止したなどの場合でも円滑な支払業務ができるよう、災害時のマニュアルを整備し、訓練を実施するなど体制を強化する。
(都／行政機能)

(防災上重要な公共建築物の耐震対策の推進)

- 都庁舎の長周期地震動による被害を最小限にするため、制振装置の設置を進める。このほかの都立建築物をはじめ、防災上重要な公共建築物について、一層の耐震対策を推進する。
(都、国／行政機能)

(関係施策分野)

行政機能

(重要業績指標)

- ・ 都内区市町村のうち、業務継続計画を策定済みの割合
67.7% (H26) → 100% (H32)
- ・ 防災上重要な都立施設の耐震化率 97.4% (H25) → 100% (H27)
- ・ 防災上重要な公共建築物の耐震化率 90.3% (H22) → 100% (H27)
- ・ 都庁舎における制振装置設置工事
H25年度より着工 → 第一本庁舎設置完了 (H32) 第二本庁舎設置完了 (H31)

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(電気通信設備の災害対応力の強化)

- 国は、電気通信設備の損壊又は故障等にかかる技術基準について、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ適宜見直しを実施する。また、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を実施する。

(国、通信事業者／情報通信)

- 被災者の通信の復旧に差が出ることがないように、通信事業者各社が足並みをそろえ、引き続き、電気通信設備を設置するビルの耐震化、自家用発電機等の配備、携帯電話の通信確保のための基地局の無停電対策及び移動・可搬型基地局の整備等の対策を推進する。

(国、通信事業者／情報通信)

(防災関係機関の情報通信手段の多様化等)

- 都立施設をはじめ防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や停電時の非常用電源の確保などを進める。

(都、国／行政機能、情報通信)

(関係施策分野)

行政機能、情報通信

(重要業績指標)

- ・ 事業用電気通信設備規則（総務省令）の適合
100%（H24） → 引き続き100%を維持（一）

4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

(郵便事業における事業継続計画の実行性の確保)

- 都内に展開する約1,500局について、災害に対する安全性の確保に努めるものとし、災害時においては、防災関係機関と相互に密接な連絡及び協力を行うとともに、可能な限り被災地における郵便の業務を維持するため、事業継続計画の実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う。

(郵便事業者／情報通信)

(関係施策分野)

情報通信

4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(ラジオ中継局、防災行政無線の整備)

- 災害時の情報を住民に適切に提供できるよう、重要な情報伝達手段であるラジオ放送について、都市型難聴・防災対策としてのラジオ中継局の整備を進める。また、地域の広報手段として、防災行政無線の整備を進める。
(国、放送事業者／情報通信)

(施設のバックアップ機能の強化等)

- 災害時の情報を住民に適切に提供できるよう、放送設備のある施設のバックアップ機能強化、自家発電用燃料の確保等を行う。
(放送事業者／情報通信)

(メディアに対する迅速かつ正確な情報提供)

- 災害時に都から各メディアに対し、被災情報・避難情報等重要な情報を迅速かつ正確に提供する体制を構築する。
(都／情報通信)

(情報発信手段の多様化)

- 都民が必要とする災害情報の充実に向け、ホームページ、Twitter等のSNS、災害情報共有システム(Lアラート)、デジタルサイネージなど情報発信手段の多様化を図る。また、情報発信手段の多様化に必要な超高速ブロードバンドについて、伊豆諸島の5村6島(利島・新島・式根島・神津島・御蔵島・青ヶ島)は未整備であることから、その整備を推進する。
(都／行政機能、情報通信)

(関係施策分野)

行政機能、情報通信

(重要業績指標)

- ・ AM放送局に係る難聴対策としての中継局整備率(親局の難聴地域を解消することを目的として、FM補完局の整備を行ったAM放送事業者の比率)
0% (H26) → 100% (H30)
- ・ 区市町村の同報系防災行政無線の整備済み自治体数
61自治体 (H26) → 都内全区市町村 (一)

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(中小企業のBCP策定促進)

- サプライチェーンの重要な担い手である都内中小企業に対し、普及啓発セミナー、BCP策定支援講座等を実施することにより、都内中小企業のBCP策定を促進し、危機管理対応能力の向上など、企業の事業継続力を強化する。
(都、国／経済・産業)

(道路機能の維持管理)

- 災害時においても道路機能を適切に維持するため、橋梁^{りょう}及びトンネルの予防保全型管理の推進、ICTを活用するなど維持管理の高度化を行う。
(都、国／まちづくり)

(港湾機能等の維持管理)

- 港湾施設の多くが老朽化していることから、従来から実施している「対症療法型維持管理」の課題を踏まえ、施設の長寿命化を図るとともに、災害発生時であっても施設の機能を十分に発揮できるよう「予防保全型維持管理」を推進する。
(都／まちづくり)
- 大規模地震が発生した際にも航空機能及び港湾機能を維持するため、空港施設の耐震化、液状化対策及び港湾関係者による東京湾での効果的な緊急確保航路の啓開計画を策定する。
(都、国／まちづくり)

(道路ネットワークの拡充)

- 災害時においても円滑な輸送を確保するため、迂回機能による防災効果が期待できる三環状道路の整備を一層推進し、首都圏の港湾や空港など陸・海・空の拠点を結ぶ広域的な高速道路ネットワークを完成させる。
(都、国、高速道路事業者／経済・産業、まちづくり)
- 災害時には、他県等からの支援が重要となることから、都県境を越えた道路ネットワークを形成し、広域的な防災性を向上させるため、近隣縣市との協議を進めながら都県境の道路を整備する。
(都、国／経済・産業、まちづくり)

(道路等の災害対応力の強化)

- 災害時における物流ネットワーク^{りょう}の維持又は早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁^{りょう}の新設・架け替え・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策の実施、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築する。
(都、国／経済・産業、まちづくり)

(緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化)

- 大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、迅速な取組を推進する。
(都/まちづくり)

(都市防災力を高める防災技術・製品の実用化支援)

- 都市防災力の向上と産業の活性化を図るため、都内中小企業者等が自社で開発・製造した都市の防災力を高める優れた技術、製品・試作品の実用化等に向けた支援を実施する。
(都/経済・産業)

(関係施策分野)

経済・産業、まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 都内中小企業（製造業）のBCP策定割合 1.6% (H24)（策定中を含めた場合のBCP策定割合2.7% (H24)） → 引き続き策定を促進（－）
- ・ 三環状道路の整備率 約7割 (H26) → 約9割 (H32)
- ・ 橋梁^{りょう}の耐震補強完了率（国管理） 79% (H24) → 82%（全国平均） (H28)
- ・ 緊急輸送道路等の耐震化橋梁^{りょう}数（都管理）
全411橋のうち329橋 (H25) → 411橋 (H32)
- ・ 踏切除却数（累計） 387か所 (H26) → 446か所 (H36)
- ・ 区部環状道路、多摩南北道路の整備率
区部環状道路92%、多摩南北道路75% (H26) → おおむね完成 (H36)
- ・ 無電柱化延長 都道における第一次緊急輸送道路地中化率
28% (H26) → 50% (H36)
うち環状7号線地中化率 26% (H26) → 100% (H36)
- ・ 新設・架け替え橋梁^{りょう}数（事業中）
5橋 (H26) → 1橋完成 9橋事業中 (H29)（平成29年度までの橋梁^{りょう}整備推進
10橋に対する事業化橋梁^{りょう}数）
- ・ 先進的防災技術実用化支援事業助成件数 25件 (H26) → 年30件程度
- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物の対象建築物約5,000棟のうち耐震診断に着手
87% (H26.10) → 100% (H27)

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(燃料備蓄の促進や給油体制の整備等)

- 災害時における事業継続のため、自家給油施設の保有率を高めるなど燃料の備蓄量の確保を促進する。また、工場・事業所等における自家発電設備の導入や給油機能が停止した際の復旧操作に関するマニュアルの整備、操作の訓練を行うとともに、他社との相互協力による給油体制を整備する。
(物流事業者／経済・産業)

(災害対応型中核SSに対する支援)

- 石油燃料を供給する拠点となる災害対応型中核SS (サービスステーション) に対し、自家発電設備の設置、地下タンクの入れ替え・大型化等のための費用を支援し、災害対応能力を強化することで、地域の石油製品の安定供給体制の強化を図る。
(国／環境)

(石油ガス充てん所、製油所における災害対応力の強化)

- 石油ガス販売事業者等が所有する石油ガス充てん所に対し、自家発電設備、石油充てん設備、石油ガス自動車等の導入を支援し、災害対応能力を強化する。
(国／環境)
- 激甚災害時にも製油所から迅速にガソリン等の石油製品の供給を再開すべく、製油所に非常用発電機、非常用通信機器、ドラム缶充填出荷設備の導入を支援する。
(国／環境)

(燃料供給ルートの確保)

- 燃料供給ルートを確実に確保するため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁^{りょう}の新設・架け替え・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進、水上輸送基地の整備・拡充、東京港の耐震強化岸壁の整備など、道路・港湾等の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築する。
(都、国／経済・産業、まちづくり)

(関係施策分野)

経済・産業、環境、まちづくり

(重要業績指標)

- ・踏切除却数(累計) 387か所(H26) → 446か所(H36)
- ・区部環状道路、多摩南北道路の整備率
区部環状道路92%、多摩南北道路75%(H26) → おおむね完成(H36)
- ・新設・架け替え橋梁数(事業中)
5橋(H26) → 1橋完成 9橋事業中(H29) (平成29年度までの橋梁整備推進10
橋に対する事業化橋梁数)
- ・緊急輸送道路等の耐震化橋梁数(都管理)
全411橋のうち329橋(H25) → 411橋(H32)
- ・無電柱化延長 都道における第一次緊急輸送道路地中化率
28%(H26) → 50%(H36)
うち環状7号線地中化率 26%(H26) → 100%(H36)

5-3) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(海岸保全施設の地震対策等の強化)

- 重要な産業施設の集積する東京の臨海部において、防潮堤や水門等の海岸保全施設における地震・津波・高潮対策を推進する。また、災害発生時の被害の甚大化を軽減するため、港湾消防体制を強化する。
(都/行政機能、まちづくり)

(産業施設の安全対策の強化)

- 市街地においても、ガスホルダーなどライフラインに関する重要な産業施設が存在し、各施設に応じた安全対策を万全にするための取り組みを進める。
(ガス事業者/環境)

(関係施策分野)

行政機能、経済・産業、環境、まちづくり

(重要業績指標)

- ・東京港海岸保全施設整備計画における耐震・耐水対策の整備率
10%(防潮堤)、0%(水門)(H25) → 100%(H33)

5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

(東京港における耐震強化岸壁の整備)

- 震災時においても首都圏の経済活動を停滞させないよう、震災時に海上輸送拠点として重要な役割を果たす耐震強化岸壁(国際海上コンテナ等輸送対応施設)の整備を東京港において一層推進する。
(都/まちづくり)

(関係施策分野)

まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 東京港の耐震強化岸壁について、国際海上コンテナ輸送等対応施設
4バース完成 (H26) → 6バース完成 (H29)

5-5) 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

(道路ネットワークの拡充)

- 災害時においても円滑な輸送を確保するため、迂回機能による防災効果が期待できる三環状道路の整備を一層推進し、首都圏の港湾や空港など陸・海・空の拠点を結ぶ広域的な高速道路ネットワークを完成させる。
(都、国、高速道路事業者／経済・産業、まちづくり)
- 災害時においては、他県等からの支援が重要となることから、都県境を越えた道路ネットワークを形成し、広域的な防災性を向上させるため、近隣縣市との協議を進めながら都県境の道路を整備する。
(都、国／経済・産業、まちづくり)

(道路の防災対策の推進)

- 災害時において、緊急交通路（緊急自動車専用路含む。）や緊急輸送道路の機能を確保するため、幹線道路整備に重点的に取り組むとともに、橋梁^{りょう}の新設・架け替え・耐震化の実施や、道路斜面の安全対策の実施など、道路の防災対策に取り組む。
(都、国、高速道路事業者／まちづくり)

(連続立体交差事業の推進)

- 都内には、道路ネットワークの形成等の課題となる踏切が存在しており、踏切が閉鎖されることで、緊急・救急活動の妨げとなることから、道路と交差する鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化する連続立体交差事業に取り組む。
(都／まちづくり)

(迅速な輸送経路啓開に向けた連携体制の構築)

- 災害時においても交通や物流を確保し、道路閉塞による救助・救援、緊急物資輸送への支障を防止するため、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築する。
(都、国／まちづくり)

(緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の推進)

- 大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、迅速な取組を推進する。
(都／まちづくり)

(無電柱化の推進)

- 災害時におけるライフラインの確保や道路閉塞の防止など防災性の向上に加えて、安全で快適な通行空間を確保するため、無電柱化を推進する。都道においては緊急輸送道路の中でも、災害時の避難や救出救助活動、物資輸送等を担い、防災拠点等を結ぶ第一次緊急輸送道路の無電柱化に取り組む。特に震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状七号線については、重点的に無電柱化を推進する。
(都、国／まちづくり)

(港湾機能の維持)

- 大規模地震発生時に、東京港が広域輸送基地としての役割を着実に果たすため、港湾関係者間で共有しておくべき目標、行動及び協力体制について取り決めた「東京港における首都直下地震発生時の震後行動」について、基本対応パターンに基づく訓練を通じ、重要業務の実施手順の確認、課題の抽出、対応策の立案など、不断の見直しに取り組み、行動計画の完成度を高める。
(都／行政機能、経済・産業)
- 島しょ地域の港湾・漁港施設等の耐地震・耐津波性能を向上させ、南海トラフ巨大地震等の最大級の地震・津波に対して人命を守り、被害を小さくするほか、発災後の復旧活動等に必要な緊急輸送用の岸壁等を整備する。
(都／まちづくり)

(燃料備蓄の促進や給油体制の整備等)

- 災害時における事業継続のため、自家給油施設の保有率を高めるなど燃料の備蓄量の確保を促進する。また、工場・事業所等における自家発電設備の導入や給油機能が停止した際の復旧操作に関するマニュアルの整備、操作の訓練を行うとともに、他社との相互協力による給油体制を整備する。
(物流事業者／経済・産業)

(迅速な救援・復旧活動等のための危機管理体制の強化等の推進)

- より迅速かつ的確な被災地の救援・復旧活動等のため、TEC-FORCE の活動計画策定等による危機管理体制の強化や、大規模災害時にも活用可能な道路・鉄道・港湾・空港・物流拠点等に関する情報共有及びバックアップ体制の構築、各モード間のアクセス性の改善等の事前の対策を進める。
(国／行政機能)

(関係施策分野)

行政機能、経済・産業、まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 道路による都市間速達性の確保率 46% (H22) → 50% (H28)
- ・ 三環状道路の整備率 約7割 (H26) → 約9割 (H32)
- ・ 橋梁^{りょう}の耐震補強完了率 (国管理) 79% (H24) → 82% (全国平均) (H28)
- ・ 緊急輸送道路等の耐震化橋梁^{りょう}数 (都管理)
全411橋のうち329橋 (H25) → 100% (H32)
- ・ 踏切除却数 (累計) 387か所 (H26) → 446か所 (H36)
- ・ 区部環状道路、多摩南北道路の整備率
区部環状道路92%、多摩南北道路75% (H26) → おおむね完成 (H36)
- ・ 新設・架け替え橋梁^{りょう}数 (事業中)
5橋 (H26) → 1橋完成 9橋事業中 (H29) (平成29年度までの橋梁^{りょう}整備推進10橋に対する事業化橋梁^{りょう}数)

- ・ 無電柱化延長 都道における第一次緊急輸送道路地中化率
28% (H26) → 50% (H36)
うち環状7号線地中化率 26% (H26) → 100% (H36)
- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物の対象建築物約5,000棟のうち耐震診断に着手
87% (H26.10) → 100% (H27)

5-6) 複数空港の同時被災

(空港等の管制施設等の耐震化の推進)

- 空港等について、緊急物資等輸送拠点としての機能の確保、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保、飛行中の航空機の安全確保のために、管制施設等の耐震化を図る。
(都、国／まちづくり)

(関係施策分野)

まちづくり

5-7) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(金融機関等における防災対策の推進)

- 中央銀行や主要な金融機関等においては、店舗の耐震化やBCPの策定など、分野全体としての事業継続の確保対策が比較的進んでおり、今後とも、強靱な事業継続体制を構築する取組を継続する。
(国、金融機関／経済・産業)
- 中小・地域金融機関においても同様に、顧客データ等の安全対策（プログラムのバックアップ等）を確実に進めるため、BCP策定などリスク回避できる体制を確実に整備する。
(国、金融機関／経済・産業)
- 東京の金融機関が危機管理を徹底するとともに、安全・安心な商取引環境を確立し、発信する。
(国、金融機関／経済・産業)
- 取引先金融機関や関係行政機関などと連携をとり、大規模地震の発生や地震災害に関する警戒宣言発令を想定した訓練を実施するなど、金融・決済システムや市場全体で実効性のある業務継続体制を整備する。
(国、金融機関／経済・産業)

(関係施策分野)

経済・産業

5-8) 食料等の安定供給の停滞

(道路ネットワークの拡充)

- 災害時においても円滑な輸送を確保するため、迂回機能による防災効果が期待できる三環状道路の整備を一層推進し、首都圏の港湾や空港など陸・海・空の拠点を結ぶ広域的な高速道路ネットワークを完成させる。
(都、国、高速道路事業者／経済・産業、まちづくり)
- 災害時においては、他県等からの支援が重要となることから、都県境を越えた道路ネットワークを形成し、広域的な防災性を向上させるため、近隣縣市との協議を進めながら都県境の道路を整備する。
(都、国／経済・産業、まちづくり)

(道路・港湾・空港等の災害対応力の強化)

- 災害時における物流ネットワークの維持又は早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁^{りょう}の新設・架け替え・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進、水上輸送基地の整備・拡充、東京港の耐震強化岸壁の整備、空港施設の耐震化など、道路・港湾・空港等の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築する。
(都、国／まちづくり)

(緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の推進)

- 大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、迅速な取組を推進する。
(都／まちづくり)

(市場における災害対策の強化)

- 災害時における応急復旧業務等を円滑に実施するため、移転を控える築地市場を除く都内10市場への非常用発電機の整備を進め、業務の実施に必要な電源を確保する。
(都／経済・産業)
- 全国中央卸売市場協会を通じた中央卸売市場の開設者40縣市との災害時相互応援協定(H26)及び食肉市場を除く都内10市場において市場関係業者と締結した災害時生鮮食料品の調達に関する協定(H25)の実効性を確保するため、今後、連携体制を強化する。
(都／経済・産業)
- 災害時における市場事業の継続性を確保するため、中央卸売市場開設者BCPの適宜見直し及び市場関係業者のBCP策定を推進する。
(都／経済・産業)

(中小企業等のBCPの策定)

- 災害時の道路寸断や物流機能の低下により、企業の事業継続が困難となることで、局地的に生活必需品等の不足が発生する等のおそれがあるため、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業・小規模事業者によるBCPの策定又は見直しを進める。
(国／経済・産業)

(国内木材の円滑な供給体制の整備)

- 平時からの森林資源の状況把握及び災害時における国有林材の円滑な供給体制の整備に向けて、関係事業者等と実践的な体制の構築及び連携強化を図る。
(国／経済・産業)

(漁港関連施設の耐震化等)

- 島しょ地域の漁港関連施設において、漁協等共同利用施設の老朽化が進行しているため、災害発生時の港や道路の機能確保や、二次災害防止のため耐震化等を支援する。
(都／まちづくり)

(関係施策分野)

経済・産業、まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 三環状道路の整備率 約7割 (H26) → 約9割 (H32)
- ・ 橋梁の耐震補強完了率 (国管理) 79% (H24) → 82% (全国平均) (H28)
- ・ 緊急輸送道路等の耐震化橋梁数 (都管理)
全411橋のうち329橋 (H25) → 411橋 (H32)
- ・ 無電柱化延長 都道における第一次緊急輸送道路地中化率
28% (H26) → 50% (H36)
うち環状7号線地中化率 26% (H26) → 100% (H36)
- ・ 踏切除却数 (累計) 387か所 (H26) → 446か所 (H36)
- ・ 区部環状道路、多摩南北道路の整備率
区部環状道路92%、多摩南北道路75% (H26) → おおむね完成 (H36)
- ・ 新設・架け替え橋梁数 (事業中)
5橋 (H26) → 1橋完成 9橋事業中 (H29) (平成29年度までの橋梁整備推進10橋に対する事業化橋梁数)
- ・ 築地市場を除く都内10市場における非常用発電機の設置割合
80% (H26) → 100% (H27)
- ・ 中央卸売市場の開設者40区市との協定締結割合 100% (H26) → 毎年度100%
- ・ 食肉市場を除く都内10市場のうち、市場関係業者と災害時における生鮮食料品の調達に関する協定を締結している割合
100% (H25) → 毎年度100%
- ・ 島しょ地域の漁業協同組合等共同利用施設の耐震化等対策実施率
77% (H26) → 100% (H32)
- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物の対象建築物約5,000棟のうち耐震診断に着手
87% (H26.10) → 100% (H27)

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

(自立分散型エネルギーの利用拡大)

- エネルギー供給の多様化を図るため、災害時のみならず、通常時においても活用できる高効率なコージェネレーションシステムや自家発電機による電力確保など、自立分散型エネルギーの利用拡大に取り組む。
(都/環境)
- 特にオフィス街区では、災害時の地域の自立性向上につなげるため、大規模なコージェネレーションシステムで生み出した熱や電気を建物間や街区で融通するなどの取組を進める。
(都/環境)

(電気設備等の災害対応力の強化)

- 自然災害に対する電気設備の耐性を確保するため、耐性評価等に基づき必要に応じて発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る。
(国/環境)
- 太平洋に面した火力発電所が津波等により被災し、首都圏への電力供給が不足する可能性があるため、津波対策等を実施する。
(電気事業者/環境)
- 河川洪水、高潮等に対する電気設備の防災対策を進めるため、設備保全・早期復旧方針を検討する。
(電気事業者/環境)

(中核SSに対する優先供給)

- 応急対策に従事する緊急車両へ燃料の優先給油を行うためには、中核SS(サービスステーション)において在庫を確保する必要があることから、災害時に石油精製元売会社から中核SSに対する優先的な供給が担保されるよう取組を進める。また、災害時に中核SSが有効に機能するため、継続的に災害訓練を実施する。
(国/環境)

(燃料備蓄の促進)

- 災害時に石油製品の供給拠点となる中核SS(サービスステーション)において、一定量の在庫を備蓄するため、国と都が連携して燃料購入及び在庫管理に対する支援を実施する。
(都、国/環境)
- 災害時における石油ガスの安定供給を図るため、中核充填所への事業者の更なる参画を促進するとともに、自治体と石油ガス業界との間での防災協定締結の推進、中核充填所を対象とした継続的な災害訓練の実施及び需要家の自衛的備蓄を推進する。
(国/環境)

(関係施策分野)

環境

(重要業績指標)

- ・業務用コージェネレーションシステム設備容量 約50% (H25) → 100% (H36)
- ・火力発電所建屋の水密化及び防潮堤設置工事 60% (H26) → 100% (H27)

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

(給水機能の維持)

- 災害時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、水源から給水に至る水道システム全体の耐震化と導送水管の二重化・ネットワーク化などバックアップ機能の強化に取り組む。水道システム全体の耐震化に当たっては、全ての水道施設の耐震化の完了には、長い年月と膨大な費用を要することから、浄水施設の処理系列ごとに対策を進めるなど水道システムの連続性に配慮し、優先度の高い施設から耐震化を進める。
(都/まちづくり)
- 給水所の耐震化に当たっては、耐震化工事期間中は配水池容量の低下を伴うことから、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、周辺状況を踏まえ、液状化の危険度が高い地域にある施設など優先的に耐震化に取り組む。
また、給水所の新設・拡充により、配水区域を適正な規模に分割・再編し、断水等の影響が広範囲に及ばないようにする。
(都/まちづくり)
- より一層効果的に断水被害を軽減するため、配水管の耐震継手化を引き続き推進する。実施に当たっては、首都中枢機関・救急医療機関等に加え、避難所や主要な駅への供給ルート、被害が大きいと想定される地域を優先的に管路の耐震継手化を進める。
(都/まちづくり)
- 給水管については、東日本大震災で多くの塩化ビニル製の給水管が被害を受けたため、塩化ビニル製給水管が多く布設されている私道内の給水管の耐震化を進める。また、避難所や主要な駅の給水管の耐震化を優先して進める。
(都/まちづくり)
- 電力供給の途絶の可能性のある首都直下地震等においても、水道事業を継続するため、浄水場や給水所等への自家用発電設備の整備を進め、電力事情に左右されないように電力の自立化を図り、電力を安定的に確保する。
(都/まちづくり)
- 大型台風や局地的な豪雨により、浸水被害が生じるおそれのある水道施設については、出入口に止水堰を設置するなど浸水対策を実施し、施設の機能維持を図る。
(都/まちづくり)

(関係施策分野)

まちづくり

(重要業績指標)

- ・ろ過池耐震施設率 76% (H25) → 100% (H30)
- ・配水池耐震施設率 67% (H25) → 99% (H36)
- ・事故時の安定給水確保率 78% (H25) → 90% (H36)
- ・大規模停電時における給水確保率 58% (H25) → 100% (H33)
- ・管路の耐震継手率 35% (H25) → 59% (H36)
- ・首都中枢・救急医療機関等への供給ルートにおける耐震継手率
70% (H25) → 100% (H31)
- ・優先避難所・主要な駅への供給ルートにおける耐震継手率
35% (H25) → 100% (H34)
- ・避難所・主要な駅の給水管耐震化率 31% (H25) → 100% (H31)
- ・私道内給水管耐震化率 35% (H25) → 79% (H36)

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道機能の維持)

- 災害時におけるトイレ機能を確保するため、施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化について、避難所等に引き続き、災害時に多くの帰宅困難者が発生しトイレ機能の需要が見込まれるターミナル駅や、災害復旧に使用する区の庁舎等の災害復旧拠点などの施設においても進める。
(都/まちづくり)
- 揚水、簡易処理、消毒など、震災時にも必ず確保すべき機能を担う施設を対象に、想定される最大級の地震動に対して耐震化を進めているが、引き続き水再生センターや耐震化が完了していないポンプ所において進める。
(都/まちづくり)
- 想定される最大津波高より地盤高さが低い水再生センター・ポンプ所において、施設の電源機能、排水機能を確保するため、開口部や出入り口の水密化などの耐水化を実施する。
(都/まちづくり)
- 大規模停電時や計画停電等により電力が不足した場合においても下水道機能を維持するため、水再生センターなどに非常用発電設備や電力貯蔵設備（NaS電池）の整備を進める。
(都/まちづくり)
- 災害等に伴う下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、下水道BCP策定などのソフト対策の充実を図り、ハード対策とソフト対策が一体となった耐震・対津波対策を推進する。
(国/行政機能、まちづくり)

(関係施策分野)

行政機能、まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 排水を受け入れる下水道管を耐震化した施設数
ターミナル駅・災害復旧拠点など3施設（H25） → 約1,000施設（H31）
- ・ 想定される最大級の地震に対する耐震対策が完了した施設数
8施設（H25） → 108施設（H31）
- ・ 最大津波高さに対する耐水化が完了した施設数 7施設（H25） → 34施設（H28）
- ・ 非常用発電設備を整備した水再生センター、ポンプ所の施設数
74施設（H25） → 107施設（－）
- ・ 整備したNaS電池の容量 20,750kW（H25） → 40,750kW（H27）

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

(道路ネットワークの拡充)

- 災害時において、迂回機能による防災効果が期待できる三環状道路の整備を一層推進し、首都圏の港湾や空港など陸・海・空の拠点を結ぶ広域的な高速道路ネットワークを完成させる。
(都、国、高速道路事業者／経済・産業、まちづくり)
- 災害時においては、他県等からの支援が重要となることから、都県境を越えた道路ネットワークを形成し、広域的な防災性を向上させるため、近隣縣市との協議を進めながら都県境の道路を整備する。
(都、国／まちづくり)
- 多摩地域では、ミッシングリンクとなっている区間があり、また、必ずしも幅員が十分でない緊急輸送道路があるなど、災害時に救助・救援活動が遅れる等の懸念があることから、多摩南北・東西道路等の道路ネットワークの形成を進める。
(都／まちづくり)

(迅速な輸送経路啓開に向けた連携体制の構築)

- 災害時においても交通や物流を確保し、政治・経済等の中枢機能を堅持するとともに、道路閉塞による救助・救援、緊急物資輸送への支障を防止するため、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築する。
(都、国／まちづくり)

(道路の防災対策の推進)

- 災害時において、緊急交通路（緊急自動車専用路含む。）や緊急輸送道路の機能を確保するため、幹線道路整備に重点的に取り組むとともに、橋梁^{りょう}の新設・架け替え・耐震化の実施や、道路斜面の安全対策の実施など、道路の防災対策に取り組む。
(都、国、高速道路事業者／まちづくり)
- 多摩山間、島しょ地域において、地域住民の生活を支え、災害時には重要な避難路となる道路について、寸断されると迅速な避難や救助、救援活動などが行えなくなるおそれがあることから、現道拡幅や線形改良、代替路などの道路整備を着実に推進し、防災性の向上を図る。
(都／まちづくり)

(連続立体交差事業の推進)

- 都内には、道路ネットワークの形成等の課題となる踏切が存在しており、踏切が閉鎖されることで、緊急・救急活動の妨げとなることから、道路と交差する鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化する連続立体交差事業に取り組む。
(都／まちづくり)

(緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化)

- 大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、迅速な取組を推進する。
(都/まちづくり)

(無電柱化の推進)

- 災害時におけるライフラインの確保や道路閉塞の防止など防災性の向上に加えて、安全で快適な通行空間を確保するため、無電柱化を推進する。都道においては緊急輸送道路の中でも、災害時の避難や救出救助活動、物資輸送等を担い、防災拠点等を結ぶ第一次緊急輸送道路の無電柱化に取り組む。特に震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状七号線については、重点的に無電柱化を推進する。
(都、国/まちづくり)
- 避難場所と緊急輸送道路を結ぶ路線など防災上重要な区市町村道においても、無電柱化を促進する。
(都、国/まちづくり)

(マンホール浮上の抑制)

- 災害時においても、液状化の危険性の高い地域にある、緊急輸送道路などのほか、避難所などと緊急輸送道路を結ぶ道路の交通機能を維持するため、液状化によるマンホールの浮上を抑制する対策を実施する。
(都/まちづくり)

(道路機能の維持管理)

- 災害時のみならず日常においても道路機能を適切に維持するため、橋梁^{りょう}及びトンネルの予防保全型管理の推進に加え、ICTを活用するなど維持管理を高度化する。
(都、国/まちづくり)

(道路防災ステーションの整備の推進)

- 災害時においては、必要な資機材等の確保に時間を要するなど、応急・復旧対策の迅速化が課題となることから、主要幹線道路における陸橋等の高架下を活用して、資機材等を配備した道路防災ステーションの整備を推進する。
(都/まちづくり)

(鉄道施設等の耐震補強)

- 災害時における鉄道利用者等の安全確保及び輸送機能の維持など安全性の向上を図るため、高架橋及び橋上駅舎等の耐震補強を、未実施箇所について引き続き進める。
(鉄道事業者/まちづくり)

(道路以外の災害時ルート確保)

- 震災時において陸上交通網を補完するため、東京港内で水上輸送基地を整備することにより、陸上、水上の一体的なネットワーク機能を形成する。
(都/まちづくり)

- 水上輸送基地を活用することにより、災害時における負傷者、帰宅困難者、物資の輸送体制を強化する。
(都/まちづくり)
- 災害時の活動拠点、防災船着場及び緊急河川敷道路を整備するとともに、スロープや照明の設置、テラスの連続化などの周辺の基盤整備を図ることにより、災害時の輸送体制を強化する。
(都、国/まちづくり)
- 空港等について、災害時における緊急物資等輸送拠点としての機能の確保、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保及び飛行中の航空機の安全確保を図るため、管制機能確保に必要となる管制施設等及び最低限必要となる基本施設等の耐震化、液状化対策を実施する。
(都、国/まちづくり)

(帰宅困難者対策の推進)

- 災害時において、鉄道等の交通機関の停止に伴い多数の帰宅困難者が発生した場合は、駅での一時的退避に係る案内、安全な場所への避難誘導等、利用者の保護に努める。
(鉄道事業者/まちづくり)

(関係施策分野)

経済・産業、まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 三環状道路の整備率 約7割 (H26) → 約9割 (H32)
- ・ 橋梁の耐震補強完了率(国管理) 79% (H24) → 82% (全国平均) (H28)
- ・ 緊急輸送道路等の耐震化橋梁数(都管理)
全411橋のうち329橋 (H25) → 411橋 (H32)
- ・ 踏切除却数(累計) 387か所 (H26) → 446か所 (H36)
- ・ 区部環状道路、多摩南北道路の整備率
区部環状道路92%、多摩南北道路75% (H26) → おおむね完成 (H36)
- ・ 新設・架け替え橋梁数(事業中)
5橋 (H26) → 1橋完成 9橋事業中 (H29) (平成29年度までの橋梁整備推進10橋に対する事業化橋梁数)
- ・ 多摩山間・島しょ地域の道路整備延長
0.4km (H26) → 約6km完成又は交通開放 (H29)
- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物の対象建築物約5,000棟のうち耐震診断に着手
87% (H26.10) → 100% (H27)
- ・ 無電柱化延長 都道における第一次緊急輸送道路地中化率
28% (H26) → 50% (H36)
うち環状7号線地中化率 26% (H26) → 100% (H36)
- ・ 避難所、ターミナル駅、災害復旧拠点などと緊急輸送道路を結ぶ道路におけるマンホール浮上抑制対策を実施した道路延長
399km (H25) → 700km (H31)

6-5) 異常渇水等により用水の供給の途絶

(安定した水源の確保)

- 首都東京の安定給水を継続するためには、水道需要への対応はもとより、将来の気候変動による影響も踏まえ、厳しい渇水の際にも給水を確保できるよう、安定した水源の確保に取り組む。

(都/まちづくり)

(節水型都市づくりの推進)

- 渇水に強い都市にするため、都民に必要な水を確保しつつ、漏水防止対策、水の循環利用、雨水利用の推進など、水の合理的使用を促進する節水型都市づくりに取り組む。

(都/まちづくり)

(貯水池群の有効な運用)

- 産業に、生活にと大量の水を必要とする首都圏においては、2～3年に1回渇水が発生している現状であるため、利根川・荒川水系に配置される多目的ダム等の貯水池群をより有効に運用する。

(国/まちづくり)

(関係施策分野)

まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 10年に1回程度発生する規模の渇水に対応する水源確保率
93% (H25) → 100% (H32)
- ・ ハツ場ダム本体建設工事起工 (H27.2) → 竣工 (H31)

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

(出火・延焼の抑制)

- 消防機関は、震災時における大規模火災への対応力強化のための体制、消防水利の整備を推進する。また、都外からの応援部隊も含め、救出救助機関が円滑に活動を展開するための活動拠点について、都、国、区市町村等が連携して、受け入れ態勢を充実強化する。

(都、国／行政機能)

- 震災時の火災予防・被害軽減のため、各種調査検証、研究等を行う。また、木造住宅密集地域（整備地域）において、市街地の不燃化や、延焼遮断等に有効な主要な都市計画道路の整備を行うなど、様々な施策を講じ、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する。さらに、円滑な消防活動のため、防火水槽及び深井戸の整備や河川水を消火用水として活用できるように水際へのアクセス性を改善するなど、消防水利の整備を促進する。

(都、国／行政機能、まちづくり)

- 大規模火災の延焼拡大阻止を迅速に展開するため、緊急自動車が円滑に通行でき、かつ一般車両の進入を禁止抑制するような体制を構築する。

(都／行政機能)

(地域防災力の向上)

- 都が認定する「東京防災隣組」の活用等により、地域住民による自助・共助の取組を促進し、地域の防災力を向上させる。

(都／行政機能)

- 消防団の人員確保や消防団装備・訓練の充実強化に加え、防災訓練及び要配慮者の安全対策の推進等により、地域の災害対応力の向上を図る。

(都／行政機能)

(関係施策分野)

行政機能、まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 住生活基本計画（全国計画）における地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積
0ha (H23) → 1,683ha (H32)
- ・ 特定整備路線整備区間数・延長
100%事業着手 (H26) → 28区間、約25kmを整備 (H32)
- ・ 住民参加による防災訓練参加人員 142万人 (H25) → 累計2,000万人 (H36)
- ・ 防火水槽用鉄蓋（親子蓋）の計画数（757基）に対する整備率
55.7% (H25) → 100% (H30)

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(港湾消防体制の強化)

- 港湾のエリアでは、災害発生時の被害の甚大化を軽減するため、港湾消防体制を強化する。
(都／行政機能)

(海岸堤防等の整備、耐震対策等の推進)

- 津波、高潮等から背後地を防護し、海上・臨海部の広域複合災害の発生を防止・軽減するため、海岸堤防等の整備、耐震対策（地震・津波対策）や高潮対策を推進する。
(国／まちづくり)

(関係施策分野)

行政機能、まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）（国管理）
100% (H24) → 100%を維持（－）

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺^ひ

(緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進)

- 大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、迅速な取組を推進する。
(都／まちづくり)

(交通の安全と円滑化)

- 震災時における交通の安全と円滑化を図るための対策を検討する。また、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策基本法に規定する指定機関等が保有する車両で、かつ、災害応急対策や緊急輸送に使用する計画のある車両については、できる限り緊急通行車両等の事前届出を行っておく。
(都／行政機能)

(信号機の停止の回避)

- 沿線・沿道の建物崩壊などによって、都内の信号機の作動に支障が生じるおそれがある。そのため、特に交通量の多い幹線道路から優先順位を付けた上で、信号機用非常用電源設備を整備する。さらに、信号機の信号柱内に信号制御機を密閉する制御機内蔵型信号柱の検討・整備を進める。
(都／行政機能)

(関係施策分野)

行政機能、まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物の対象建築物約5,000棟のうち耐震診断に着手
87% (H26.10) → 100% (H27)
- ・ 停電による信号機の機能停止を防止する信号機用非常用電源設備の整備数
1,633基 (H26) → 5,700基 (H44)

7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(河川施設等の維持管理)

- 河川施設・砂防施設等が老朽化により機能不全に陥った場合、本来の防災・減災機能を確保できないだけでなく、施設周辺に影響を与えるリスクが高いため、施設が本来の機能を発揮できるように適切に維持管理する。
(都、国／まちづくり)
- 特に重要構造物である分水路・地下調節池などの大規模施設において予防保全型管理を推進するとともに、護岸や堤防などの維持管理水準を向上させ、河川施設全体の安全性を高める。
(都／まちづくり)

(関係施策分野)

まちづくり

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質等の管理体制の強化)

- 放射線を使用する医療機関において、引き続き立入検査を実施するとともに、大規模災害時においても、迅速かつ確実に対応できるよう、マニュアルや研修により管理体制を強化する。
(都／健康・医療・福祉)
- 放射線使用施設については、施設の入室管理や機器の安全管理を引き続き適正に行うとともに、長期的には施設や機器の老朽化を踏まえ、ソフト・ハード両面から長期的な安全確保を図る。
(都／経済・産業)
- 毒物・劇物による危害の未然防止のため、毒物・劇物保管管理施設への立入検査や講習会等により、保守点検の励行や、事故発生時の対応措置、防災訓練の実施等を指導する。
(都／健康・医療・福祉)

(関係施策分野)

健康・医療・福祉、経済・産業、環境

7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(治山事業等の推進)

- 森林の整備にあたっては、山地災害のおそれがある箇所に対し、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進する。
(都／経済・産業)
- 治山事業により、土砂災害の防止や水源のかん養、生物多様性の保全などの様々な公益的機能を有する森林を保全・再生するとともに、持続的な森林循環（伐採・利用・植栽・保育）により健全な森林を育成する。
(都、国／経済・産業)

(森林整備・保全の推進)

- 東京都内の国有林についても、災害に強い国土基盤の形成等の観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林整備・保全を推進する。
(国／経済・産業)

(関係施策分野)

経済・産業

7-7) 風評被害等による経済等への甚大な影響

(各種情報の的確な発信)

- 空港や宿泊施設等において、建物の安全・安心情報の発信を強化することにより、都民や外国人が安心して建物を利用できる環境を整備する。
(都／行政機能、情報通信)
- 公共空間、都立施設等にWi-Fiアンテナやデジタルサイネージを整備するとともに、災害時に多言語による災害情報を提供できるように体制を充実強化する。
(都／情報通信、経済産業)
- 外国人旅行者に対し、東京の安全性を含めた多様な魅力を積極的にPRする。
(都／情報通信、経済・産業)

(関係施策分野)

情報通信、経済・産業

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(がれき処理マニュアルの策定促進)

- 全区市町村ががれき処理マニュアルを早期に策定するよう、震災がれき処理に関する知見等を定期的に情報発信する。

(都／環境)

(震災廃棄物の支援体制構築の支援)

- 大量に発生する震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、区市町村の処理体制構築を支援するとともに、民間団体や近隣自治体との協力体制を構築する。

(都／環境)

(関係施策分野)

環境

(重要業績指標)

- ・がれき処理マニュアルの策定状況 12区市町村 (H26) → 全62区市町村で策定 (H32)

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（迅速な救援・復旧活動等のための関係機関との連携体制の構築等）

- より迅速かつ的確な被災地の救援・復旧活動等のため、TEC-FORCE の活動計画策定等による危機管理体制の強化、派遣に伴う関係機関との連携体制を構築する。
（国／行政機能）
- 発災後の道路啓開作業等を円滑に行うため、重機類の調達に向けた対策を進める。
（都、国／行政機能）

（災害ボランティアコーディネーターの育成）

- 災害時に災害ボランティアコーディネーターが直ちに活動できるよう、スキルを維持する対策を進める。
（都／行政機能）

（関係施策分野）

行政機能

（重要業績指標）

- ・ 災害ボランティアコーディネーター養成講座の受講割合
27.6%（H26） → 100%（H30）

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（区市町村における震災復興マニュアルの策定等の推進）

- 区市町村の震災復興マニュアルの策定等を通じ、震災後の迅速な復興に向けて被災後の体制整備や取組について、区市町村等と連携して推進する。
（都／行政機能、まちづくり）

（迅速な都市復興への取組の強化）

- 「市街地の事前復興の手引」を通じて、地域レベルの復興まちづくり計画の事前検討や復興訓練の実施等、区市町村における事前対策を促進し、迅速な都市復興への取組を強化する。
（都／まちづくり）

（罹災証明書発行システムの導入）

- 大規模災害発生時に、迅速かつ適切に生活再建支援業務を実施するには、被災者情報を一元的に管理するシステムを構築する必要があるため、全区市町村における、罹災証明書発行システムの導入を促進する。
（都／行政機能）

（都立施設の耐震化の推進）

- 都立施設の被災による機能の大幅な低下を回避するため、防災上重要な都立施設の耐震化を計画的に進める。
(都／行政機能)

(警察機能の維持)

- 警察災害派遣隊の受入れに向けて、活動拠点の確保や的確な運営に向けた検討を進める。
(都／行政機能)
- 警察の本部庁舎の機能が停止した場合にも、指揮機能を維持するための施設整備等を進める。
(都／行政機能)

(関係施策分野)

行政機能、まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 震災復興マニュアルを策定している区市町村数 23団体 (H26) → 全区市町村 (一)

8-4) 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(緊急輸送道路等の耐震対策の推進)

- 大規模地震発生時における被害を軽減するとともに、円滑かつ迅速な応急活動を確保するため、緊急輸送道路等の橋梁の耐震対策を、引き続き未実施箇所について推進する。
(国／まちづくり)

(新幹線等の迅速な復旧・復興)

- 新幹線等の迅速かつ適切な災害復旧による輸送の確保を図るため、応急復旧に要する資器材の確保等についてあらかじめ定めておく。
(鉄道事業者／まちづくり)

(関係施策分野)

まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 橋梁の耐震補強完了率 (国管理) 79% (H24) → 82% (全国平均) (H28)
- ・ 緊急輸送道路等の耐震化橋梁数 (都管理)
全411橋のうち329橋 (H25) → 411橋 (H32)

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(陸こうの削減及び遠隔制御システムの導入)

- 津波・高潮等から背後地を防護し、広域にわたる浸水被害及び多数の死者の発生を防止・軽減し、また、海岸保全施設の操作従事者の安全確保を最優先するため、陸こうの削減、遠隔制御システムの導入を図り、防災機能強化と効果的な管理運用を推進する。
(都、国／まちづくり)

(東部低地帯における堤防や全水門の耐震・耐水対策の推進)

- 東部低地帯における河川施設については、想定される最大級の地震が発生した場合においても、各河川施設の機能を保持し、津波等による浸水を防止するため、堤防や全水門等の耐震・耐水対策を推進する。
(都、国／まちづくり)

(東京港沿岸部における海岸保全施設の耐震・耐水対策等の推進)

- 沿岸部においては、地震・津波、高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、万一水門・排水機場等が浸水した場合にも、その機能を保持することができるよう、平成24年12月に策定した東京港海岸保全施設整備計画に基づき耐震・耐水対策を推進する。
(都／まちづくり)

(高潮防潮扉の遠方制御の自動化)

- 下水道管内への津波や高潮などの逆流を防ぐ高潮防潮扉の遠方制御の自動化など、低地帯や沿岸部における地震・津波、高潮対策を推進する。
(都、国／まちづくり)

(関係施策分野)

行政機能、まちづくり

(重要業績指標)

- ・ 陸こうの削減数及び遠隔制御システムの導入数 11箇所 (H25) → 30箇所 (H31)
- ・ 東部低地帯の河川施設整備計画における耐震・耐水対策の整備率
堤防3%、水門等5% (H25) →
 - ・ 堤防100% (H33、うち特に緊急性の高い水門外側の堤防(防潮堤)はH31)
 - ・ 水門等100% (H31)
- ・ 東京港海岸保全施設整備計画における耐震・耐水対策の整備率
10% (防潮堤)、0% (水門) (H25) → 100% (H33)
- ・ 下水道管の高潮防潮扉について、津波発生時の閉鎖の迅速化及び自動化が完了した施設数 14 (H25) → 20 (H28)

2 施策分野別の関連施策

7つの施策分野ごとに、最悪の事態回避に向け推進する施策を掲載した。また、当該施策の主な取組主体（国、都、鉄道事業者、通信事業者等）を施策の末尾に記載した。

1. 行政機能（警察・消防等）

【行政機能】

（災害対応力の強化）

- 都、区市町村及び国の地方機関などが災害時にも必要な機能を維持することが重要であるため、業務継続計画の策定及び継続的な見直しを促進するなど、社会全体の災害対応力を強化する。また、防災上重要な公共建築物の耐震性を確保するため、一層の対策を推進する。

（都、国）

（地域防災力の向上）

- 多数の町会や自主防災組織が参加する、地震・風水害等を想定した区市町村主催の実動訓練の頻度を増やし、都民の防災意識の高揚を図る。

（都）

（観測・監視の強化や予測精度の向上等）

- 必要な情報を十分に提供するため、地震・津波等の観測・監視の強化や予報精度の向上等を図り、防災情報の改善や適時・的確な提供を進める。

（国）

（帰宅困難者対策の推進）

- 帰宅困難者対策として、一時滞在施設の拡充、備蓄の増強、安全確保後の帰宅支援対策を進める。また、要配慮者のための特別搬送について、国、首都圏自治体、交通事業者等と連携した体制づくりを行う。

（都）

（火山噴火対策の推進）

- 火山対策として、関係機関等での検討を通じて、避難計画等を策定するとともに、観測体制の強化等により、噴火兆候の早期把握を行った上で、関係者間の連絡・連携体制を強化する。また、富士山噴火による降灰被害についても、国の検討状況を踏まえ、被害を軽減する対策を検討する。

（都、国）

(罹災証明書発行システムの導入)

- 被災者の迅速かつ適切な生活再建のため、全区市町村において、罹災証明書発行システムを導入し、被災者情報を一元的に管理するシステムを構築する。
(都)

(震災復興マニュアルの策定の推進)

- 区市町村の震災復興マニュアルの策定など、震災後の迅速な都市復興に向けた、事前の体制整備や事前対策の取組について、区市町村等と連携して推進する。
(都)

【警察・消防等】

（警察・消防機関等の災害対応力の強化）

- 複雑多様化する災害に対応するため、地域内の災害活動拠点となる自衛隊、警察、消防施設の耐災害性を強化するとともに、発災時の治安の悪化を防ぐため、警視庁総合指揮所の改修や代替施設の整備を図る。また、道路啓開作業等を円滑に行うための対策が必要であり、道路が使用できなくなった場合の代替手段についても、充実させる。

（都、国）

- 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等救出救助機関や関係者が連携して、災害対応力強化のため、体制強化、消防水利等の施設整備、資器材の充実強化を推進し、さらに、多種多様な災害に対応できる人材の育成も推進する。

（都、国）

- 救出救助機関の拠点施設において、停電時の非常用電源の確保はもとより、情報通信手段の多様化、システムの高度化、防災気象情報の確実な共有・伝達を推進する。また、航空隊ヘリ等を活用した情報収集システムの機能を拡充する。

（都、国）

- 災害対応力を向上させるため、都外からの応援部隊も含め、救出救助機関が円滑に活動を展開するための活動拠点について、都、国、区市町村等が連携して、受け入れ態勢を充実強化する。また、実災害を想定した各種訓練を反復実施するとともに、対処計画等を実行性のある充実したものとする。

（都）

（災害応急対策の迅速な展開及び信号機の停止の回避）

- 震災時には災害応急対策を迅速に展開するため、必要な燃料を確保することや緊急通行車両が円滑に通行でき、かつ一般車両の進入を禁止抑制するような体制づくりを進める。また、停電や冠水などによる、都内信号機の作動支障に備え、幹線道路から優先順位を付け、信号機用非常用電源設備を整備することや、制御機内蔵型信号柱の検討・整備を進める。

（都）

（地域防災力の強化）

- 地域防災力の向上を図るため、消防団の人員確保や消防団装備・訓練の充実強化を図る。また、加えて、災害時支援ボランティア、地域版パートナーシップ、自主防災組織等の充実強化に目を向け、地域全体の協力体制、要配慮者支援体制の構築を促進する。

（都）

2. 健康・医療・福祉

(防災上重要な建物の耐震化)

- 建築物について、経済的負担を考慮しながらも着実に耐震化を推進する。特に、行政施設、医療施設、社会福祉施設等については、防災上重要な建物でもあることから、速やかに耐震化する。

(都、国)

(要配慮者対策の推進)

- 高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者について、区市町村による避難行動要支援者名簿の作成・共有化、避難支援プラン(全体計画)・災害時個別支援計画の作成や、研修等の支援及び住民参加による防災訓練など、平時から対策を推進する。

(都)

(医療機能の維持)

- 医療機関は災害時にも継続的に業務を行えるよう、災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置の推進、BCPの作成、防災訓練の実施などを行う。また、災害時の通信網の機能麻痺に備え、医療関係機関に多様な通信・情報提供手段を確保して医療救護活動に関する情報連絡網を維持する取組を進める。

(都)

- 発災時の道路等のインフラ確保はもとより、道路等が被災しても負傷者や医療従事者を円滑に輸送できるよう、医療施設におけるヘリコプターの緊急離着陸場や防災船着場(防災船着場からの移動経路として、テラスの連続化やスロープ等の整備を含む。)、水上輸送基地の確保・整備を図り、医療機関との一体的な運用や展開場所の確保などを検討する。さらには緊急車両、航空機、船舶等の輸送手段を有する関係機関と連携し、広域医療搬送に必要な臨時医療施設(SCU)を確保する。

(都)

(医療従事者等の育成)

- 大規模災害時に対応できる人材を確保するため、訓練や研修等を通じて医療従事者、東京DMAT隊員などの育成を図る。また、日本赤十字社や医師会・歯科医師会・薬剤師会など、様々な主体による医療救護活動が実施できる体制を整える。

(都、医療関連機関・団体)

(感染症対策の推進)

- 平時から感染症の発生や蔓延^{まん}を防止するための予防接種や、必要に応じた消毒・害虫駆除を実施しておく。特に、避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理、下水の排除・処理体制の構築などを行う。

(都)

- 大規模災害により、被災区市町村が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該区市町村の遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあるため、近隣県の火葬場を活用して広域火葬を実施する体制を構築しておく。

(都)

(危険物管理体制の強化)

- 放射線を使用する医療機関や毒物・劇物保管管理施設において、立入検査や講習会等により危害の未然防止を励行するほか、大規模災害時においても、迅速かつ確実に対応できるよう、マニュアル整備や訓練等により管理体制を強化する。

(都)

3. 情報通信

(電気通信設備の災害対応力の強化)

- 国は、電気通信設備の損壊又は故障等にかかる技術基準について、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ適宜見直しを実施する。また、各事業者は見直しを踏まえて当該基準への適合性の自己確認を実施する。

(国、通信事業者)

- 情報通信の停止による応急対策への支障、被災者の混乱等を最小限に抑えるため、通信事業者は、電気通信設備を設置するビルの耐震化や自家用発電機等の配備を行う。また、携帯電話の通信確保のため、基地局の無停電対策や、移動・可搬型基地局の整備などを実施する。その際、被災者の通信の復旧に差が出ることがないように、各社が足並みをそろえて対策を推進する。

(国、通信事業者)

(防災関係機関の機能強化)

- 都立施設をはじめ防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や停電時の非常用電源の確保などを推進する。

(都、国)

(郵便業務の継続)

- 都内に展開する約1,500の郵便局について、災害に対する安全性の確保に努めるものとし、災害時においては、防災関係機関と相互に密接な連絡及び協力を行う。また、可能な限り被災地における郵便の業務を維持するため、事業継続計画の実効性を確保できるように、必要に応じて見直しを行う。

(郵便事業者)

(バックアップ機能強化、ラジオ中継局の整備)

- テレビ・ラジオ等、放送設備のある施設のバックアップ機能強化、自家発電用燃料の確保等を行う。また、都心部においてラジオ放送が確実に聴けるよう、難聴・防災対策としてのラジオ中継局の整備を進める。

(国、放送事業者)

(外国人旅行者等に対する情報発信)

- 災害時に都から各メディアに対し、被災情報・避難情報等重要な情報を迅速かつ正確に提供する体制の構築を進める。また、外国人旅行者などに対し、東京の安全性を含めた多様な魅力を積極的にPRする。

(都、国、放送事業者)

- 空港や宿泊施設等において、建物の安全・安心情報の発信を強化することにより、都民や外国人が安心して建物を利用できる環境を整備する。また、公共空間、都立施設等にWi-Fiアンテナやデジタルサイネージを整備するとともに、災害時に多言語による災害情報を提供できるように体制を充実強化する。

(都)

4. 経済・産業

【金融】

（金融機関等における防災対策の推進）

- 金融機関や関係行政機関などと連携をとり、大規模地震の発生や地震災害に関する警戒宣言発令を想定した訓練を実施し、金融・決済システムの冗長性や市場全体で実効性のある業務継続体制を整備するなど、東京の金融機関が危機管理を徹底するとともに、安全・安心な商取引環境を確立し、発信する。

（国、金融機関）

- 中央銀行や主要な金融機関等においては、店舗の耐震化やBCPの策定など、今後とも、強靱な事業継続体制を構築する取組を継続する。

（国、金融機関）

【産業構造】

（中小企業のBCP策定促進）

- リスクが発生した場合でも、東京に集積している様々な企業が速やかに事業を継続することが重要であり、特にサプライチェーンの重要な担い手である都内中小企業に対し、普及啓発セミナーの開催、BCP策定支援講座の開催等により、BCP策定を促進し、危機管理対応能力の向上など、企業の事業継続力を強化する。

（都）

（電気ガス施設の災害対応力の強化）

- 各企業のBCPの実効性を担保するには、ライフラインの確保が重要である。自然災害に対する電気設備の耐性を確保するため、耐性評価等に基づき必要に応じて発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る。また、耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを、学校・病院等の関係機関と連携しつつ、老朽化対策と併せて着実に推進する。

（都、電気事業者、ガス事業者）

【観光】

（各種情報の的確な発信）

- 災害時に都から各メディアに対し、被災情報・避難情報等重要な情報を迅速かつ正確に提供する体制を構築する。また、外国人旅行者などに対し、東京の安全性を含めた多様な魅力を積極的にPRする。

（都、国、放送事業者）

- 空港や宿泊施設等において、建物の安全・安心情報の発信を強化することにより、都民や外国人が安心して建物を利用できる環境を整備する。また、公共空間、都立施設等にWi-Fiアンテナやデジタルサイネージを整備するとともに、災害時に多言語による災害情報を提供できるように体制を充実強化する。

（都）

【農林水産】

（治山事業の推進）

- 山地災害危険地区において、特に、避難所や要配慮者利用施設など優先的に保全すべき施設が隣接する危険地区について、積極的に事業を推進する。また、自然災害により被災し、自然回復が困難で二次災害のおそれがある森林については、治山事業により早期に復旧を図る。

（都）

（森林整備・保全の推進）

- 東京都内の国有林についても、災害に強い国土基盤の形成等の観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林整備・保全を推進する。

（国）

（漁業関連施設の耐震化の推進）

- 島しょ地域の漁業関連施設において、漁協等共同利用施設の老朽化が進行している。そのため、災害発生時の港や道路の機能を確保し、二次災害防止、また生産活動の維持や早期回復に向けた耐震化等を支援する。

（都）

【物流】

（食料等の確保）

- 災害時における迅速かつ円滑な物資調達を図るため、災害時の食料等の調達に係る協定事業者との訓練の実施等により、協定事業者との連携を更に強化する。また、その物資を輸送する体制の整備に向けて、大規模な物資を受け入れることが可能な広域輸送基地の追加指定、関係機関の役割分担の明確化及び輸送訓練等を通じた関係機関との連携を図る。

（都）

（道路ネットワークの拡充）

- 災害時においても円滑な輸送を確保するため、迂回機能による防災効果が期待できる三環状道路の整備を一層推進し、首都圏の港湾や空港など陸・海・空の拠点を結ぶ広域的な高速道路ネットワークを完成させる。

（都、国、高速道路事業者）

- 災害時においては、他県等からの支援が重要となることから、都県境を越えた道路ネットワークを形成し、広域的な防災性を向上させるため、近隣縣市との協議を進めながら都県境の道路を整備する。

（都、国）

(東京港の機能確保に向けた取組の推進)

- 大規模地震発生時に、東京港が広域輸送基地としての役割を着実に果たすため、港湾関係者間で共有しておくべき目標、行動及び協力体制について取り決めた「東京港における首都直下地震発生時の震後行動」について、基本対応パターンに基づく訓練を通じ、重要業務の実施手順の確認、課題の抽出、対応策の立案など、不断の見直しに取り組み、行動計画の完成度を高める。

(都)

(燃料備蓄の促進や給油体制の整備等)

- 災害時における事業継続のため、自家給油施設の保有率を高めるなど燃料の備蓄量の確保を促進する。また、工場・事業所等における自家発電設備の導入や給油機能が停止した際の復旧操作に関するマニュアルの整備、操作の訓練を行うとともに、他社との相互協力による給油体制を整備する。

(輸送事業者)

(迅速な輸送経路啓開に向けた連携体制の構築)

- 道路閉塞による救助・救援、緊急物資輸送への支障を防止するため、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築する。

(都、国)

(市場における災害対策の強化)

- 災害時における応急復旧業務等を円滑に実施するため、移転を控える築地市場を除く都内10市場への非常用発電機の整備を進め、業務の実施に必要な電源を確保する。また、災害時における市場事業の継続性を確保するため、中央卸売市場開設者BCPの適宜見直し及び市場関係業者のBCP策定を推進する。

(都)

5. 教育・文化

(学校施設の耐震化の推進)

- 学校施設の耐震化について引き続き着実に進めるとともに、屋内運動場等のつり天井、照明器具等の非構造部材の落下防止対策を促進し、災害時における被害軽減及び避難所等の安全性の確保を図る。

(都)

(学校における防災対応能力の強化や防災教育の推進)

- 学校危機管理計画及び学校危機管理マニュアルの見直しによる内容の充実強化、学校等における防災教育の推進、様々な場面や状況を想定した避難訓練や、宿泊防災訓練等の実践的・体験的な訓練の実施、区市町村及び関係防災機関と連携した防災訓練等の実施を通して、防災対策の普及啓発を推進する。

(都)

(一時滞在施設としての円滑な運営)

- 災害時に帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設や徒歩帰宅者の支援を行う帰宅支援ステーションとしての役割を担う学校等において、災害時にこれらの機能が適切に発揮されるよう関係機関等との連絡体制の確保を図る。

(都)

6. 環境

(自立分散型エネルギーの利用拡大)

- エネルギー供給の多様化を図るため、災害時のみならず、通常時においても活用できる高効率なコージェネレーションシステムや自家発電機による電力確保など、自立分散型エネルギーの利用拡大に取り組む。特にオフィス街区では、災害時の地域の自立性向上につなげるため、大規模なコージェネレーションシステムで生み出した熱や電気を建物間や街区で融通するなどの取組を進める。

(都)

(発電所等の災害対応力の強化)

- 災害時における電力の安定供給を図るため、地震による津波や台風等による河川洪水、高潮等に対する電気設備の保全・早期復旧方針を検討するとともに、耐性評価等に基づき必要に応じて発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。

(電気事業者)

(燃料備蓄の推進)

- 震災に備えて、災害拠点病院、緊急通行車両を対象とした、初動期3日間分の応急対策用の燃料確保が課題となっており、対策を講じる。

(都)

- 石油燃料を供給する拠点となる災害対応型中核SS(サービスステーション)に対し、自家発電設備の設置、地下タンクの入れ替え・大型化等のための費用を支援し、災害対応能力を強化することで、地域の石油製品の安定供給体制の強化を図る。また、激甚災害時にも製油所から迅速にガソリン等の石油製品の供給を再開すべく、製油所に非常用発電機、非常用通信機器、ドラム缶充填出荷設備の導入を支援する。

(国)

(がれき処理マニュアルの早期策定)

- 全区市町村ががれき処理マニュアルを早期に策定するよう、震災がれき処理に関する知見等を定期的に情報発信する。

(都)

7. まちづくり

【都市整備】

（迅速な都市復興への取組の強化）

- 「市街地の事前復興の手引」を通じて、地域レベルの復興まちづくり計画の事前検討や復興訓練の実施等、区市町村における事前対策を促進し、迅速な都市復興への取組を強化する。

（都）

（建築物の耐震化の推進）

- 大規模地震時に被害を受けやすい建築物に対する防災対策を推進し、迅速かつ着実に耐震化する。また、早期に耐震化が完了するよう都独自の耐震マーク表示制度を更に広報展開するなどして都民の耐震化への意識や気運を一層高める。

（都）

（出火・延焼の抑制）

- 震災時の火災予防・被害軽減のため、各種調査検証、研究等を行う。また、木造住宅密集地域（整備地域）において、市街地の不燃化や、延焼遮断等に有効な主要な都市計画道路の整備を行うなど、様々な施策を講じ、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する。さらに、円滑な消防活動のため、防火水槽及び深井戸の整備や河川水を消火用水として活用できるように水際へのアクセス性を改善するなど、消防水利の整備を促進する。

（都、国）

（鉄道施設や緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進）

- 震災時の鉄道被害を最小限に抑えるため、主要な鉄道駅や高架橋・トンネル等の鉄道施設の耐震化を進める。また、大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、迅速な取組を推進する。

（都、国）

（地下街における震災対策計画の充実）

- 地下街は地下鉄、隣接ビル、地下通路など多数の施設と連結しており、管理者が連携した取組が不可欠なことから、施設間の連携を強化した既存計画の拡充や高潮による浸水など想定外のハザードを視野に入れた浸水対策計画の充実を図る。

（都）

（都立公園の防災機能強化）

- 大規模救出救助活動拠点として機能するような都立の公園については、出入口や園路の整備等防災機能の強化を図り、来園者向けに、案内板や避難サインの設置等により、発災時だけでなく平常時より防災意識を高める。

（都）

【河川／港湾／下水】

（低地帯や沿岸部における堤防や水門・排水機場の耐震・耐水対策の推進）

- 低地帯や沿岸部における防潮堤・堤防・水門等の河川施設や海岸保全施設の整備及び耐震対策について、東日本大震災を踏まえ、想定される最大級の地震に対応した更なる取組を進める。

東部低地帯における河川施設については、各河川施設の機能を保持し、津波等による浸水を防止するため、堤防や全水門等の耐震・耐水対策を推進する。

東京港沿岸部における海岸保全施設については、平成24年12月に策定した東京港海岸保全施設整備計画に基づき、防潮堤及び内部護岸の耐震対策のほか、水門及び排水機場の耐震・耐水対策等を推進する。

（都、国）

（高潮防御施設、スーパー堤防等の整備の推進）

- 伊勢湾台風級の高潮に備え、防潮堤や護岸等の高潮防御施設の整備を推進する。また、隅田川等の主要河川については、大地震に対する安全性等の向上を図るため、スーパー堤防等の整備を推進する。

（都、国）

（江東内部河川の整備）

- 荒川と隅田川に囲まれた地盤の低い江東三角地帯を大地震による護岸損壊に伴う水害から守るため、江東内部河川のうち、地盤が特に低い東側地域では、水門等で河川を閉め切り平常水位を低下させる水位低下方式による整備を推進し河川環境にも配慮した河道整備を行い、地盤が比較的高い西側地域の河川では、既存護岸の耐震補強を行う。

（都、国）

（災害時の輸送体制の強化）

- 災害時の活動拠点及び防災船着場、緊急河川敷道路を整備するとともに、スロープや照明の設置、テラスの連続化などの周辺の基盤整備を図ることにより、災害時の輸送体制を強化する。

（都、国）

（局地的な集中豪雨等への対策強化）

- 時間50ミリ降雨に対応した治水安全度を向上させるとともに、「東京都豪雨対策基本方針（改定）」において、区部は時間75ミリ、多摩部は時間65ミリに目標を設定したことを受け、地域の特性に合わせた取組を明らかにした「流域別豪雨対策計画」を定め、河川や下水道の整備、流域対策やまちづくり対策などを推進する。

（都）

- 時間50ミリを超えるような局地的集中豪雨による浸水被害や、都市機能の高度化に伴う地下空間の増加など、水害に対する脆弱性が高まっているため、降雨特性や、浸水被害の発生状況等を踏まえて下水道の整備水準のレベルアップに基づく下水道幹線等の施設整備を行うなど、新たな対策を進め、水害対策の強化を図る。

(都、国)

- 河川では、護岸等を整備するとともに、調節池等の施設を完成させ、都内全域の調節池貯留量を拡大するなどして、浸水被害を軽減する。

(都、国)

- 下水道から河川への放流量の段階的増量や広域調節池と下水道幹線の接続等、河川と下水道の連携策を推進する。

(都)

(避難に役立つ情報の充実)

- 河川水位、雨量情報の提供、洪水予報等の防災情報の発信、浸水予想区域図の作成、公表等の避難に役立つ情報の充実をより一層図る。

(都、国)

(土砂災害対策の充実・強化)

- 土石流やがけ崩れの危険性が高い箇所や過去に災害が発生した箇所において、砂防えん堤や法枠工などの砂防施設の整備を推進する。このうち、土砂災害特別警戒区域内の避難所や病院等のうち移転等が困難な施設においては、施設の状況に応じて土砂災害対策施設の整備を優先的に推進する。

(都、国)

- 土砂災害に対して、区市町村と連携し、危険な箇所を住民に周知するとともに、警戒避難体制の確立に向け、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表や土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

(都、国)

- 河川施設・砂防施設等が老朽化により機能不全に陥った場合、本来の防災・減災機能を確保できないだけでなく、施設周辺に影響を与えるリスクが高いため、施設が本来の機能を発揮できるように適切に維持管理する。

(都、国)

- 特に重要構造物である分水路・地下調節池などの大規模施設において予防保全型管理を推進するとともに、護岸や堤防などの維持管理水準を向上させ、河川施設全体の安全性を高める。

(都)

(消防水利の整備の促進)

- 円滑な消防活動のため、河川水を消火用水として活用できるように、水際へのアクセス性を改善するなど、消防水利の整備を促進する。

(都、国)

(島しょ地域における震災対策の実施)

- 島しょ地域において津波到達までに高台等への避難が困難な港については、津波避難タワー等の整備を推進する。また、発災時の応急・復旧活動に必要な人員や緊急物資等の輸送機能を確保するため、港湾・漁港施設等の耐地震・耐津波性能を向上させる。
(都)

(火山砂防事業の推進)

- 火山被害が想定される島しょ地域においては、「火山砂防事業」として、土石流を対象とした堆積工などのハード対策や、監視観測機器の整備等のソフト対策を行う。
(都)

【水道／下水道】

(上下水道機能の確保)

- 災害時において水道施設の機能を維持し、安定した給水の確保を図るため、水源から給水に至る水道システム全体の耐震化とバックアップ機能の強化を進めるほか、浄水場や給水所等への自家用発電設備の整備による電力の自立化や、浸水被害が生じるおそれのある水道施設については出入口等に止水堰^{せき}の設置、施設のかさ上げ等の浸水対策を実施し、施設の災害対応力を強化する。
(都)
- 災害時における水道管路の断水被害を最小限にとどめ、可能な限り給水を確保するため、管路の耐震化を行う。管路の耐震化には、多くの期間と費用を要することから、引き続き、優先度を考慮して、耐震継手率の向上を図るとともに、すべての水道施設の耐震化を進める。
(都)
- 災害時におけるトイレ機能を確保するため、避難所等に加えてターミナル駅や災害復旧拠点などの排水を受け入れる下水道管の耐震化を進める。
(都)

(マンホール浮上の抑制)

- 災害時においても液状化の危険性の高い地域にある道路の交通機能を維持するために、避難所やターミナル駅などと緊急輸送道路を結ぶ道路を対象に液状化によるマンホール浮上を抑制する対策を実施する。
(都)

【交通】

(道路・港湾・空港等の災害対応力の強化)

- 大規模地震発生時における被害を軽減するとともに、物流ネットワークの維持もしくは早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁^{りょう}の新設・架け替え・耐震補強の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進、水上輸送基地の整備・拡充、東京港の耐震強化岸壁の整備、空港施設の耐震化など、道路・港湾・空港等の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、引き続き関係機関との連携体制の充実を図る。

(都、国)

(道路ネットワーク機能の拡充)

- 災害時において、迂回機能による防災効果が期待できる三環状道路の整備を一層推進し、首都圏の港湾や空港など陸・海・空の拠点を結ぶ広域的な高速道路ネットワークを完成させる。

(都、国、高速道路事業者)

- 災害時においては、他県等からの支援が重要となることから、都県境を越えた道路ネットワークを形成し、広域的な防災性を向上させるため、近隣縣市との協議を進めながら都県境の道路を整備する。

(都、国)

- 多摩地域では、ミッシングリンクとなっている区間があり、また、必ずしも幅員が十分でない緊急輸送道路があるなど、災害時に救助・救援活動が遅れる等の懸念があることから、多摩南北・東西道路等の道路ネットワークの形成を進める。

(都)

(道路の防災性の向上)

- 多摩山間、島しょ地域において、地域住民の生活を支え、災害時には重要な避難路となる道路について、寸断されると迅速な避難や救助、救援活動などが行えなくなるおそれがあることから、現道拡幅や線形改良、代替路などの道路整備を着実に推進し、防災性の向上を図る。

(都)

(都道のバリアフリー化の推進)

- 首都直下地震などの震災時において、高齢者、障害者等が避難場所へ安全に移動できるよう、避難道路等における都道のバリアフリー化を推進する。

(都)

(無電柱化の推進)

- 災害時におけるライフラインの確保や道路閉塞の防止など防災性の向上に加えて、安全で快適な通行空間を確保するため、無電柱化を推進する。都道においては緊急輸送道路の中でも、災害時の避難、救出救助活動及び物資輸送等を担い、防災拠点等を結ぶ第一次緊急輸送道路の無電柱化に取り組む。特に震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状七号線については、重点的に無電柱化を推進する。

(都、国)

(鉄道における防災性の向上)

- 災害時における鉄道利用者等の安全確保及び輸送機能の維持など安全性の向上を図るため、高架橋及び橋上駅舎等の耐震補強を、未実施箇所について引き続き進める。また、鉄道等の交通機関の停止に伴い多数の帰宅困難者が発生した場合は、駅での一時的退避に係る案内や安全な場所への避難誘導等、利用者の保護に努める。

(鉄道事業者)

(空港等の管制施設等の耐震化の推進)

- 耐震化が完了していない空港等について、災害時における緊急物資等輸送拠点としての機能確保、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保及び飛行中の航空機の安全確保を図るため、管制機能確保に必要となる管制施設等及び最低限必要となる基本施設等の耐震化を進める。

(都、国)

(別紙)

(別紙1) プログラムごとの脆弱性評価結果

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1)大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- 住宅等の耐震化について、経済的負担面、老朽化マンションの建替え促進も考慮して推進していく必要がある。また、都立学校における学校施設の耐震化率は100%と進捗が顕著に見られるが、非構造部材及び都立学校以外の学校の耐震化も継続して推進していくことが重要である。
(都、国/教育・文化、まちづくり)
- 交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。
(都、国/まちづくり)
- 震災時の鉄道被害を最小限に抑えるため、主要な鉄道駅や高架橋・トンネル等の鉄道施設の耐震化を進める必要がある。また、大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、迅速な取組を推進する必要がある。
(都、国/まちづくり)
- 震災時の火災予防・被害軽減のため、木造住宅密集地域（整備地域）において、市街地の不燃化や、延焼遮断等に有効な主要な都市計画道路の整備を行うなど、様々な施策を講じ、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する必要がある。また、円滑な消防活動のため、防火水槽及び深井戸の整備や河川水を消火用水として活用できるように水際へのアクセス性を改善するなど、消防水利の整備を促進することも必要である。
(都、国/行政機能、まちづくり)
- 救出救助活動等の不足が懸念されるため、引き続き、活動の拠点及び避難場所となる都立公園等のオープンスペースの確保や、実災害を想定した各種訓練の反復実施・検証による対処計画等の充実化など、ハード面及びソフト面からの様々な対策が必要である。
(都、国/行政機能、まちづくり)
- 避難場所や大規模救出救助活動拠点等となる都立公園に、非常用発電設備等の防災関連施設を整備することで、避難者の安全確保や救出救助部隊の活動支援のための防災機能を強化していく必要がある。
(都/行政機能、まちづくり)
- 地域一丸となった災害対応体制を構築するには、自助、共助を促す取組が重要である。まず、被災者が安全に避難する対策として、家具類の転倒・落下・移動防止対策により室内における避難路の確保や出火防止などの対策を推進する必要がある。さらに、消防団の人員確保や消防団装備・訓練の充実強化が必要であり、加えて自主防災組織等の充実強化に目を向け、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。
(都、消防関連機関/行政機能、教育・文化)
- 都が認定する「東京防災隣組」の活用等により、地域住民による自助・共助の取組を促進し、地域の防災力を向上する必要がある。
(都/行政機能)

(重要業績指標)

- ・都営住宅の耐震化率 約77% (H25)
- ・都立学校体育館非構造部材の耐震化率 44% (H26)
- ・私立学校施設の耐震化率 89.9% (H26)
- ・区市町村立学校施設の耐震化率 99.7% (H26)
- ・鉄道施設の耐震化率 約90% (H25)
- ・橋梁の耐震補強完了率(国管理) 79% (H24)
- ・緊急輸送道路等の耐震化橋梁数(都管理) 全411橋のうち329橋 (H25)
- ・特定緊急輸送道路沿道建築物の対象建築物約5,000棟のうち耐震診断に着手 87% (H26.10)
- ・住生活基本計画(全国計画)における地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 0ha (H23)
- ・特定整備路線整備区間数・延長(平成32年度までに28区間、約25kmを整備) 100%事業着手 (H26)
- ・今後10年間(H27~36)で新規に開園する都立公園面積(170ha) 既開園面積2,006ha (H26)
- ・防災上位置付けのある都立公園の機能強化(全61公園) 11公園基本計画済み (H26)
- ・平成32年度までに優先的に整備する都市計画公園・緑地(433ha)の整備着手面積 253ha (H25)
- ・「警視庁本部救出救助部隊」救出救助用資器(機)材の導入率 20% (H26)
- ・家具類の転倒・落下・移動防止対策実施率 56.1% (H26)
- ・防火水槽用鉄蓋(親子蓋)の計画数(757基)に対する整備率 55.7% (H25)
- ・公立学校での総合防災教育実施率 92.4% (H25)
- ・防災訓練参加人員(平成36年度までに累計2,000万人を目標) 142万人 (H25)
- ・救命講習受講者数(平成28年度まで昼間人口の20%である224万人を目標) 197.8万人 (H26)
- ・東京防災隣組の認定団体数 182団体 (H26)

1-2)不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- 建築物の耐震化について、経済的負担を考慮しながらも着実に推進していく必要がある。特に、行政施設、医療施設、社会福祉施設等については、防災上重要な建物でもあることから、速やかに耐震化していく必要がある。
(都/行政機能、健康・医療・福祉、まちづくり)
- 様々な災害に対応するため、災害対応機関等の装備資器材及び活動部隊を充実させるとともに、各種訓練等による災害対応能力及び連携能力を向上させる必要がある。
(都、国/行政機能)

(重要業績指標)

- ・社会福祉施設等の耐震化率 85.3% (H25)
- ・災害拠点病院の耐震化率 89% (H26)
- ・病院経営本部所有の防災上重要な公共建築物の耐震化率 98.6% (H25)
- ・「警視庁 本部救出救助部隊」救出救助用資器(機)材の導入率 20% (H26)

1-3)広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

- 低地帯及び沿岸部においては、これまでも防潮堤・堤防・水門等の河川施設及び海岸保全施設の整備並びに耐震対策を行ってきたが、東日本大震災を踏まえ、想定される最大級の地震に対応した更なる取組が求められている。
東部低地帯における河川施設については、想定される最大級の地震が発生した場合においても、各河川施設の機能を保持し、津波等による浸水を防止するため、堤防や全水門等の耐震・耐水対策を推進する必要がある。
東京港沿岸部における海岸保全施設については、平成24年12月に策定した東京港海岸保全施設整備計画に基づき、最大級の地震に伴い発生する津波及び高潮による浸水を防ぐため、防潮堤及び内部護岸の耐震対策のほか、水門及び排水機場の耐震・耐水対策等を推進する必要がある。
(都、国/まちづくり)
- 伊勢湾台風級の高潮に備え、防潮堤や護岸等の高潮防御施設の整備を推進する必要がある。また、隅田川等の主要河川については、大地震に対する安全性等の向上を図るため、スーパー堤防及び緩傾斜型堤防の整備を推進する必要がある。
(都、国/まちづくり)
- 下水道管内への津波や高潮などの逆流を防ぐ高潮防潮扉の遠方制御の自動化など、低地帯や沿岸部における地震・津波、高潮対策を推進する必要がある。
(都/まちづくり)
- 島しょ地域において、発生頻度の高い津波高に対して施設及び背後地盤高が確保されていない海岸があるため、堤防のかさ上げ等の対策が必要である。
(都/まちづくり)
- 平成25年に行われた東京都防災会議では、島しょ地域において、南海トラフ巨大地震等により、巨大な津波が襲来するとの想定が報告されている。このことから、津波到達までの時間が短く、港の利用者が高所などへ避難できない港においては、津波避難施設を整備する必要がある。
(都/まちづくり)
- 津波・高潮等から背後地を防護し、広域にわたる浸水被害及び多数の死者の発生を防止・軽減するため、また、海岸保全施設の操作従事者の安全確保を最優先するため、陸こうの削減及び遠隔制御システムの導入を図り、防災機能強化及び効果的な管理運用を推進する必要がある。
(都/まちづくり)
- 海上公園においては、大規模救出・救助活動拠点等として機能するよう出入口や園路の整備等防災機能の強化を図る。また、来園者向けに海拔表示板や避難サインの設置等により、発災時だけでなく平常時より防災意識を高めていく必要がある。
(都/まちづくり)
- 大震災発生時に都民が安全に避難場所等に避難するためには、自助及び共助の意識を高く持ち、日頃から大震災に備える地震対策を充実させることが必要であるが、そのための地域社会の交流や連携等について創意工夫ある取組が課題となっており、地域版パートナーシップを活用した防災訓練、研修会等の機会を通じ、住民の津波に対する防災意識の醸成を図る必要がある。
(都/行政機能)
- 行政機関内の情報連絡体制を確保するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)から送信された緊急事態に係る情報を利用できる体制を整備する必要がある。
(都/行政機能、情報通信)

(重要業績指標)

- ・東部低地帯の河川施設整備計画における耐震・耐水対策の整備率 堤防3%、水門等5%(H25)
- ・島しょ地域の港湾・漁港における津波避難施設の整備数 全9港のうち0港(H25)
- ・陸こうの削減数及び遠隔制御システムの導入数(目標30箇所) 11箇所(H25)
- ・東京港海岸保全施設整備計画における耐震・耐水対策の整備率 10%(防潮堤)、0%(水門)(H25)
- ・海上公園整備箇所数 0%(H26)、50%(海拔表示板)(H26)
- ・下水道管の高潮防潮扉について、津波発生時の閉鎖の迅速化及び自動化が完了した施設数 14(H25)

1-4)異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 地下街は地下鉄、隣接ビル、地下通路など多数の施設と連結しており、浸水リスクのある出入り口の把握や、浸水後の避難経路の検討など、管理者独自の浸水計画では不十分な点が多く、管理者が連携した取組が不可欠なことから、施設間の連携を強化した既存計画の拡充や想定外のハザードを視野に入れた浸水対策計画の充実を図る必要がある。
(都、国/まちづくり)
- 東部低地帯の河川施設については、想定される最大級の地震が発生した場合においても、各施設の機能を保持し、津波等による浸水を防止するため、堤防や全水門等の耐震・耐水対策を推進する必要がある。
(都、国/まちづくり)
- 東京港沿岸部における海岸保全施設については、平成24年12月に策定した東京港海岸保全施設整備計画に基づき、最大級の地震に伴い発生する津波及び高潮による浸水を防ぐため、防潮堤及び内部護岸の耐震対策のほか、水門及び排水機場の耐震・耐水対策等を推進する必要がある。
(都/まちづくり)
- 津波・高潮等から背後地を防護し、広域にわたる浸水被害及び多数の死者の発生を防止・軽減するため、また、海岸保全施設の操作従事者の安全確保を最優先するため、陸こうの削減、遠隔制御システムの導入を図り、防災機能強化と効果的な管理運用を推進する必要がある。
(都/まちづくり)
- 伊勢湾台風級の高潮に備え、防潮堤や護岸等の高潮防御施設の整備を推進する必要がある。また、隅田川等の主要河川については、大地震に対する安全性等の向上を図るため、スーパー堤防及び緩傾斜型堤防の整備を推進する必要がある。
(都、国/まちづくり)
- 荒川及び隅田川に囲まれた地盤の低い江東三角地帯を大地震による護岸損壊に伴う水害から守るため、江東内部河川のうち、地盤が特に低い東側地域では、水門等で河川を閉め切り平常水位を低下させる水位低下方式による整備を推進し河川環境にも配慮した河道整備を行い、地盤が比較的高い西側地域の河川では、既存護岸の耐震補強を行う必要がある。
(都、国/まちづくり)
- 時間50ミリ降雨に対応した治水安全度を向上させるとともに、「東京都豪雨対策基本方針（改定）」において、区部は時間75ミリ、多摩部は時間65ミリに目標を設定したことを受け、地域の特性に合わせた取組を明らかにした「流域別豪雨対策計画」を定め、河川及び下水道の整備、流域対策やまちづくり対策などを推進する必要がある。
(都/まちづくり)
- 時間50ミリを超えるような局地的集中豪雨により、一部の地域で浸水被害が発生している。また、近年、都市機能の高度化に伴い、地下街などの地下空間が増加し、水害に対する脆弱性が高まっている。降雨特性や、浸水被害の発生状況等を踏まえて下水道の整備水準のレベルアップに基づく下水道幹線等の施設整備を行うなど新たな対策を進め、水害対策の強化を図る必要がある。
(都、国/まちづくり)
- 人口と経済が集中している首都圏では、大規模水害による被害が広範囲に及ぶとともに、水害による被害額は際だって大きくなることから、首都圏の高潮及び洪水被害を軽減する必要がある。
(都、国/まちづくり)
- 河川では、護岸等を整備するとともに、調節池等の施設を完成させ、都内全域の調節池貯留量を拡大するなどして、浸水被害を軽減する必要がある。
(都、国/まちづくり)
- 下水道から河川への放流量の段階的増量や広域調節池と下水道幹線の接続等、河川と下水道の連携策を推進する必要がある。
(都/まちづくり)
- 河川水位、雨量情報の提供、洪水予報等の防災情報の発信、浸水予想区域図の作成、公表等の避難に役立つ情報の充実をより一層図る必要がある。
(都、国/まちづくり)
- 異常気象等により利根川の堤防が決壊した場合、東京に大きな被害をもたらす。そこで、洪水調節、流水の正常な機能の維持等を目的とした八ッ場ダムを整備するとともに、築堤や堤防の強化対策を進め、河川の適正な利用を図る必要がある。
(国/まちづくり)
- 河川や海岸保全施設の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。
(都、国/まちづくり)

(重要業績指標)

- ・ 東部低地帯河川施設整備計画における耐震・耐水対策の整備率 堤防3%、水門等5%(H25)
- ・ 東京港海岸保全施設整備計画における耐震・耐水対策の整備率 10%(防潮堤)、0%(水門)(H25)
- ・ 陸こうの削減数及び遠隔制御システムの導入数 11箇所(H25)
- ・ 東京港海岸保全施設整備計画における耐震・耐水対策の整備率 10%(防潮堤)、0%(水門)(H25)

- ・江東内部河川における護岸の整備率 西側地域 74%、東側地域 71% (H25)
- ・時間50ミリ降雨対応の治水安全度達成率 77% (H25)
- ・洪水予報河川、水位周知河川指定流域数 (H36までに10流域) 7流域 (H25)
- ・下水道施設整備水準のレベルアップ (平成26年度現在)
 - 75ミリ対策地区 4地区
 - 50ミリ拡充対策地区 6地区
 - 地下街対策地区 9地区 (4地区完了)
- ・ハッ場ダム本体建設工事起工 (H27. 2)

1-5)大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

- 火山はすべて島火山であり、噴火時から短時間で居住地域等に達する影響が及ぶことから、観測体制の強化等により、噴火兆候の早期把握を行った上で、関係者間の連絡・連携体制を強化する必要がある。また、離島でもあることから、迅速な避難を実施するため、あらかじめ、関係機関等での検討を通じて、避難計画等を策定していく必要がある。
(都/行政機能)
- 富士山噴火による降灰被害は、都県をまたぐ広域範囲に及ぶため、国の検討状況を踏まえ、火山灰による被害を軽減する対策を検討する必要がある。
(都/行政機能)
- 土石流やがけ崩れの危険性が高い箇所や過去に災害が発生した箇所において、砂防えん堤や法枠工などの砂防施設の整備を推進する必要がある。この内、土砂災害特別警戒区域内の避難所や病院等のうち移転等が困難な施設においては、施設の状況に応じて土砂災害対策施設の整備を優先的に推進する必要がある。
(都、国/まちづくり)
- 火山被害が想定される島しょ地域においては、「火山砂防事業」として、土石流を対象とした堆積工などのハード対策や、監視観測機器の整備等のソフト対策を行っていく必要がある。
(都/行政機能、まちづくり)
- 土砂災害に対して、区市町村と連携し、危険な箇所を住民に周知するとともに、警戒避難体制の確立に向け、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表や土砂災害警戒区域等の指定を推進していく必要がある。
(都、国/まちづくり)
- 火山噴火や土砂災害等により、道路が寸断され、迅速な避難等ができなくなる可能性がある。多摩山間・島しょ地域において、線形改良や代替路など防災性向上を図る道路整備を推進する必要がある。
(都/まちづくり)
- 山地災害危険地区において、特に、避難所や要配慮者利用施設など優先的に保全すべき施設が隣接する危険地区に積極的に治山事業を推進する必要がある。また、自然災害により被災し、自然回復が困難で二次災害のおそれがある森林については、治山事業により早期に復旧を図る必要がある。
(都/経済・産業)
- 自然災害の防止・軽減に向け、関係機関や都民がより適切・的確な防災行動・対策がとれるよう、観測・監視の強化や予報精度の向上等を図り、防災情報の改善や適時・的確な提供を進める必要がある。
(国/行政機能)
- 大規模土砂災害において、二次災害の発生が危惧されるため、資器材等の導入・訓練を推進するなど、活動隊に対する安全管理体制を構築する必要がある。
(都/行政機能)
- 富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても社会的影響が大きい。そのため、各防災機関の連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体や自主防災組織の連携を育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった体制を構築、維持していく必要がある。
(都、国/行政機能、まちづくり)

(重要業績指標)

- ・具体的で実践的な避難計画の策定率 (火山) 17% (H26)
- ・土砂災害防止法に基づく基礎調査か所数 都内全域約 15,000 箇所のうち、約 10,000 箇所完了 (H26)
- ・土砂災害警戒区域等指定数 都内全域約 15,000 箇所のうち約 7,840 箇所完了 (H26)
- ・治山対策着手箇所 642 箇所 (H25)
- ・噴火警戒レベルを発表する対象火山の数 2 火山 (全国 30 火山) (H26)
- ・多摩山間・島しょ地域の道路整備延長 0.4km (H26)
- (H29 年度までの整備目標延長 (約 6 km) に対する完成又は交通開放した延長)

1-6)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 都民及び訪都・在住外国人等への案内・防災情報の提供を十分に実施するため、デジタルサイネージなどで広範囲に広報を行うとともに、情報発信や案内看板等の多言語化を進める必要がある。
(都、国/行政機能、まちづくり)
- 運転者等に有用な道路交通に関する情報の提供を実施するため、災害時等にインターネットを通じた通行止め・渋滞・火災情報を提供する仕組みを構築しているが、ITS（高度道路交通システム）の活用による提供情報の充実に取り組んでいく必要がある。
(都/情報通信)
- 高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者について、区市町村による避難行動要支援者名簿の作成・共有化や、避難支援プラン(全体計画)・災害時個別支援計画の作成等が進められている。計画作成に当たっての区市町村に対する研修等の支援や、住民参加による防災訓練など、平時からの対策の推進が求められる。
(都/行政機能、健康・医療・福祉)
- 都、警視庁、東京消防庁等が連携し、航空隊ヘリ等を活用した情報収集システムの機能を拡充する必要がある。また、防災気象情報の確実な共有・伝達も必要である。
(都、国/行政機能)
- 災害時のラジオ放送は住民への重要な情報伝達手段であるが、都心部には都市化によるラジオ難聴が存在する(都市型難聴)。災害時の情報を住民に適切に提供できるよう、難聴・防災対策としてのラジオ中継局の整備を進める必要がある。また、地域の広報手段として、防災行政無線の整備も重要である。
(国、放送事業者/情報通信)
- 都民が必要とする災害情報の充実に向け、ホームページ、Twitter等のSNS、災害情報共有システム(Lアラート)、デジタルサイネージなど情報発信の多様化を図る必要がある。
(都/行政機能、情報通信)
- 関係機関や都民が、より適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、防災情報の精度向上や迅速な発表などの改善に取り組んでいく必要がある。
(国/行政機能)

(重要業績指標)

- ・要配慮者支援に係る訓練を含めた住民参加による防災訓練数 142万人 (H25)
- ・区市町村の同報系防災行政無線の整備済み自治体数 61自治体 (H26)
- ・AM放送局に係る難聴対策としての中継局整備率(親局の難聴地域を解消することを目的として、FM補完局の整備を行ったAM放送事業者の比率) 0% (H26)
- ・緊急地震速報で震度4以上を予想した地域について、実際と震度の予想誤差が±1階級に収まる割合 82% (H26)

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 被災地への食料・飲料水等の物資供給ルートの確保及び輸送体制の整備等の対応が取れるよう、地震・津波の観測・監視の強化や予報精度の向上等を図り、的確な情報発信を行う必要がある。
(国/行政機能)
- 各家庭、事業所等における備蓄品の充実・確保及び定期的な更新を促すとともに、地域の共助体制の強化に向けた防災訓練等を実施する必要がある。
(都/行政機能・健康・医療・福祉、教育・文化)
- 避難所における需要に応じた備蓄の確保に向け、都と区市町村が連携して取り組むとともに、都備蓄倉庫の再編整備、民間倉庫の活用や備蓄倉庫の新設等による新たな備蓄倉庫の確保を検討する必要がある。
(都/行政機能・健康・医療・福祉)
- 災害時の物資輸送体制の整備に向けて、大規模な物資を受け入れることが可能な広域輸送基地の追加指定、関係機関の役割分担の明確化、輸送訓練等を通じた関係機関との連携を図る必要がある。
(都、物流事業者/行政機能、健康・医療・福祉、経済・産業)
- 災害時における迅速かつ円滑な物資調達を図るため、災害時の食料等の調達に係る協定事業者との訓練の実施等により、協定事業者との連携を更に強化していく必要がある。
(都/経済・産業)
- 緊急物資等の円滑な輸送を確保するため、迂回機能による防災効果が期待できる三環状道路の整備を一層推進し、首都圏の港湾や空港など陸・海・空の拠点を結ぶ広域的な高速道路ネットワークを完成させる必要がある。
(都、国、高速道路事業者/経済・産業、まちづくり)
- 災害時においては、他県等からの支援が重要となることから、都県境を越えた道路ネットワークを形成し、広域的な防災性を向上させるため、近隣縣市との協議を進めながら都県境の道路を整備していく必要がある。
(都、国/経済・産業、まちづくり)
- 緊急物資等の円滑な輸送を確保するため、港湾施設及び航空施設の耐震・耐波性能の強化を図るとともに、災害時におけるトラック、鉄道、内航海運等の多様な輸送手段の活用について物流事業者等多様な関係者と検討を行う必要がある。
(都、国/経済・産業、まちづくり)
- 地域住民等による迅速な応急給水体制の構築のため、給水拠点の施設用地内の区画化及び専用給水栓の設置など、給水拠点の改造を進めるとともに、路上の消火栓・排水栓に接続可能な応急給水用資器材の区市町への貸与等を推進する必要がある。
(都/まちづくり)
- 耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えは約8割（H24）であり、学校・病院等の関係機関と連携しつつ、老朽化対策と合わせて着実に推進する必要がある。
(都、ガス事業者/経済・産業)
- 平成25年に行われた東京都防災会議では、島しょ地域において、南海トラフ巨大地震等により、巨大な津波が襲来するとの想定が報告されている。このことから、港湾・漁港施設等の耐地震・耐津波性能を向上させ、南海トラフ巨大地震等の最大級の地震・津波に対して人命を守り、被害を小さくするほか、発災後の復旧活動等に必要の緊急輸送用の岸壁等を整備する必要がある。
(都/まちづくり)
- 災害時における緊急支援物資輸送の維持又は早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。
(都、国、高速道路事業者/経済・産業、まちづくり)
- 多摩山間・島しょ地域において地域住民の生活を支え、災害時には重要な避難路となる道路について、寸断すると迅速な避難や救助、救援活動などが行えなくなるおそれがあることから、現道拡幅や線形改良、代替路などの道路整備を着実に推進し、防災性の向上を図る必要がある。
(都/まちづくり)
- 災害時の活動拠点及び防災船着場、緊急河川敷道路を整備するとともに、スロープや照明の設置、テラスの連続化などの周辺の基盤整備を図ることにより、災害時の輸送体制を強化する必要がある。
(都、国/まちづくり)
- 水上輸送基地を活用することにより、災害時における負傷者、帰宅困難者、物資の輸送体制を強化する必要がある。
(都/まちづくり)

(重要業績指標)

- ・家庭における備蓄割合 半数以上（H26）
- ・都と区市町村が連携した食料備蓄 おおむね2日分（H25）
- ・都立学校における児童・生徒・教職員の3日分の備蓄配備率 100%（H26）
- ・三環状道路の整備率 約7割（H26）
- ・橋梁の耐震補強完了率（国管理） 79%（H24）
- ・緊急輸送道路等の耐震化橋梁数（都管理） 全411橋のうち329橋（H25）

- ・踏切除却数（累計）（平成 36 年度までに累計 446 か所） 387 か所（H26）
- ・区部環状道路、多摩南北道路の整備率 区部環状道路 92%、多摩南北道路 75%（H26）
- ・新設・架け替え橋梁数（事業中） 5 橋（H26）（平成 29 年度までの橋梁整備推進 10 橋に対する事業化橋梁数）
- ・多摩山間・島しょ地域の道路整備延長 0.4km（H26）
（H29 年度までの整備目標延長（約 6 km）に対する完成又は交通開放した延長）
- ・無電柱化延長 都道における第一次緊急輸送道路 地中化率 28%（H26）
うち環状 7 号線 地中化率 26%（H26）
- ・東京港における耐震強化岸壁（緊急物資輸送対応施設）の整備数 12 バース（H26）
- ・島しょ地域における緊急輸送用岸壁改良の整備数 全 6 港のうち 0 港（H25）

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 多摩山間、島しょ地域において、地域住民の生活を支え、災害時には重要な避難路となる道路について、寸断されると迅速な避難や救助、救援活動などが行えなくなるおそれがあることから、現道拡幅や線形改良、代替路などの道路整備を着実に推進し、防災性の向上を図る必要がある。
（都／まちづくり）
- 都が管理する道路斜面において、崩落や落石等による通行への影響を未然に防ぐため、巡回・点検等を踏まえ、緊急性の高い箇所から道路斜面の安全対策を推進する必要がある。
（都／まちづくり）
- 道路斜面や盛土等の要対策箇所について、機能を安定的に発揮し、安全確保を着実に行うため、計画的な維持管理及び人員の確保等を図る必要がある。
（国／まちづくり）
- 建物倒壊などによって道路が使用できなくなった場合の対応として、陸路の影響を受けないヘリコプターによる対策を充実させていく必要がある。
（都／行政機能）
- 関係機関や都民がより適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、防災気象情報を確実に提供していく必要がある。
（国／行政機能）
- 多数の町会や自主防災組織が参加する、風水害を想定した区市町村主催の実動訓練の頻度を増やし、都民の防災意識の高揚を図る必要がある。
（都／行政機能）

（重要業績指標）

- ・多摩山間・島しょ地域の道路整備延長 0.4km（H26）
（H29 年度までの整備目標延長（約 6 km）に対する完成又は交通開放した延長）
- ・緊急輸送道路等の耐震化橋梁数（都管理） 全 411 橋のうち 329 橋（H25）
- ・道路斜面等の要対策箇所の対策率（国管理） 60%（H24）

2-3)自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 自衛隊、警察、消防、海保等救出救助機関をはじめとして、陸上、港湾、航空全てにおける災害対応力強化のための体制、装備・資器材の充実強化を図る必要がある。また、多種多様な災害に対応できる人材育成の推進も必要である。さらに、各機関からの迅速な受入態勢の整備、東京DMATの養成を推進する必要がある。
(都、国、医療関連機関・団体／行政機能、健康・医療・福祉)
- 自助、共助を促す取組として、消防団の人員確保や消防団装備・訓練の充実強化が必要であり、加えて、自主防災組織等の充実強化に目を向け、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。
(都／行政機能)
- 災害対応において機関、局ごとに体制や資器材、運営要領が異なることから、都及び機関一体となった災害応急対策の標準化、情報の共有化に関する具体的な検討を行い、必要な事項について標準化を推進する必要がある。また、都内には市街地から山間地域、島しょ地域等、様々な地域特性があるため、個々の災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害応急対策の実効性を高めていく必要がある。
(都／行政機能)
- 複雑多様化する災害に対応するため、地域内の災害活動拠点となる自衛隊、警察、消防施設の耐災害性を強化するとともに耐震化が完了していない空港等について耐震化を進めていく必要がある。
(都、国／行政機能、まちづくり)
- 都外からの応援部隊も含め、救出救助機関が円滑に活動を展開するための活動拠点について、都各局をはじめ、国、区市町村等と連携して、受け入れ態勢を充実強化する必要がある。
(都、国／行政機能)
- 救出救助活動等の不足が懸念されるため、引き続き、活動の拠点や避難場所となる都立公園等のオープンスペースの確保や、実災害を想定した各種訓練の反復実施・検証による対処計画等の充実化など、ハード面、ソフト面からの様々な対策が必要である。
(都、国／行政機能、まちづくり)
- 避難場所や大規模救出救助活動拠点等となる都立公園に、非常用発電設備等の防災関連施設を整備することで、避難者の安全確保や救出救助部隊の活動支援のための防災機能を強化していく必要がある。
(都／行政機能、まちづくり)
- 震災時には災害応急対策を迅速に展開するため、緊急通行車両が円滑に通行でき、かつ一般車両の進入を禁止抑制するような体制が必要である。
(都、国／行政機能)
- 東京が被災した場合は、全国から自衛隊・警察・消防などの航空隊が派遣され、災害活動に当たる。このため、建物の屋上等に上空から視認可能な建物名称（ヘリサイン）を表示することで、他道府県の応援航空部隊等が飛行位置の把握や、活動対象施設の特定を容易に行うことを可能にし、航空部隊の災害活動体制及び震災時における受援体制を強化する必要がある。
(都／行政機能)

(重要業績指標)

- ・「警視庁 本部救出救助部隊」救出救助用資器（機）材の導入率 20% (H26)
- ・英語対応救急隊の整備 8 消防署、13 救急隊 (H26)
- ・防災訓練参加人員（平成 36 年度までに累計 2,000 万人を目標） 142 万人 (H25)
- ・救命講習受講者数（平成 28 年度まで昼間人口の 20%である 224 万人を目標） 197.8 万人 (H26)
- ・救出救助活動拠点候補地に対する告示済施設の割合 56% (H26)
- ・防災型信号機の整備数 137 機 (H25)
- ・ヘリサイン整備施設数 1,385 施設 (H26)（平成 27 年度末までに約 1,600 施設を目標）
- ・今後 10 年間 (H27～36) で新規に開園する都立公園面積 (170ha) 既開園面積 2,006ha (H26)
- ・防災上位置付けのある都立公園の機能強化（全 61 公園） 11 公園基本計画済み (H26)
- ・平成32年度までに優先的に整備する都市計画公園・緑地(433ha)の整備着手面積 253ha (H25)

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

○ 東京都では、震災に備えて、災害拠点病院、緊急通行車両を対象とした、初動期3日間分の応急対策用の燃料確保が課題となっており、対策を講じていく必要がある。

(都/行政機能)

○ 災害拠点病院や行政施設などにおいても、自家発電装置の稼働延長に伴う燃料タンクの整備や緊急給油訓練等を推進する必要がある。

(都、医療関連機関・団体/行政機能、健康・医療・福祉)

(重要業績指標)

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

○ 首都直下地震等の大規模地震が発生し、多くの人が帰宅を開始した場合、建物倒壊や火災などで、帰宅困難者自身が危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施していかなければならない救助・救護・消火活動・緊急輸送等を妨げることになる。そのため、一斉帰宅の抑制の徹底、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。

(都、国/行政機能)

○ 帰宅困難者対策を推進する上で自治体が民間事業者の協力を得ることの障害を取り除くため、法改正を視野に入れ、首都圏だけでなく全国共通の発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度の創設を早期に実現する必要がある。

(都/行政機能)

○ 行き場のない帰宅困難者が都内で92万人と想定されているが、現在、一時滞在施設として約19万人分しか確保出来ていないため、事業者が一斉帰宅を抑制するための計画を作成するとともに、一時滞在施設の拡充及び備蓄の増強を図る必要がある。

(都、国/行政機能、まちづくり)

○ 安全確保後の帰宅支援として、災害時帰宅支援ステーション等の充実を図るとともに、要配慮者のための特別搬送について、国、首都圏自治体、交通事業者等と連携した体制づくりを行っていく必要がある。

(都、医療関連機関・団体/行政機能、教育・文化)

(重要業績指標)

・従業員用に3日以上飲料水を備蓄している企業の割合 49.8% (H26)

・一時滞在施設確保人数 約19万人分 (H26.6)

・事業所防災計画の指導完了数 87,866件 (H25)

・都内の帰宅支援ステーション数 10,145か所 (H26.11)

・都市再生安全確保計画及びエリア防災計画を策定した地域数(都内) 7地域 (H26)

2-6)医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 災害時には通信網が機能しなくなり、負傷者や医療従事者が医療機関に円滑にたどり着けないなどのおそれがあるため、医療関係機関に多様な通信・情報提供手段を確保して医療救護活動に関する情報連絡網を維持する必要がある。
(都/健康・医療・福祉)
- 発災時の道路等のインフラ確保はもとより、道路等が被災しても負傷者や医療従事者を円滑に輸送できるよう、医療施設におけるヘリコプターの緊急離発着場について、確保・整備を図ってきたが、医療機関との一体的な運用や展開場所の確保など、課題も多い。さらには緊急車両、航空機、船舶等の輸送手段を有する関係機関と連携し、広域医療搬送に必要な輸送拠点（SCU）を確保していく必要がある。
(都/健康・医療・福祉、まちづくり)
- 災害時の活動拠点、防災船着場及び緊急河川敷道路を整備するとともに、スロープや照明の設置、テラスの連続化などの周辺の基盤整備を図ることにより、災害時の輸送体制を強化する必要がある。
(都、国/まちづくり)
- 水上輸送基地を活用することにより、災害時における負傷者、帰宅困難者、物資の輸送体制を強化する必要がある。
(都/まちづくり)
- 大規模災害時に対応できる人材を確保するため、訓練や研修等を通じて医療従事者、東京DMAT隊員などの育成を図るとともに、地域の医療救護活動を支えるリーダーの養成も行っていく必要がある。また、日本赤十字社や医師会・薬剤師会・歯科医師会など、様々な主体による医療救護活動が実施できる体制を整えておく必要がある。さらに東京都災害医療コーディネーターの指示のもと、区市町村災害医療コーディネーターを統括する体制を構築していく必要がある。
(都、医療関連機関・団体/健康・医療・福祉)
- 医療機関は災害時にも継続的に業務を行えるよう、BCPの作成や防災訓練の実施などを行っていく必要がある。
(都、医療関連機関・団体/健康・医療・福祉)
- 医療施設における安全と災害時の医療体制の確保を図るため、災害拠点病院等の耐震診断、耐震補強等の耐震化を推進する必要がある。
(都/健康・医療・福祉)
- 災害時において、緊急交通路（緊急自動車専用路含む。）や緊急輸送道路の機能を確保するため、幹線道路整備に重点的に取り組む必要があるとともに、橋梁の新設・架け替え・耐震化の実施や、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進など、道路の防災対策に取り組む必要がある。
(都、国、高速道路事業者/まちづくり)
- 都内には、道路ネットワークの形成等の課題となる踏切が存在しており、踏切が閉鎖されることで、緊急・救急活動の妨げとなることから、道路と交差する鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化する連続立体交差事業に取り組む必要がある。
(都/まちづくり)
- 災害時においても交通や物流を確保し、道路閉塞による救助・救援、緊急物資輸送への支障を防止するため、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。
(都、国、高速道路事業者/まちづくり)
- 多摩山間・島しょ地域において地域住民の生活を支え、災害時には重要な避難路となる道路について、寸断すると迅速な避難や救助、救援活動などが行えなくなるおそれがあることから、現道拡幅や線形改良、代替路などの道路整備を着実に推進し、防災性の向上を図る必要がある。
(都/まちづくり)

(重要業績指標)

- ・ヘリコプターの緊急離着陸場の整備数 21 施設 (H26)
- ・負傷者の広域医療搬送に必要な医療資器材が整備済みの広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の数 2 か所 (H26)
- ・東京 DMAT 指定病院数 25 施設 (H26)
- ・東京 DMAT 隊員数 1,087 名 (H26)
- ・災害時薬事リーダー研修の受講者数 80 名 (H26)
- ・災害拠点病院の耐震化率 89% (H26)
- ・踏切除却数（累計）（平成 36 年度までに累計 446 か所） 387 か所 (H26)
- ・区部環状道路、多摩南北道路の整備率 区部環状道路 92%、多摩南北道路 75% (H26)
- ・無電柱化延長 都道における第一次緊急輸送道路 地中化率 28% (H26)
うち環状 7 号線 地中化率 26% (H26)
- ・新設・架け替え橋梁数(事業中) 5 橋 (H26) (平成 29 年度までの橋梁整備推進 10 橋に対する事業化橋梁数)
- ・多摩山間・島しょ地域の道路整備延長 0.4km (H26)
(H29 年度までの整備目標延長(約 6 km) に対する完成又は交通開放した延長)

2-7)被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 平時から感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種や、必要に応じた消毒・害虫駆除を実施しておく必要がある。
(都／健康・医療・福祉)
- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要がある。
(都／健康・医療・福祉)
- 大規模災害により、被災区市町村が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該区市町村の遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあるため、近隣県の火葬場を活用して広域火葬を実施する体制を構築しておく必要がある。
(都／健康・医療・福祉)
- 避難所などの排水を受け入れる下水道管の耐震化については目標値を達成したが、ターミナル駅や災害復旧拠点など、施設の対象を拡大して耐震化を進めていく必要がある。
(都／まちづくり)
- 下水道施設の耐震化と合わせて下水道BCPの策定など、ハード・ソフト両面からの対策を推進する必要がある。
(国／行政機能、まちづくり)
- 都内の狂犬病予防接種ワクチンの接種率は56% (H23) だが、混乱期の風評被害によるパニックを防ぐ観点と、実際の放浪動物の咬傷事故による感染症予防の観点から、平時から更に予防接種を進めていく必要がある。また、避難所における動物の適正な飼養についての普及啓発活動を実施する必要がある。
(医療関連機関・団体／健康・医療・福祉)

(重要業績指標)

- ・ 予防接種法に基づく予防接種ワクチンの接種率
 - (麻しん) 第1期 96.2% 第2期 89.8% (H25)
 - (風しん) 第1期 96.2% 第2期 89.8% (H25)
- ・ 排水を受け入れる下水道管を耐震化した施設
 - ① 避難所など 2,633 施設 (H25)
 - ② ターミナル駅・災害復旧拠点など 3 施設 (H25)
- ・ 都内想定犬飼育頭数に対する狂犬病予防接種ワクチンの接種率 56% (H23)

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

○ 被災により警察施設の機能低下が生じるおそれに対し、総合指揮所の改修や代替施設の整備を図っていく必要がある。

(都/行政機能)

(重要業績指標)

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

○ 停電や冠水などによって、都内の信号機の作動に支障が生じるおそれがある。そのため、特に交通量の多い幹線道路から優先順位を付けた上で、信号機用非常用電源設備を整備していくことが求められる。さらに、信号機の信号柱内に信号制御機を密閉する制御機内蔵型信号柱の検討・整備を進めていく必要がある。

(都/行政機能)

○ 信号機の全面停止等により、場合によっては重大な交通事故や交通渋滞を発生させて避難に支障が出るおそれがある。そのため、道路情報など有用な情報提供が可能となる具体的な仕組みの構築及びプローブ情報などの先進的なITS技術の活用を図っていく必要がある。

(国/行政機能、情報通信)

(重要業績指標)

- ・ 停電による信号機の機能停止を防止する信号機用非常用電源設備の整備数 1,633基 (H26)
- ・ 冠水による信号機の機能停止を防止する制御機内蔵型信号柱の試験整備数 1基 (H26)

3-3) 首都圏での中央官庁機能の機能不全

○ 中央官庁機能が機能不全に陥らないよう、災害時におけるライフラインの確保や道路閉塞の防止などに加え、防災上重要な公共建築物について、一層の耐震対策を推進することが必要である。

(都、国/行政機能・まちづくり)

○ 行政機関内の情報連絡体制を確保するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)や緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)から送信された緊急事態に係る情報を利用できる体制を整備する必要がある。

(都/行政機能、情報通信)

(重要業績指標)

3-4) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○ 東京都、都内区市町村及び国の地方機関など、地方の行政機関等の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接的に影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。

(都、国/行政機能)

○ 東京都では業務継続計画を策定済みであるが、BCMの適切な運用により継続的な見直しが必要である。また都内区市町村でBCPを策定している割合は、平成26年4月現在、67.7%(62区市町村中42団体)であり、策定に向けての支援及び継続的な見直しの促進を行い、社会全体の災害対応力を強化する必要がある。

(都/行政機能)

○ 発災時の対策の要となる都庁舎の耐震性は確保されているが、長周期地震動による被害を最小限にするため、制振装置の設置を進めていく必要がある。また、停電時における非常用電源設備の増強、電力供給の多元化などを実施済みである。

このほかの都立建築物をはじめ、防災上重要な公共建築物について、一層の耐震対策を推進することが必要である。

(都、国/行政機能)

○ 災害時に通常の会計システムが停止したなどの場合でも円滑な支払業務ができるよう、災害時のマニュアルを整備し、訓練を実施するなど体制を強化していく必要がある。

(都/行政機能)

(重要業績指標)

- ・ 都内区市町村のうち、業務継続計画を策定済みの割合 67.7% (H26)
- ・ 防災上重要な都立施設の耐震化率 97.4% (H25)
- ・ 防災上重要な公共建築物の耐震化率 90.3% (H22)
- ・ 都庁舎における制振装置設置工事 (H25年度より着工)

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 国は、電気通信設備の損壊又は故障等にかかる技術基準について、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ適宜見直しを実施することとなっており、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を実施する必要がある。
(国、通信事業者／情報通信)
- 情報通信の停止による応急対策への支障、被災者の混乱等をなるべく最小限に抑えるため、通信事業者は、電気通信設備を設置するビルの耐震化や自家発電機等の配備を行っている。また、携帯電話の通信確保に備え、基地局の無停電対策や、移動・可搬型基地局の整備などを実施している。被災者の通信の復旧に差が出ることがないように、各社が足並みをそろえて対策を推進していく必要がある。
(国、通信事業者／情報通信)
- 都立施設をはじめ防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や停電時の非常用電源の確保などが必要になる。
(都、国／行政機能、情報通信)

(重要業績指標)

- ・ 事業用電気通信設備規則（総務省令）の適合 100% (H24)

4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

- 都内に展開する約1,500局について、災害に対する安全性の確保に努めるものとし、災害時には、防災関係機関と相互に密接な連絡及び協力を行うとともに、可能な限り被災地における郵便の業務を維持するため、事業継続計画の実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う必要がある。
(郵便事業者／情報通信)

(重要業績指標)

4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 災害時のラジオ放送は住民への重要な情報伝達手段であるが、都心部には都市化によるラジオ難聴が存在する（都市型難聴）。災害時の情報を住民に適切に提供できるよう、難聴・防災対策としてのラジオ中継局の整備を進める必要がある。また、地域の広報手段として、防災行政無線の整備も重要である。
(国、放送事業者／情報通信)
- すでに一部の放送事業者では実施されているが、災害時の情報を住民に適切に提供できるよう、放送設備のある施設のバックアップ機能強化、自家発電用燃料の確保等を行っていく必要がある。
(放送事業者／情報通信)
- 災害時に都から各メディアに対し、被災情報・避難情報等重要な情報を迅速かつ正確に提供する体制の構築が必要である。
(都／情報通信)
- 都民が必要とする災害情報の充実に向け、ホームページ、Twitter等のSNS、災害情報共有システム（Lアラート）、デジタルサイネージなど情報発信の多様化を図る必要がある。
(都／行政機能、情報通信)

(重要業績指標)

- ・ AM放送局に係る難聴対策としての中継局整備率 0%（親局の難聴地域を解消することを目的として、FM補完局の整備を行ったAM放送事業者の比率）(H26)
- ・ 区市町村の同報系防災行政無線の整備済み自治体数 61自治体 (H26)

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- リスクが発生した場合でも速やかに事業を継続するためのBCP策定は、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業にとって非常に重要かつ喫緊の課題であるものの、都内中小企業（製造業）のBCP策定率は1.6%（策定中を含めて2.7%）にとどまっている（H24）ことから、普及啓発セミナーの開催、BCP策定支援講座の開催等により、都内中小企業のBCP策定を促進し、危機管理対応能力の向上など、企業の事業継続力を強化する必要がある。
（都、国／経済・産業）
- 災害時においても道路機能を適切に維持するため、橋梁及びトンネルの予防保全型管理の推進、ICTを活用するなど維持管理の高度化を行う必要がある。
（都、国／まちづくり）
- 港湾施設の多くは老朽化し、従来から実施している「対症療法型維持管理」では補修費の増加、補修時期の集中、施設の機能不全を招くという課題がある。このため、施設の長寿命化を図るとともに、災害発生時であっても施設の機能を十分に発揮できるよう「予防保全型維持管理」を推進する必要がある。
（都／まちづくり）
- 大規模地震が発生した際にも航空機能及び港湾機能を維持するため、空港施設の耐震化、液状化対策及び港湾関係者による東京湾での効果的な緊急確保航路の啓開計画を策定する必要がある。
（都、国／まちづくり）
- 災害時においても円滑な輸送を確保するため、迂回機能による防災効果が期待できる三環状道路の整備を一層推進し、首都圏の港湾や空港など陸・海・空の拠点を結ぶ広域的な高速道路ネットワークを完成させる必要がある。
（都、国、高速道路事業者／経済・産業、まちづくり）
- 災害時には、他県等からの支援が重要となることから、都県境を越えた道路ネットワークを形成し、広域的な防災性を向上させるため、近隣区市との協議を進めながら都県境の道路を整備していく必要がある。
（都、国／経済・産業、まちづくり）
- 災害時における物流ネットワークの維持又は早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策の実施、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。
（都、国／経済・産業、まちづくり）
- 都市防災力の向上と産業の活性化を図るため、都内中小企業者等が自社で開発・製造した都市の防災力を高める優れた技術、製品・試作品の実用化等に向けた支援を実施する必要がある。
（都／経済・産業）
- 大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、迅速な取組を推進する必要がある。
（都／まちづくり）

（重要業績指標）

- ・ 都内中小企業（製造業）のBCP策定割合 1.6%（H24）（策定中を含めた場合のBCP策定割合 2.7%（H24））
- ・ 三環状道路の整備率 約7割（H26）
- ・ 橋梁の耐震補強完了率（国管理） 79%（H24）
- ・ 緊急輸送道路等の耐震化橋梁数（都管理） 全411橋のうち329橋（H25）
- ・ 高速道路の橋脚補強完了率 100%（H26）
- ・ 踏切除却数（平成36年度までに累計446か所） 387か所（H26）
- ・ 区部環状道路、多摩南北道路の整備率 区部環状道路 92%、多摩南北道路 75%（H26）
- ・ 無電柱化延長 都道における第一次緊急輸送道路 地中化率 28%（H26）
うち環状7号線地中化率 26%（H26）
- ・ 新設・架け替え橋梁数（事業中） 5橋（H26）（平成29年度までの橋梁整備推進10橋に対する事業化橋梁数）
- ・ 先進的防災技術実用化支援事業助成件数 25件（H26）
- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物の対象建築物約5,000棟のうち耐震診断に着手 87%（H26.10）

5-2)社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 災害時における事業継続のため、自家給油施設の保有率を高めるなど燃料の備蓄量の確保を促進する必要がある。また、工場・事業所等における自家発電設備の導入や給油機能が停止した際の復旧操作に関するマニュアルの整備、操作の訓練を行うとともに、他社との相互協力による給油体制を整備する必要がある。
(物流事業者/経済・産業)
- 石油燃料を供給する拠点となる災害対応型中核SS(サービスステーション)に対し、自家発電設備の設置、地下タンクの入替え・大型化等のための費用を支援し、災害対応能力を強化することで、地域の石油製品の安定供給体制の強化を図る必要がある。
(国/環境)
- 石油ガス販売事業者等が所有する石油ガス充てん所に対し、自家発電設備、石油充てん設備、石油ガス自動車等の導入を支援し、災害対応能力を強化する必要がある。
(国/環境)
- 激甚災害時にも製油所から迅速にガソリン等の石油製品の供給を再開すべく、製油所に非常用発電機、非常用通信機器、ドラム缶充填出荷設備の導入を支援する必要がある。
(国/環境)
- 燃料供給ルートを実際に確保するため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進、水上輸送基地の整備・拡充、東京港の耐震強化岸壁の整備など、道路・港湾等の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。
(都、国/経済・産業、まちづくり)

(重要業績指標)

- ・踏切除却数(累計)(平成36年度までに累計446か所) 387か所(H26)
- ・区部環状道路、多摩南北道路の整備率 区部環状道路 92%、多摩南北道路 75%(H26)
- ・新設・架け替え橋梁数(事業中) 5橋(H26)(平成29年度までの橋梁整備推進10橋に対する事業化橋梁数)
- ・緊急輸送道路等の耐震化橋梁数(都管理) 全411橋のうち329橋(H25)
- ・無電柱化延長 都道における第一次緊急輸送道路 地中化率 28%(H26)
うち環状7号線地中化率 26%(H26)

5-3)重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 重要な産業施設の集積する東京の臨海部において、防潮堤や水門等の海岸保全施設における地震・津波・高潮対策を推進する必要がある。また、災害発生時の被害の甚大化を軽減するため、港湾消防体制を強化していく必要がある。
(都/行政機能、まちづくり)
- 東京では、ものづくり産業をはじめとした産業が集積しており、そのほとんどが中小企業で、BCP策定率が1.6%(策定中を含めて2.7%) (「東京の中小企業の現状(製造業編)」(平成24年度東京都産業労働局))と低迷しているため、広くBCPの普及啓発を図り、BCP策定を促進する必要がある。
(都/経済・産業)
- 市街地においても、ガスタンクなどライフラインに関する重要な産業施設が存在し、各施設に応じた安全対策を万全にする必要がある。
(ガス事業者/環境)

(重要業績指標)

- ・東京港海岸保全施設整備計画における耐震・耐水対策の整備率 10%(防潮堤)、0%(水門)(H25)
- ・都内中小企業(製造業)のBCP策定割合 1.6%(H24)(策定中を含めた場合のBCP策定割合 2.7%(H24))

5-4)海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

- 震災時に海上輸送拠点として重要な役割を果たす耐震強化岸壁(国際海上コンテナ等輸送対応施設)の整備は、十分とは言えず震災時においても首都圏の経済活動を停滞させないよう東京港の耐震強化岸壁の整備を一層推進する必要がある。
(都/まちづくり)

(重要業績指標)

- ・東京港の耐震強化岸壁について、国際海上コンテナ輸送等対応施設 4バース完成(H26)

5-5) 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

- 災害時においても円滑な輸送を確保するため、迂回機能による防災効果が期待できる三環状道路の整備を一層推進し、首都圏の港湾や空港など陸・海・空の拠点を結ぶ広域的な高速道路ネットワークを完成させる必要がある。
(都、国、高速道路事業者／経済・産業、まちづくり)
- 災害時においては、他県等からの支援が重要となることから、都県境を越えた道路ネットワークを形成し、広域的な防災性を向上させるため、近隣各市との協議を進めながら都県境の道路を整備していく必要がある。
(都、国／経済・産業、まちづくり)
- 災害時において、緊急交通路（緊急自動車専用路含む。）や緊急輸送道路の機能を確保するため、幹線道路整備に重点的に取り組む必要があるとともに、橋梁の新設・架け替え・耐震化の実施や、道路斜面の安全対策の実施など、道路の防災対策に取り組む必要がある。
(都、国、高速道路事業者／まちづくり)
- 都内には、道路ネットワークの形成等の課題となる踏切が存在しており、踏切が閉鎖されることで、緊急・救急活動の妨げとなることから、道路と交差する鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化する連続立体交差事業に取り組む必要がある。
(都／まちづくり)
- 災害時においても交通や物流を確保し、道路閉塞による救助・救援、緊急物資輸送への支障を防止するため、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある
(都、国／まちづくり)
- 災害時におけるライフラインの確保や道路閉塞の防止など防災性の向上に加えて、安全で快適な通行空間を確保するため、無電柱化を推進する必要がある。都道においては緊急輸送道路の中でも、災害時の避難や救急活動、物資輸送を担い、防災拠点等を結ぶ第一次緊急輸送道路の無電柱化に取り組む必要がある。特に震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状七号線については、重点的に無電柱化を推進していく必要がある。
(都、国／まちづくり)
- 大規模地震発生時に、東京港が広域輸送基地としての役割を着実に果たしていくため、港湾関係者間で共有しておくべき目標、行動及び協力体制について「東京港における首都直下地震発生時の震後行動」を取り決めた。基本対応パターンに基づく訓練を通じ、重要業務の実施手順の確認、課題の抽出、対応策の立案など、不断の見直しに取り組み、行動計画の完成度を高めていく必要がある。
(都／行政機能、経済・産業)
- 島しょ地域の港湾・漁港施設等の耐地震・耐津波性能を向上させ、南海トラフ巨大地震等の最大級の地震・津波に対して人命を守り、被害を小さくするほか、発災後の復旧活動等に必要な緊急輸送用の岸壁等を整備する必要がある。
- 災害時における事業継続のため、自家給油施設の保有率を高めるなど燃料の備蓄量の確保を促進する必要がある。また、工場・事業所等における自家発電設備の導入や給油機能が停止した際の復旧操作に関するマニュアルの整備、操作の訓練を行うとともに、他社との相互協力による給油体制を整備する必要がある。
(物流事業者／経済・産業)
- 首都直下地震や東海・東南海・南海の三連動地震等の発生の切迫性が指摘されていることも踏まえると、より迅速かつ的確な被災地の救援・復旧活動等のため、TEC-FORCEの活動計画策定等による危機管理体制の強化や、大規模災害時にも活用可能な道路・鉄道・港湾・空港・物流拠点等に関する情報共有及びバックアップ体制の構築、各モード間のアクセス性の改善等の事前の対策が必要である。
(国／行政機能)
- 大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、迅速な取組を推進する必要がある。
(都／まちづくり)

(重要業績指標)

- ・ 災害時の緊急輸送のバックアップ機能強化や円滑な交通確保に関する指標：道路による都市間速達性の確保率 46% (H22)
- ・ 三環状道路の整備率 約7割 (H26)
- ・ 橋梁の耐震化率(国管理) 79% (H24)
- ・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化橋梁数(都管理) 全411橋のうち329橋 (H25)
- ・ 高速道路の橋脚補強完了率 100% (H26)
- ・ 踏切除却数(累計)(平成36年度までに累計446か所) 387か所 (H26)
- ・ 区部環状道路、多摩南北道路の整備率 区部環状道路 92%、多摩南北道路 75% (H26)
- ・ 新設・架け替え橋梁数(事業中) 5橋 (H26)(平成29年度までの橋梁整備推進10橋に対する事業化橋梁数)
- ・ 無電柱化延長 都道における第一次緊急輸送道路 地中化率28% (H26)
うち環状7号線 地中化率26% (H26)
- ・ 「東京港における首都直下地震発生時の震後行動」(港湾BCP)策定(H25.3)
- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物の対象建築物約5,000棟のうち耐震診断に着手 87% (H26.10)

5-6) 複数空港の同時被災

- 空港等について、緊急物資等輸送拠点としての機能の確保、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保、飛行中の航空機の安全確保のために、管制施設等の耐震化を図る必要がある。
(都、国/まちづくり)

(重要業績指標)

5-7) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

- 東京では銀行92行(全国194行)、生命保険会社39社(全国42社)、損害保険会社50社(全国52社)が本店等を構えている。中央銀行や主要な金融機関等においては、店舗の耐震化やBCPの策定など、分野全体としての事業継続の確保対策が比較的進んでおり、今後とも、強靱な事業継続体制を構築する取組を継続する必要がある。
(国、金融機関/経済・産業)
- 中小・地域金融機関においても同様に、顧客データ等の安全対策(プログラムのバックアップ等)を確実に進めるため、BCP策定などリスク回避できる体制を確実に整備する必要がある。
(国、金融機関/経済・産業)
- 東京がニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際的な金融センターとしての地位へと復活するためには、東京の金融機関が危機管理を徹底するとともに、安全・安心な商取引環境を確立し、発信する必要がある。
(国、金融機関/経済・産業)
- 取引先金融機関や関係行政機関などと連携をとり、大規模地震の発生や地震災害に関する警戒宣言発令を想定した訓練を実施するなど、金融・決済システムや市場全体で実効性のある業務継続体制を整備する必要がある。
(国、金融機関/経済・産業)

(重要業績指標)

5-8)食料等の安定供給の停滞

- 災害時においても円滑な輸送を確保するため、迂回機能による防災効果が期待できる三環状道路の整備を一層推進し、首都圏の港湾や空港など陸・海・空の拠点を結ぶ広域的な高速道路ネットワークを完成させる必要がある。
(都、国、高速道路事業者／経済・産業、まちづくり)
- 災害時においては、他県等からの支援が重要となることから、都県境を越えた道路ネットワークを形成し、広域的な防災性を向上させるため、近隣縣市との協議を進めながら都県境の道路を整備していく必要がある。
(都、国／経済・産業、まちづくり)
- 災害時における物流ネットワークの維持又は早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進、水上輸送基地の整備・拡充、東京港の耐震強化岸壁の整備、空港施設の耐震化など、道路・港湾・空港等の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。
(都、国／まちづくり)
- 災害時における応急復旧業務等を円滑に実施するため、移転を控える築地市場を除く都内10市場への非常用発電機の整備を進め、業務の実施に必要な電源を確保していく必要がある。
(都／経済・産業)
- 全国中央卸売市場協会を通じた中央卸売市場の開設者40縣市との災害時相互応援協定（H26）及び食肉市場を除く都内10市場において市場関係業者と締結した災害時生鮮食料品の調達に関する協定（H25）の実効性を確保するため、今後、連携体制を強化していく必要がある。
(都／経済・産業)
- 災害時における市場事業の継続性を確保するため、中央卸売市場開設者BCPの適宜見直し及び市場関係業者のBCP策定を推進していく必要がある。
(都／経済・産業)
- 災害時の道路寸断や物流機能の低下により、企業の事業継続が困難となることで、局地的に生活必需品等の不足が発生する等のおそれがある。そのため、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業・小規模事業者によるBCPの策定又は見直しを進めていく必要がある。
(国／経済・産業)
- 平時からの森林資源の状況把握及び災害時における国有林材の円滑な供給体制の整備に向けて、関係事業者等と実践的な体制の構築及び連携強化を図る必要がある。
(国／経済・産業)
- 島しょ地域の漁港関連施設において、漁協等共同利用施設の老朽化が進行している。災害発生時の港や道路の機能確保や、二次災害防止のため、耐震化等を支援する必要がある。
(都／まちづくり)
- 大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、迅速な取組を推進する必要がある。
(都／まちづくり)

(重要業績指標)

- ・ 三環状道路の整備率 約7割 (H26)
- ・ 橋梁の耐震補強完了率 (国管理) 79% (H24)
- ・ 緊急輸送道路等の耐震化橋梁数 (都管理) 全411橋のうち329橋 (H25)
- ・ 無電柱化延長 都道における第一次緊急輸送道路 地中化率 28% (H26)
うち環状7号線地中化率 26% (H26)
- ・ 高速道路の橋脚補強完了率 100% (H26)
- ・ 踏切除却数 (累計) (平成36年度までに累計446か所) 387か所 (H26)
- ・ 区部環状道路、多摩南北道路の整備率 区部環状道路92%、多摩南北道路75% (H26)
- ・ 新設・架け替え橋梁数(事業中) 5橋 (H26)
(平成29年度までの橋梁整備推進10橋に対する事業化橋梁数)
- ・ 築地市場を除く都内10市場における非常用発電機の設置割合 80% (H26)
- ・ 中央卸売市場の開設者40縣市との協定締結割合 100% (H26)
- ・ 食肉市場を除く都内10市場のうち、市場関係業者と災害時における生鮮食料品の調達に関する協定を締結している割合 100% (H25)
- ・ 島しょ地域の漁業協同組合等共同利用施設の耐震化等対策実施率 77% (H26)
- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物の対象建築物約5,000棟のうち耐震診断に着手 87% (H26.10)

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LP ガスのサプライチェーン機能の停止

- エネルギー供給の多様化を図るため、災害時のみならず、通常時においても活用できる高効率なコージェネレーションシステムや自家発電機による電力確保など、自立分散型エネルギーの利用拡大に取り組む必要がある。
(都/環境)
- 特にオフィス街区では、災害時の地域の自立性向上につながるため、大規模なコージェネレーションシステムで生み出した熱や電気を建物間や街区で融通するなどの取組を進める必要がある。
(都/環境)
- 自然災害に対する電気設備の耐性を確保するため、耐性評価等に基づき必要に応じて発電電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。
(国/環境)
- 太平洋に面した火力発電所が津波等により被災し、首都圏への電力供給が不足する可能性があるため、津波対策等を実施する必要がある。
(電気事業者/環境)
- 河川洪水、高潮等に対する電気設備の防災対策を進めるため、設備保全・早期復旧方針を検討する必要がある。
(電気事業者/環境)
- 応急対策に従事する緊急車両へ燃料の優先給油を行うためには、中核SS(サービスステーション)において在庫を確保する必要があることから、災害時に石油精製元売会社から中核SSに対する優先的な供給が担保される必要がある。また、災害時に中核SSが有効に機能するためには、継続的に災害訓練を実施していく必要がある。
(国/環境)
- 災害時に石油製品の供給拠点となる中核SS(サービスステーション)において、一定量の在庫を備蓄するため、国と都が連携して燃料購入及び在庫管理に対する支援を実施する必要がある。
(国/環境)
- 災害時における石油ガスの安定供給を図るため、中核充填所への事業者の更なる参画を促進するとともに、自治体と石油ガス業界との間での防災協定締結の推進、中核充填所を対象とした継続的な災害訓練の実施及び需要家の自衛的備蓄を推進する必要がある。
(国/環境)

(重要業績指標)

- ・業務用コージェネレーションシステム設備容量 約50% (H25)
- ・火力発電所建屋の水密化及び防潮堤設置工事 60% (H26)

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 災害時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するためには、水源から給水に至る水道システム全体の耐震化と導送水管の二重化・ネットワーク化などバックアップ機能の強化に取り組む必要がある。水道システム全体の耐震化にあたっては、全ての水道施設の耐震化の完了には、長い年月と膨大な費用を要することから、浄水施設の処理系列ごとに対策を進めるなど水道システムの連続性に配慮し、優先度の高い施設から耐震化を進めていく必要がある。
(都/まちづくり)
- 給水所の耐震化に当たっては、耐震化工事期間中は配水池容量の低下を伴うことから、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、周辺状況を踏まえ、液状化の危険度が高い地域にある施設など優先的に耐震化に取り組んでいく必要がある。また、給水所の新設・拡充により、配水区域を適正な規模に分割・再編し、断水等の影響が広範囲に及ばないようにする必要がある。
(都/まちづくり)
- 配水管については、平成25年度から、より一層効果的に断水被害を軽減できるよう、水道管路の耐震継手化10カ年事業に取り組んでいる。平成25年度末時点の耐震継手率は35%であり、引き続き耐震継手化を推進する必要がある。実施に当たっては、首都中枢機関・救急医療機関等に加え、避難所や主要な駅への供給ルート、被害が大きいと想定される地域を優先的に管路の耐震継手化を進めていく必要がある。
(都/まちづくり)
- 給水管については、東日本大震災で多くの塩化ビニル製の給水管が被害を受けたため、塩化ビニル製給水管が多く布設されている私道内の給水管の耐震化を進めていく必要がある。また、避難所や主要な駅の給水管の耐震化を優先して進めていく必要がある。
(都/まちづくり)
- 東日本大震災の計画停電の影響により、多摩地区では約26万件に及ぶ断水・濁水が発生した。切迫性が指摘されている首都直下地震等においても電力供給が途絶する可能性がある。水道事業の継続には、浄水場や給水所等への自家発電設備の整備を進め、電力事情に左右されないように電力の自立化を図り、電力を安定的に確保していく必要がある。
(都/まちづくり)

○ 内閣府の中央防災会議や東京都防災会議における浸水被害想定によると、一部の浄水場、給水所等が所在する地区でも、浸水被害を受ける可能性がある。大型台風や局地的な豪雨により、浸水被害が生じるおそれのある水道施設については、出入口に止水堰を設置するなど浸水対策を実施し、施設の機能維持を図る必要がある。
(都/まちづくり)

(重要業績指標)

- ・ろ過池耐震施設率 76% (H25)
- ・配水池耐震施設率 67% (H25)
- ・事故時の安定給水確保率 78% (H25)
- ・大規模停電時における給水確保率 58% (H25)
- ・管路の耐震継手率 35% (H25)
- ・首都中枢・救急医療機関等への供給ルートにおける耐震継手率 70% (H25)
- ・優先避難所・主要な駅への供給ルートにおける耐震継手率 35% (H25)
- ・避難所・主要な駅の給水管耐震化率 31% (H25)
- ・私道内給水管耐震化率 35% (H25)

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○ 災害時におけるトイレ機能を確保するため、避難所などについては、施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化が完了した(2,633箇所(H25))が、災害時に多くの帰宅困難者が発生しトイレ機能の需要が見込まれるターミナル駅や災害復旧に使用する区の庁舎等の災害復旧拠点などの施設においても耐震化を進めていく必要がある。
(都/まちづくり)

○ 揚水、簡易処理、消毒など、震災時にも必ず確保すべき機能を担う施設を対象に、想定される最大級の地震動に対する耐震化を8施設(ポンプ所)(H25)完了しているが、引き続き水再生センターや他のポンプ所なども耐震化を進めていく必要がある。
(都/まちづくり)

○ 水再生センター及びポンプ所において、平成12年に発生した東海豪雨規模の大雨による浸水想定に対する耐水対策は完了している。また、想定される最大津波高に対し、開口部や出入り口の水密化などの耐水化を実施した施設は7施設(H25)あるが、施設の電源機能、排水機能を確保するためには最大津波高さより、地盤高さが低い水再生センター・ポンプ所の耐水化を進めていく必要がある。
(都/まちづくり)

○ 下水道施設に対する非常用発電設備の整備として74施設(H25)実施したが、大規模停電時や計画停電により電力が不足した場合においても下水道機能を維持するためには、すべての施設に非常用発電設備の整備を進めていく必要がある。また、水再生センターにおいては電力貯蔵設備(NaS電池)20,750kW(H25)を整備しているが、大規模停電や計画停電等による電力不足に対応するために更なる電力貯蔵設備(NaS電池)を増強する必要がある。
(都/まちづくり)

○ 災害等に伴う下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、下水道BCP策定などのソフト対策の充実を図り、ハード対策とソフト対策が一体となった耐震・対津波対策を推進する必要がある。
(国/行政機能、まちづくり)

(重要業績指標)

- ・排水を受け入れる下水道管を耐震化した施設数
 - ① 避難所など2,633施設(H25)
 - ② ターミナル駅・災害復旧拠点など3施設(H25)
- ・想定される最大級の地震に対する耐震対策が完了した施設数 8施設(H25)
- ・最大津波高さに対する耐水化が完了した施設数 7施設(H25)
- ・非常用発電設備を整備した水再生センター、ポンプ所の施設数 74施設(H25)
- ・整備したNaS電池の容量 20,750kW(H25)

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

- 災害時において、迂回機能による防災効果が期待できる三環状道路の整備を一層推進し、首都圏の港湾や空港など陸・海・空の拠点を結ぶ広域的な高速道路ネットワークを完成させる必要がある。
(都、国、高速道路事業者／経済・産業、まちづくり)
- 災害時においても交通や物流を確保し、政治・経済等の中枢機能を堅持するとともに、道路閉塞による救助・救援、緊急物資輸送への支障を防止するため、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。
(都、国／まちづくり)
- 災害時においては、他県等からの支援が重要となることから、都県境を越えた道路ネットワークを形成し、広域的な防災性を向上させるため、近隣県市との協議を進めながら都県境の道路を整備していく必要がある。
(都、国／まちづくり)
- 災害時において、緊急交通路（緊急自動車専用路含む。）や緊急輸送道路の機能を確保するため、幹線道路整備に重点的に取り組む必要があるとともに、橋梁の新設・架け替え・耐震化の実施や、道路斜面の安全対策の実施など、道路の防災対策に取り組む必要がある。
(都、国、高速道路事業者／まちづくり)
- 都内には、道路ネットワークの形成等の課題となる踏切が存在しており、踏切が閉鎖されることで、緊急・救急活動の妨げとなることから、道路と交差する鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化する連続立体交差事業に取り組む必要がある。
(都／まちづくり)
- 多摩地域では、ミッシングリンクとなっている区間があり、また、必ずしも幅員が十分でない緊急輸送道路があるなど、災害時に救助・救援活動が遅れる等の懸念があることから、多摩南北・東西道路等の道路ネットワークの形成を進める必要がある。
(都／まちづくり)
- 多摩山間、島しょ地域において、地域住民の生活を支え、災害時には重要な避難路となる道路について、寸断されると迅速な避難や救助、救援活動などが行えなくなるおそれがあることから、現道拡幅や線形改良、代替路などの道路整備を着実に推進し、防災性の向上を図る必要がある。
(都／まちづくり)
- 災害時におけるライフラインの確保や道路閉塞の防止など防災性の向上に加えて、安全で快適な通行空間を確保するため、無電柱化を推進する必要がある。都道においては緊急輸送道路の中でも、災害時の避難や救急活動、物資輸送を担い、防災拠点等を結ぶ第一次緊急輸送道路の無電柱化に取り組む必要がある。特に震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状七号線については、重点的に無電柱化を推進していく必要がある。
(都、国／まちづくり)
- 避難場所と緊急輸送道路を結ぶ路線など防災上重要な区市町村道においても、無電柱化を促進する必要がある。
(都、国／まちづくり)
- 災害時においても、液状化の危険性の高い地域にある、緊急輸送道路などのほか、避難所などと緊急輸送道路を結ぶ道路の交通機能を維持するためには、液状化によるマンホールの浮上を抑制する対策を実施する必要がある。
(都／まちづくり)
- 災害時のみならず日常においても道路機能を適切に維持するため、橋梁及びトンネルの予防保全型管理の推進に加え、ICTを活用するなど維持管理を高度化する必要がある。
(都、国／まちづくり)
- 災害時においては、必要な資器材等の確保に時間を要するなど、応急・復旧対策の迅速化が課題となることから、主要幹線道路における陸橋等の高架下を活用して、資器材等を配備した道路防災ステーションの整備を推進する必要がある。
(都／まちづくり)
- 災害時において、鉄道利用者等の安全確保及び輸送機能の維持など安全性の向上を図るため、これまででも高架橋及び橋上駅舎の耐震補強を進めてきたが、未実施箇所について引き続き耐震補強を進める必要がある。
(鉄道事業者／まちづくり)
- 災害時において、鉄道等の交通機関の停止に伴い多数の帰宅困難者が発生した場合は、駅での一時的退避に係る案内、安全な場所への避難誘導等、利用者の保護に努める。
(鉄道事業者／まちづくり)
- 震災時において陸上交通網を補完するため、東京港内で水上輸送基地を整備することにより、陸上、水上の一体的なネットワーク機能を形成していく必要がある。
(都／まちづくり)
- 災害時の活動拠点、防災船着場及び緊急河川敷道路を整備するとともに、スロープや照明の設置、テラスの連続化などの周辺の基盤整備を図ることにより、災害時の輸送体制を強化する必要がある。
(都、国／まちづくり)
- 水上輸送基地を活用することにより、災害時における負傷者、帰宅困難者、物資の輸送体制を強化する必要がある。
(都／まちづくり)

- 空港等について、災害時における緊急物資等輸送拠点としての機能の確保、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保及び飛行中の航空機の安全確保を図るため、管制機能確保に必要な管制施設等及び最低限必要となる基本施設等の耐震化、液状化対策を実施する必要がある。
(都、国／まちづくり)
- 大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、迅速な取組を推進する必要がある。
(都／まちづくり)

(重要業績指標)

- ・三環状道路の整備率 約7割 (H26)
- ・橋梁の耐震補強完了率(国管理) 79% (H24)
- ・緊急輸送道路等の耐震化橋梁数(都管理) 全411橋のうち329橋 (H25)
- ・高速道路の橋脚補強完了率 100% (H26)
- ・踏切除却数(平成36年度までに累計446か所) 387か所 (H26)
- ・区部環状道路、多摩南北道路の整備率 区部環状道路92%、多摩南北道路75% (H26)
- ・新設・架け替え橋梁数(事業中) 5橋 (H26) (平成位29年度までの橋梁整備推進10橋に対する事業化橋梁数)
- ・多摩山間・島しょ地域の道路整備延長 0.4km (H26)
(H29年度までの整備目標延長(約6km)に対する完成又は交通開放した延長)
- ・特定緊急輸送道路沿道建築物の対象建築物約5,000棟のうち耐震診断に着手87% (H26.10)
- ・無電柱化延長 都道における第一次緊急輸送道路 地中化率 28% (H26)
うち環状7号線地中化率 26% (H26)
- ・マンホール浮上抑制対策を実施した道路延長
緊急輸送道路 500km (H25)
避難所、ターミナル駅、災害復旧拠点などと緊急輸送道路を結ぶ道路 399km (H25)

6-5)異常渇水等により用水の供給の途絶

- 首都東京の安定給水を継続するためには、水道需要への対応はもとより、将来の気候変動による影響も踏まえ、厳しい渇水の際にも給水を確保できるよう、安定した水源の確保に取り組む必要がある。
(都／まちづくり)
- 渇水に強い都市にするためには、都民に必要な水を確保しつつ、漏水防止対策、水の循環利用、雨水利用の推進など、水の合理的使用を促進する節水型都市づくりに取り組む必要がある。
(都／まちづくり)
- 産業に、生活にと大量の水を必要とする首都圏においては、2～3年に1回渇水が発生している現状であり、利根川・荒川水系に配置される多目的ダム等の貯水池群をより有効に運用する必要がある。
(国／まちづくり)

(重要業績指標)

- ・10年に1回程度発生する規模の渇水に対応する水源確保率 93% (H25)
- ・ハツ場ダム本体建設工事起工 (H27.2)

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1)市街地での大規模火災の発生

- 消防機関は、震災時における大規模火災への対応力強化のための体制、消防水利の整備を推進する必要がある。また、都外からの応援部隊も含め、救出救助機関が円滑に活動を展開するための活動拠点について、都、国、区市町村等が連携して、受け入れ態勢を充実強化する必要がある。
(都、国/行政機能)
- 震災時の火災予防・被害軽減のため、木造住宅密集地域（整備地域）において、市街地の不燃化や、延焼遮断等に有効な主要な都市計画道路の整備を行うなど、様々な施策を講じ、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する必要がある。また、円滑な消防活動のため、防火水槽及び深井戸の整備や河川水を消火用水として活用できるように水際へのアクセス性を改善するなど、消防水利の整備を促進することも必要である。
(都、国/行政機能、まちづくり)
- 都が認定する「東京防災隣組」の活用等により、地域住民による自助・共助の取組を促進し、地域の防災力を向上する必要がある。
(都/行政機能)
- 消防団の人員確保や消防団装備・訓練の充実強化が必要であり、自主防災組織内での強固な連携、初期消火能力の向上が肝要である。
(都/行政機能)
- 大規模火災の延焼拡大阻止を迅速に展開するため、緊急通行車両が円滑に通行でき、かつ一般車両の進入を禁止抑制するような体制が必要である。
(都/行政機能)

(重要業績指標)

- ・救出救助活動拠点候補地に対する告示済施設の割合 56% (H26)
- ・住生活基本計画（全国計画）における地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 0ha (H23)
- ・特定整備路線整備区間数・延長(平成 32 年度までに 28 区間、約 25km を整備)100%事業着手 (H26)
- ・防災訓練参加人員（平成 36 年度までに累計 2,000 万人を目標） 142 万人 (H25)
- ・東京防災隣組の認定団体数 182 団体 (H26)

7-2)海上・臨海部の広域複合災害の発生

- 港湾のエリアでは、入港船舶の大型化、貨物取扱量・客船利用者数の増加、新規ふ頭の整備、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等といった劇的な変化を迎えており、災害発生時の被害の甚大化を軽減するため、港湾消防体制を強化する必要がある。
(都/行政機能)
- 津波、高潮等から背後地を防護し、海上・臨海部の広域複合災害の発生を防止・軽減するため、海岸堤防等の整備、耐震対策（地震・津波対策）や高潮対策を推進する必要がある。
(国/まちづくり)

(重要業績指標)

- ・東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）(国管理) 100% (H24)

7-3)沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- 大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、迅速な取組を推進する必要がある。
(都/まちづくり)
- 震災時における交通の安全と円滑化を図るための対策を検討する必要がある。また、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策基本法に規定する指定機関等が保有する車両で、かつ、災害応急対策や緊急輸送に使用する計画のある車両については、緊急通行車両等の事前届出を行っておくことが望ましい。
(都/行政機能)
- 沿線・沿道の建物崩壊などによって、都内の信号機の作動に支障が生じるおそれがある。そのため、特に交通量の多い幹線道路から優先順位を付けた上で、信号機用非常用電源設備を整備していくことが求められる。さらに、信号機の信号柱内に信号制御機を密閉する制御機内蔵型信号柱の検討・整備を進めていく必要がある。
(都/行政機能)

(重要業績指標)

- ・特定緊急輸送道路沿道建築物の対象建築物約 5,000 棟のうち耐震診断に着手 87% (H26.10)
- ・停電による信号機の機能停止を防止する信号機用非常用電源設備の整備数 1,633 基 (H26)

7-4)ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 河川施設・砂防施設等が老朽化により機能不全に陥った場合、本来の防災・減災機能を確保できないだけでなく、施設周辺に影響を与えるリスクが高いため、施設が本来の機能を発揮できるように適切に維持管理する必要がある。
(都、国/まちづくり)
 - 特に重要構造物である分水路・地下調節池などの大規模施設において予防保全型管理を推進するとともに、護岸や堤防などの維持管理水準を向上させ、河川施設全体の安全性を高める必要がある。
(都/まちづくり)
- (重要業績指標)

7-5)有害物質の大規模拡散・流出

- 放射線を使用する医療機関において、引き続き立入検査を実施するとともに、大規模災害時においても、迅速かつ確実に対応できるよう、マニュアルや研修により管理体制を強化していく必要がある。
(都/健康・医療・福祉)
- 放射線使用施設については、施設の入室管理や機器の安全管理を引き続き適正に行うとともに、長期的には施設や機器の老朽化を踏まえ、ソフト・ハード両面から長期的な安全確保を図っていく必要がある。
(都/経済・産業)
- 毒物・劇物による危害の未然防止のため、毒物・劇物保管管理施設への立入検査や講習会等により、保守点検の励行や、事故発生時の対応措置、防災訓練の実施等を指導する必要がある。
(都/健康・医療・福祉)

(重要業績指標)

7-6)農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 森林の整備に当たっては、山地災害のおそれがある箇所に対し、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進していく必要がある。
(都/経済・産業)
- 東京都内の国有林についても、災害に強い国土基盤の形成等の観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林事業を実施していく必要がある。
(国/経済・産業)
- 治山事業により、土砂災害の防止や水源のかん養、生物多様性の保全などの様々な公益的機能を有する森林を保全・再生するとともに、持続的な森林循環（伐採・利用・植栽・保育）により健全な森林を育成していく必要がある。
(都、国/経済・産業)

(重要業績指標)

7-7)風評被害等による経済等への甚大な影響

- 空港や宿泊施設等において、建物の安全・安心情報の発信を強化することにより、都民や外国人が安心して建物を利用できる環境を整備していく必要がある。
(都/行政機能、情報通信)
- 公共空間、都立施設等にWi-Fiアンテナやデジタルサイネージを整備するとともに、災害時に多言語による災害情報を提供できるように体制を充実強化していく必要がある。
(都/情報通信、経済産業)
- 外国人旅行者に対し、東京の安全性を含めた多様な魅力を積極的にPRしていく必要がある。
(都/情報通信、経済・産業)

(重要業績指標)

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物を仮置きするためのスペースの確保や候補地（必要面積）の選定などが困難であり、また、区市町村におけるがれき処理マニュアルの策定は12区市町村（H26）にとどまっているため、全区市町村ががれき処理マニュアルを早期に策定するよう、震災がれき処理に関する知見等を定期的に情報発信していく必要がある。
（都／環境）
- 首都直下地震等による東京の被害想定によると、最大約4,289万トンのがれきが発生すると想定されており、その大量に発生する震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、区市町村の処理体制構築を支援するとともに、民間団体や近隣自治体との協力体制を構築していく必要がある。
（都／環境）

（重要業績指標）

・がれき処理マニュアルの策定状況 12 区市町村（H26）

8-2)道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 首都直下地震や東海・東南海・南海の三連動地震等の発生 of 切迫性が指摘されていることも踏まえると、より迅速かつ的確な被災地の救援・復旧活動等のため、TEC-FORCEの活動計画策定等による危機管理体制の強化、派遣に伴う関係機関との連携体制を構築していく必要がある。
（国／行政機能）
- 発災後の道路啓開作業等を円滑に行うため、円滑な重機類の調達に向けた対策が必要である。
（都、国／行政機能）
- 災害時に災害ボランティアコーディネーターが直ちに活動できるよう、スキルを維持する対策を進める必要がある。
（都／行政機能）

（重要業績指標）

・災害ボランティアコーディネーター養成講座の受講割合 27.6%（H26）

8-3)地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 震災復興マニュアルの策定については、現在、23区市に留まっており、地域レベルの事前復興の充実に向けた重点的な取組を強化するなど、震災後の迅速な都市復興に向けた、事前の体制整備や事前対策の取組について、区市町村等と連携して推進していく必要がある。
（都／行政機能、まちづくり）
- 「市街地の事前復興の手引」を通じて、地域レベルの復興まちづくり計画の事前検討や復興訓練の実施等、区市町村における事前対策を促進し、迅速な都市復興への取組を強化する。
（都／まちづくり）
- 都立施設の被災による機能の大幅な低下を回避するため、防災上重要な都立施設の耐震化を計画的に進めていく必要がある。
（都／行政機能）
- 警察災害派遣隊の受入れに向けて、活動拠点の確保や的確な運営に向けた検討を進める必要がある。
（都／行政機能）
- 警察の本部庁舎の機能が停止した場合にも、指揮機能を維持するための施設整備等を進めていく必要がある。
（都／行政機能）
- 大規模災害発生時の、迅速かつ適切に生活再建支援業務を実施するため、被災者情報を一元的に管理するシステムを構築する必要があり、そのためには、全区市町村において、罹災証明書発行システムを導入する必要がある。
（都／行政機能）

（重要業績指標）

・震災復興マニュアルを策定している区市町村数 23 団体（H26）

8-4)新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 大規模地震発生時における被害を軽減するとともに、円滑かつ迅速な応急活動を確保するため、これまでも緊急輸送道路上の橋梁の耐震対策を実施してきたが、未実施箇所について引き続き耐震対策を推進する必要がある。

(国/まちづくり)

○ 新幹線等の迅速かつ適切な災害復旧による輸送の確保を図るため、応急復旧に要する資器材の確保等についてあらかじめ定めておく必要がある。

(鉄道事業者/まちづくり)

(重要業績指標)

- ・ 橋梁の耐震補強完了率 (国管理) 79% (H24)
- ・ 緊急輸送道路等の耐震化橋梁数 (都管理) 全 411 橋のうち 329 橋 (H25)

8-5)広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 津波・高潮等から背後地を防護し、広域にわたる浸水被害及び多数の死者の発生を防止・軽減するため、また、海岸保全施設の操作従事者の安全確保を最優先するため、陸こうの削減、遠隔制御システムの導入を図り、防災機能強化と効果的な管理運用を推進する必要がある。

(都/まちづくり)

○ 東部低地帯における河川施設については、想定される最大級の地震が発生した場合においても、各河川施設の機能を保持し、津波等による浸水を防止するため、堤防や全水門等の耐震・耐水対策を推進する必要がある。

(都、国/まちづくり)

○ 沿岸部においては、地震・津波、高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、万一水門・排水機場等が浸水した場合にも、その機能を保持することができるよう、平成24年12月に策定した東京港海岸保全施設整備計画に基づき耐震・耐水対策を推進する必要がある。

(都/まちづくり)

○ 下水道管内への津波や高潮などの逆流を防ぐ高潮防潮扉の遠方制御の自動化など、低地帯や沿岸部における地震・津波、高潮対策を推進する必要がある。

(都、国/まちづくり)

(重要業績指標)

- ・ 陸こうの削減数及び遠隔制御システムの導入数 11 箇所 (H25)
- ・ 東部低地帯の河川施設整備計画における耐震・耐水対策の整備率 3% (堤防) 5% (水門等) (H25)
- ・ 東京港海岸保全施設整備計画における耐震・耐水対策の整備率 10% (防潮堤)、0% (水門) (H25)
- ・ 下水道管の高潮防潮扉について、津波発生時の閉鎖の迅速化及び自動化が完了した施設数 14 (H25)

(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1) 行政機能(警察・消防等)

【行政機能】

- 国の中央官庁や企業の本社、金融機関の本店等が集積する東京では、それらの機能を支える観点からも、都、区市町村及び国の地方機関などが災害時にも必要な機能を維持することが重要である。そのため、業務継続計画の策定及び継続的な見直しを促進するなど、社会全体の災害対応力を強化する必要がある。また、防災上重要な公共建築物の耐震性を確保するため、一層の対策推進が必要である。
(都、国)
- 多数の町会や自主防災組織が参加する、地震・風水害等を想定した区市町村主催の実動訓練の頻度を増やし、都民の防災意識の高揚を図る必要がある。また、必要な情報を十分に提供するため、地震・津波等の観測・監視の強化や予報精度の向上等を図り、防災情報の改善や適時・的確な提供を進める必要がある。
(都、国)
- 帰宅困難者対策として、一時滞在施設の拡充、備蓄の増強、安全確保後の帰宅支援対策を進める必要がある。また、要配慮者のための特別搬送について、国、首都圏自治体、交通事業者等と連携した体制づくりを行っていく必要がある。
(都)
- 火山対策として、関係機関等での検討を通じて、避難計画等を策定するとともに、観測体制の強化等により、噴火兆候の早期把握を行った上で、関係者間の連絡・連携体制を強化する必要がある。また、富士山噴火による降灰被害についても、国の検討状況を踏まえ、被害を軽減する対策を検討する必要がある。
(都、国)
- 被災者の迅速かつ適切な生活再建のため、全区市町村において、罹災証明書発行システムを導入し、被災者情報を一元的に管理するシステムを構築する必要がある。
(都)
- 区市町村の震災復興マニュアルの策定など、震災後の迅速な都市復興に向けた、事前の体制整備や事前対策の取組について、区市町村等と連携して推進していく必要がある。
(都)

【警察・消防等】

- 複雑多様化する災害に対応するため、地域内の災害活動拠点となる自衛隊、警察、消防施設の耐災害性を強化するとともに、発災時の治安の悪化を防ぐため、警視庁総合指揮所の改修や代替施設の整備を図っていく必要がある。また、道路啓開作業等を円滑に行うための対策が必要であり、道路が使用できなくなった場合の代替手段についても、充実させていく必要がある。
(都、国)
- 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等救出救助機関や関係者が連携して、災害対応力強化のため、体制強化、消防水利等の施設整備、資器材の充実強化を推進する必要がある。さらに、多種多様な災害に対応できる人材育成の推進も必要である。
(都、国)
- 救出救助機関の拠点施設において、停電時の非常用電源の確保はもとより、情報通信手段の多様化、システムの高度化、防災気象情報の確実な共有・伝達も重要事項である。また、航空隊ヘリ等を活用した情報収集システムの機能を拡充する必要がある。
(都、国)
- 災害対応力を向上させるため、都外からの応援部隊も含め、救出救助機関が円滑に活動を展開するための活動拠点について、都、国、区市町村等が連携して、受け入れ態勢を充実強化する必要がある。また、実災害を想定した各種訓練を反復実施するとともに、対処計画等を実行性のある充実したものとする必要がある。
(都)
- 地域防災力の向上を図るため、消防団の人員確保や消防団装備・訓練の充実強化が必要である。また、加えて、災害時支援ボランティア、地域版パートナーシップ、自主防災組織等の充実強化に目を向け、地域全体の協力体制、要配慮者支援体制の構築を促進していく必要がある。
(都)
- 震災時には災害応急対策を迅速に展開するため、必要な燃料を確保することや緊急通行車両が円滑に通行でき、かつ一般車両の進入を禁止抑制するような体制が必要である。また、停電や冠水などによる、都内信号機の作動支障に備え、幹線道路から優先順位を付け、信号機用非常用電源設備を整備していくことや、制御機内蔵型信号柱の検討・整備を進めていく必要がある。
(都)

2)健康・医療・福祉

- 建築物について、経済的負担を考慮しながらも着実に耐震化を推進していく必要がある。特に、行政施設、医療施設、社会福祉施設等については、防災上重要な建物でもあることから、速やかに耐震化していく必要がある。
(都、国)
- 高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者について、区市町村による避難行動要支援者名簿の作成・共有化、避難支援プラン(全体計画)・災害時個別支援計画の作成や、研修等の支援及び住民参加による防災訓練など、平時から対策を推進していく必要がある。
(都)
- 医療機関は災害時にも継続的に業務を行えるよう、災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置の推進、BCPの作成、防災訓練の実施などを行っていく必要がある。また、災害時の通信網の機能麻痺に備え、医療関係機関に多様な通信・情報提供手段を確保して医療救護活動に関する情報連絡網を維持する必要がある。
(都)
- 発災時の道路等のインフラ確保はもとより、道路等が被災しても負傷者や医療従事者を円滑に輸送できるよう、医療施設におけるヘリコプターの緊急離着陸場や防災船着場(防災船着場からの移動経路として、テラスの連続化やスロープ等の整備を含む。)、水上輸送基地の確保・整備を図り、医療機関との一体的な運用や展開場所の確保などを検討していく必要がある。さらには緊急車両、航空機、船舶等の輸送手段を有する関係機関と連携し、広域医療搬送に必要な輸送拠点(SCU)を確保していく必要がある。
(都)
- 大規模災害時に対応できる人材を確保するため、訓練や研修等を通じて医療従事者、東京DMAT隊員などの育成を図るとともに、地域の医療救護活動を支えるリーダーの養成も行っていく必要がある。また、日本赤十字社や医師会・薬剤師会・歯科医師会など、様々な主体による医療救護活動が実施できる体制を整えておく必要がある。さらに東京都災害医療コーディネーターの指示のもと、区市町村災害医療コーディネーターを統括する体制を構築していく必要がある。
(都、医療関連機関・団体)
- 平時から感染症の発生や蔓延^{まん}を防止するための予防接種や、必要に応じた消毒・害虫駆除を実施しておく必要がある。特に、避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理、下水の排除・処理体制の構築などを行っていく必要がある。
(都)
- 大規模災害により、被災区市町村が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該区市町村の遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあるため、近隣県の火葬場を活用して広域火葬を実施する体制を構築しておく必要がある。
(都)
- 放射線を使用する医療機関や毒物・劇物保管管理施設において、立入検査や講習会等により危害の未然防止を励行するほか、大規模災害時においても、迅速かつ確実に対応できるよう、マニュアル整備や訓練等により管理体制を強化していく必要がある。
(都)

3)情報通信

- 国は、電気通信設備の損壊又は故障等にかかる技術基準について、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ適宜見直しを実施しており、各事業者は見直しを踏まえて当該基準への適合性の自己確認を実施する必要がある。
(国、通信事業者)
- 情報通信の停止による応急対策への支障、被災者の混乱等を最小限に抑えるため、通信事業者は、電気通信設備を設置するビルの耐震化や自家用発電機等の配備を行う必要がある。また、携帯電話の通信確保のため、基地局の無停電対策や、移動・可搬型基地局の整備などを実施する必要がある。その際、被災者の通信の復旧に差が出ることがないように、各社が足並みをそろえて対策を推進していく必要がある。
(国、通信事業者)
- 都立施設をはじめ防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や停電時の非常用電源の確保などを推進する必要がある。
(都、国)
- 都内に展開する約1,500の郵便局について、災害に対する安全性の確保に努めるものとし、災害時には、防災関係機関と相互に密接な連絡及び協力を行う必要がある。また、可能な限り被災地における郵便の業務を維持するため、事業継続計画の実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う必要がある。
(郵便事業者)
- 災害時における地域の広報手段として、防災行政無線の整備が進んでいるが、災害時に住民が適切に情報を得るには、テレビ・ラジオ等も有効である。そこで、すでに一部の放送事業者では実施されているが、放送設備のある施設のバックアップ機能強化、自家発電用燃料の確保等を行っていく必要がある。また、都心部においてラジオ放送が確実に聴けるよう、難聴・防災対策としてのラジオ中継局の整備を進める必要がある。
(国、放送事業者)
- 災害時に都から各メディアに対し、被災情報・避難情報等重要な情報を迅速かつ正確に提供する体制の構築が必要である。また、外国人旅行者などに対し、東京の安全性を含めた多様な魅力を積極的にPRしていく必要がある。
(都、国、放送事業者)
- 空港や宿泊施設等において、建物の安全・安心情報の発信を強化することにより、都民や外国人が安心して建物を利用できる環境を整備していく必要がある。また、公共空間、都立施設等にWi-Fiアンテナやデジタルサイネージを整備するとともに、災害時に多言語による災害情報を提供できるように体制を充実強化していく必要がある。
(都)

4) 経済・産業

【金融】

- 東京がニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際的な金融センターとしての地位へと復活するため、金融機関や関係行政機関などと連携をとり、大規模地震の発生や地震災害に関する警戒宣言発令を想定した訓練を実施し、金融・決済システムの冗長性や市場全体で実効性のある業務継続体制を整備するなど、東京の金融機関が危機管理を徹底するとともに、安全・安心な商取引環境を確立し、発信する必要がある。

(国、金融機関)

- 東京では銀行92行(全国194行)、生命保険会社39社(全国42社)、損害保険会社50社(全国52社)が本店等を構えている。中央銀行や主要な金融機関等においては、店舗の耐震化やBCPの策定など、分野全体としての事業継続の確保対策が比較的進んでおり、今後とも、強靱な事業継続体制を構築する取組を継続する必要がある。

(国、金融機関)

【産業構造】

- 東京には、多くの企業の本社をはじめ、中小企業やベンチャー企業など様々な企業が集積しており、リスクが発生した場合でも、それら企業が速やかに事業を継続することが、東京のみならず日本を停滞させないこととなる。そのためには、BCPの策定が重要であり、特にサプライチェーンの重要な担い手である中小企業の策定が重要であるものの、都内中小企業(製造業)のBCP策定率は1.6%(策定中を含めて2.7%)(H24)にとどまっている。そのため、普及啓発セミナーの開催、BCP策定支援講座の開催等により、都内中小企業のBCP策定を促進し、危機管理対応能力の向上など、企業の事業継続力を強化する必要がある。

(都)

- 各企業のBCPの実効性を担保するには、ライフラインの確保が重要である。自然災害に対する電気設備の耐性を確保するため、耐性評価等に基づき必要に応じて発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。また、耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えは約8割(H24)であり、学校・病院等の関係機関と連携しつつ、老朽化対策と併せて着実に推進する必要がある。

(電気事業者、ガス事業者)

【観光】

- 災害時に都から各メディアに対し、被災情報・避難情報等重要な情報を迅速かつ正確に提供する体制の構築が必要である。また、外国人旅行者などに対し、東京の安全性を含めた多様な魅力を積極的にPRしていく必要がある。

(都、国、放送事業者)

- 空港や宿泊施設等において、建物の安全・安心情報の発信を強化することにより、都民や外国人が安心して建物を利用できる環境を整備していく必要がある。また、公共空間、都立施設等にWi-Fiアンテナやデジタルサイネージを整備するとともに、災害時に多言語による災害情報を提供できるように体制を充実強化していく必要がある。

(都)

【農林水産】

- 山地災害危険地区において、特に、避難所や要配慮者利用施設など優先的に保全すべき施設が隣接する危険地区について、積極的に治山事業を推進する必要がある。また、自然災害により被災し、自然回復が困難で二次災害のおそれがある森林については、治山事業により早期に復旧を図る必要がある。

(都)

- 東京都内の国有林についても、災害に強い国土基盤の形成等の観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林事業を実施していく必要がある。

(国)

- 島しょ地域の漁業関連施設において、漁協等共同利用施設の老朽化が進行している。災害発生時の港や道路の機能を確保し、二次災害防止、また生産活動の維持や早期回復に向けた耐震化等を支援する必要がある。

(都)

【物流】

- 災害時における迅速かつ円滑な物資調達を図るため、災害時の食料等の調達に係る協定事業者との訓練の実施等により、協定事業者との連携を更に強化していく必要がある。また、その物資を輸送する体制の整備に向けて、大規模な物資を受け入れることが可能な広域輸送基地の追加指定、関係機関の役割分担の明確化及び輸送訓練等を通じた関係機関との連携を図る必要がある。

(都)

- 災害時においても円滑な輸送を確保するため、迂回機能による防災効果が期待できる三環状道路の整備を一層推進し、首都圏の港湾や空港など陸・海・空の拠点を結ぶ広域的な高速道路ネットワークを完成させる必要がある。

(都、国、高速道路事業者)

- 災害時においては、他県等からの支援が重要となることから、都県境を越えた道路ネットワークを形成し、広域的な防災性を向上させるため、近隣縣市との協議を進めながら都県境の道路を整備していく必要がある。
(都、国)
- 大規模地震発生時に、東京港が広域輸送基地としての役割を着実に果たしていくため、港湾関係者間で共有しておくべき目標、行動及び協力体制について「東京港における首都直下地震発生時の震後行動」を取り決めた。その基本対応パターンに基づく訓練を通じ、重要業務の実施手順の確認、課題の抽出、対応策の立案など、不断の見直しに取り組み、行動計画の完成度を高めていく必要がある。
(都)
- 災害時における事業継続のため、自家給油施設の保有率を高めるなど燃料の備蓄量の確保を促進する必要がある。また、工場・事業所等における自家発電設備の導入や給油機能が停止した際の復旧操作に関するマニュアルの整備、操作の訓練を行うとともに、他社との相互協力による給油体制を整備する必要がある。
(輸送事業者)
- 道路閉塞による救助・救援、緊急物資輸送への支障を防止するため、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。
(都、国)
- 災害時における応急復旧業務等を円滑に実施するため、移転を控える築地市場を除く都内10市場への非常用発電機の整備を進め、業務の実施に必要な電源を確保していく必要がある。また、災害時における市場事業の継続性を確保するため、中央卸売市場開設者BCPの適宜見直し及び市場関係業者のBCP策定を推進していく必要がある。
(都)

5)教育・文化

- 都立学校施設及び区市町村立学校施設の耐震化はおおむね完了し、私立学校施設の耐震化についても着実に進んでいる。今後、屋内運動場等のつり天井、照明器具等の非構造部材の落下防止対策を促進し、災害時における被害軽減及び避難所等の安全性の確保を図る必要がある。
(都)
- 学校危機管理計画及び学校危機管理マニュアルの見直しによる内容の充実強化、学校等における防災教育の推進、様々な場面や状況を想定した避難訓練や、宿泊防災訓練等の実践的・体験的な訓練の実施、区市町村及び関係防災機関と連携した防災訓練等の実施を通して、防災対策の普及啓発を推進する必要がある。
(都)
- 災害時に帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設や徒歩帰宅者の支援を行う帰宅支援ステーションとしての役割を担う学校等において、災害時にこれらの機能が適切に発揮されるよう関係機関等との連絡体制の確保を図っていく必要がある。
(都)

6)環境

- エネルギー供給の多様化を図るため、災害時のみならず、通常時においても活用できる高効率なコージェネレーションシステムや自家発電機による電力確保など、自立分散型エネルギーの利用拡大に取り組む必要がある。特にオフィス街区では、災害時の地域の自立性向上につなげるため、大規模なコージェネレーションシステムで生み出した熱や電気を建物間や街区で融通するなどの取組を進める必要がある。
(都)
- 災害時における電力の安定供給を図るため、地震による津波や台風等による河川洪水、高潮等に対する電気設備の保全・早期復旧方針を検討するとともに、耐性評価等に基づき必要に応じて発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。
(電気事業者)
- 東京都では、震災に備えて、災害拠点病院、緊急通行車両を対象とした、初動期3日間分の応急対策用の燃料確保が課題となっており、対策を講じていく必要がある。
(都)
- 国は、石油燃料を供給する拠点となる災害対応型中核SS（サービスステーション）に対し、自家発電設備の設置、地下タンクの入替え・大型化等のための費用を支援し、災害対応能力を強化することで、地域の石油製品の安定供給体制の強化を図る必要がある。また、激甚災害時にも製油所から迅速にガソリン等の石油製品の供給を再開すべく、製油所に非常用発電機、非常用通信機器、ドラム缶充填出荷設備の導入を支援する必要がある。
(国)
- 災害廃棄物を仮置きするためのスペースの確保や候補地（必要面積）の選定などが困難であり、区市町村におけるがれき処理マニュアルの策定率は12区市町村（H26）にとどまっているため、全区市町村ががれき処理マニュアルを早期に策定するよう、震災がれき処理に関する知見等を定期的に情報発信していく必要がある。
(都)

7)まちづくり

【都市整備】

- 「市街地の事前復興の手引」を通じて、地域レベルの復興まちづくり計画の事前検討や復興訓練の実施等、区市町村における事前対策を促進し、迅速な都市復興への取組を強化する。
(都)
- 大規模地震時に被害を受けやすい建築物に対する防災対策を推進し、迅速かつ着実に耐震化していく必要がある。また、早期に耐震化が完了するよう都独自の耐震マーク表示制度を更に広報展開するなどして都民の耐震化への意識や気運を一層高めていく必要がある。
(都)
- 震災時の火災予防・被害軽減のため、木造住宅密集地域（整備地域）において、市街地の不燃化や、延焼遮断等に有効な主要な都市計画道路の整備を行うなど、様々な施策を講じ、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する必要がある。また、円滑な消防活動のため、防火水槽及び深井戸の整備や河川水を消火用水として活用できるように水際へのアクセス性を改善するなど、消防水利の整備を促進することも必要である。
(都、国)
- 震災時の鉄道被害を最小限に抑えるため、主要な鉄道駅や高架橋・トンネル等の鉄道施設の耐震化を進める必要がある。また、大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、迅速な取組を推進する必要がある。
(都、国)
- 地下街は地下鉄、隣接ビル、地下通路など多数の施設と連結しており、浸水リスクのある出入口の把握や、浸水後の避難経路の検討など、管理者独自の浸水計画では不十分な点が多く、管理者が連携した取組が不可欠なことから、施設間の連携を強化した既存計画の拡充や高潮による浸水など想定外のハザードを視野に入れた浸水対策計画の充実を図る必要がある。
(都)
- 大規模救出救助活動拠点として機能するような都立の公園については、出入口や園路の整備等防災機能の強化を図り、来園者向けに、案内板や避難サインの設置等により、発災時だけでなく平常時より防災意識を高めていく必要がある。
(都)

【河川／港湾／下水】

- 低地帯や沿岸部においては、これまでも防潮堤・堤防・水門等の河川施設や海岸保全施設の整備及び耐震対策を行ってきたが、東日本大震災を踏まえ、想定される最大級の地震に対応した更なる取組が求められている。
東部低地帯における河川施設については、想定される最大級の地震が発生した場合においても、各河川施設の機能を保持し、津波等による浸水を防止するため、堤防や全水門等の耐震・耐水対策を推進する必要がある。
東京港沿岸部における海岸保全施設については、最大級の地震に伴い発生する津波や高潮による浸水を防ぐため、平成24年12に策定した東京港海岸保全施設整備計画に基づき、防潮堤及び内部護岸の耐震対策のほか、水門及び排水機場の耐震・耐水対策等を推進する必要がある。
(都、国)
- 伊勢湾台風級の高潮に備え、防潮堤や護岸等の高潮防御施設の整備を推進する必要がある。また、隅田川等の主要河川については、大地震に対する安全性等の向上を図るため、スーパー堤防等の整備を推進する必要がある。
(都、国)
- 災害時の活動拠点及び防災船着場、緊急河川敷道路を整備するとともに、スロープや照明の設置、テラスの連続化などの周辺の基盤整備を図ることにより、災害時の輸送体制を強化する必要がある。
(都、国)
- 荒川と隅田川に囲まれた地盤の低い江東三角地帯を大地震による護岸損壊に伴う水害から守るため、江東内部河川のうち、地盤が特に低い東側地域では、水門等で河川を閉め切り平常水位を低下させる水位低下方式による整備を推進し河川環境にも配慮した河道整備を行い、地盤が比較的高い西側地域の河川では、既存護岸の耐震補強を行う必要がある。
(都、国)
- 時間50ミリ降雨に対応した治水安全度を向上させるとともに、「東京都豪雨対策基本方針（改定）」において、区部は時間75ミリ、多摩部は時間65ミリに目標を設定したことを受け、地域の特性に合わせた取組を明らかにした「流域別豪雨対策計画」を定め、河川や下水道の整備、流域対策やまちづくり対策などを推進する必要がある。
(都)
- 時間50ミリを超えるような局地的集中豪雨により、一部の地域で浸水被害が発生している。また、近年、都市機能の高度化に伴い、地下街などの地下空間が増加し、水害に対する脆弱性が高まっている。降雨特性や、浸水被害の発生状況等を踏まえて下水道の整備水準のレベルアップに基づく下水道幹線等の施設整備を行うなど新たな対策を進め、水害対策の強化を図る必要がある。
(都、国)
- 河川では、護岸等を整備するとともに、調節池等の施設を完成させ、都内全域の調節池貯留量を拡大するなどして、浸水被害を軽減する必要がある。
(都、国)

- 下水道から河川への放流量の段階的増量や広域調節池と下水道幹線の接続等、河川と下水道の連携策を推進する必要がある。
(都)
- 河川水位、雨量情報の提供、洪水予報等の防災情報の発信、浸水予想区域図の作成、公表等の避難役立つ情報の充実をより一層図る必要がある。
(都、国)
- 土石流やがけ崩れの危険性が高い箇所や過去に災害が発生した箇所において、砂防えん堤や法枠工などの砂防施設の整備を推進する必要がある。この内、土砂災害特別警戒区域内の避難所や病院等のうち移転等が困難な施設においては、施設の状況に応じて土砂災害対策施設の整備を優先的に推進する必要がある。
(都、国)
- 土砂災害に対して、区市町村と連携し、危険な箇所を住民に周知するとともに、警戒避難体制の確立に向け、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表や土砂災害警戒区域等の指定を推進していく必要がある。
(都、国)
- 河川施設・砂防施設等が老朽化により機能不全に陥った場合、本来の防災・減災機能を確保できないだけでなく、施設周辺に影響を与えるリスクが高いため、施設が本来の機能を発揮できるように適切に維持管理する必要がある。
(都、国)
- 特に重要構造物である分水路・地下調節池などの大規模施設において予防保全型管理を推進するとともに、護岸や堤防などの維持管理水準を向上させ、河川施設全体の安全性を高める必要がある。
(都)
- 円滑な消防活動のため、河川水を消火用水として活用できるように、水際へのアクセス性を改善するなど、消防水利の整備を促進することも必要である。
(都、国)
- 島しょ地域において津波到達までに高台等への避難が困難な港については、津波避難タワー等の整備を推進する必要がある。また、発災時の応急・復旧活動に必要な人員や緊急物資等の輸送機能を確保するため、港湾・漁港施設等の耐地震・耐津波性能を向上させる必要がある。
(都)
- 火山被害が想定される島しょ地域においては、「火山砂防事業」として、土石流を対象とした堆積工などのハード対策や、監視観測機器の整備等のソフト対策を行っていく必要がある。
(都)

【水道／下水道】

- 災害時において水道施設の機能を維持し、安定した給水の確保を図るため、水源から給水に至る水道システム全体の耐震化とバックアップ機能の強化を進めるほか、浄水場や給水所等への自家発電設備の整備による電力の自立化や、浸水被害が生じるおそれのある水道施設については出入口等に止水堰の設置、施設のかさ上げ等の浸水対策を実施し、施設の災害対応力を強化する必要がある。
(都)
- 災害時における水道管路の断水被害を最小限にとどめ、可能な限り給水を確保するには、管路の耐震化を行うことが重要である。管路全体の耐震継手化率は35%（H25年度末）となっており、また、首都中枢機関、救急医療機関等への管路の耐震継手率は70%（H25年度末）、避難所・主要な駅の給水管の耐震化率は31%（H25年度末）私道内給水管耐震化率は35%（H25年度末）となっている。管路の耐震化には、多くの期間と費用を要することから、引き続き、優先度を考慮して、耐震継手率の向上を図るとともに、すべての水道施設の耐震化を進めていく必要がある。
(都)
- 災害時におけるトイレ機能を確保するため、避難所等に加えてターミナル駅や災害復旧拠点などの排水を受け入れる下水道管の耐震化を進めていく必要がある。
(都)
- 災害時においても液状化の危険性の高い地域にある道路の交通機能を維持するためには、避難所やターミナル駅などと緊急輸送道路を結ぶ道路を対象に液状化によるマンホール浮上を抑制する対策を実施する必要がある。
(都)

【交通】

- 大規模地震発生時における被害を軽減するとともに、物流ネットワークの維持もしくは早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進、水上輸送基地の整備・拡充、東京港の耐震強化岸壁の整備、空港施設の耐震化など、道路・港湾・空港等の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、引き続き関係機関との連携体制の充実を図っていく必要がある。
(都、国)
- 災害時において、迂回機能による防災効果が期待できる三環状道路の整備を一層推進し、首都圏の港湾や空港など陸・海・空の拠点を結ぶ広域的な高速道路ネットワークを完成させる必要がある。
(都、国、高速道路事業者)
- 災害時においては、他県等からの支援が重要となることから、都県境を越えた道路ネットワークを形成し、広

域的な防災性を向上させるため、近隣県市との協議を進めながら都県境の道路を整備していく必要がある。

(都、国)

- 多摩地域では、ミッシングリンクとなっている区間があり、また、必ずしも幅員が十分でない緊急輸送道路があるなど、災害時に救助・救援活動が遅れる等の懸念があることから、多摩南北・東西道路等の道路ネットワークの形成を進める必要がある。

(都)

- 多摩山間、島しょ地域において、地域住民の生活を支え、災害時には重要な避難路となる道路について、寸断されると迅速な避難や救助、救援活動などが行えなくなる恐れがあることから、現道拡幅や線形改良、代替路などの道路整備を着実に推進し、防災性の向上を図る必要がある。

(都)

- 首都直下地震などの震災時において、高齢者、障害者等が避難場所へ安全に移動できるよう、避難道路等における都道のバリアフリー化を完了させる必要がある。

(都)

- 災害時におけるライフラインの確保や道路閉塞の防止など防災性の向上に加えて、安全で快適な通行空間を確保するため、無電柱化を推進する必要がある。都道においては緊急輸送道路の中でも、災害時の避難、救急活動及び物資輸送を担い、防災拠点等を結ぶ第一次緊急輸送道路の無電柱化に取り組む必要がある。特に震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状七号線については、重点的に無電柱化を推進していく必要がある。

(都、国)

- 災害時において、鉄道利用者の安全確保及び輸送機能の維持などの安全性向上を図るため、これまでも高架橋及び橋上駅舎の耐震補強を進めてきたが、未実施箇所について引き続き耐震補強を進める必要がある。また、鉄道等の交通機関の停止に伴い多数の帰宅困難者が発生した場合は、駅での一時的退避に係る案内や安全な場所への避難誘導等、利用者の保護に努める。

(鉄道事業者)

- 耐震化が完了していない空港等について、災害時における緊急物資等輸送拠点としての機能確保、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保及び飛行中の航空機の安全確保を図るため、管制機能確保に必要な管制施設等及び最低限必要となる基本施設等の耐震化を進めていく必要がある。

(都、国)